

るが、將來若し經濟組織が發達して來れば一年間の貯藏さへあれば十分であるから餘つた分は工業の中心地方へ分配せねばならぬ。そして其分配輸出も中央から管理することは貯藏運搬と同じ様にし、或る縣から餘分として出た分は近くの都會に貯藏して何の都會でも必ず一年分の食糧は貯藏しておくこととし、經理部では頭數に應じて主要食物の實費販賣をなし餘つた分は外國中で一番高く買ふ處に賣付け、中央經理部の輸出部で之を扱ふことにすれば從來の様に輸出禁止の爲めに腐らせて了ふ様なこともなく、夫れに依て得た巨額の金で外債の元利を償還してもまだ餘りがあるだらう。

食物工業を論ずるに當つて特論せざるべからざるものは茶と大豆であつて、茶は文明諸國で已に熟知せる飲料であり大豆も近來科學者及び食物管理官廳で一種の重要食物と認める様になつたものである。先づ茶に就て云へば最も衛生的且つ高尚な人間の飲料で中國では其栽培並に製造は最主要工業の一である。昔は中國が世界唯一の茶の供給國であつたが今日では印度と日本に奪はれて了つた。然し中國茶の品質は尙ほ他國産の及ぶ能はざる處で印度茶には「タンニン」酸が多く日本茶には中國産のもの程香味がない。最良の茶は矢張り原産國たる中國でなければ出來ない。中國が製茶貿易を失墜した原因は生産費が高いからである。生産費の高いのは厘金及び輸出税の

爲めであり又栽培法が舊式だからである。厘金、輸出税を免除し、新栽培法を採用したならば復興することは容易である。國際發展計畫中で余は産茶區域に新式製茶工場設立のことを説いてあるが、手工に代ゆるに機械を以てし生産費を減じて品質に改良を加へたならば世界に於ける茶の需要が日に日に増加して居る今日、又米國では禁酒を勵行して居る際でもあり、安くて上等な茶を供給すれば必ず儲かるであらう。

大豆を肉類の代用としたのは中國人の發明であるが中國人も日本人も數千年間之を主要食料に供して居り、今日では肉食を好む諸國では已に肉類の缺乏を訴へて其解決法に腐心して居る。だから余は國際發展計畫中で大豆から乳汁や「バター」を作つて歐米に輸出して各國の大都會に大豆製品工場を設立し蛋白質食料を廉價に供給することを考へて居る。又中國内に新式工場を建てて手工生産法に代らしむれば生産費も安く品質も改良することが出来るであらう。

第二項 衣服工業

衣服の主要原料は絹、麻、綿、羊毛、毛皮の五種である、以下順次に之を述べることにする。

1 製糸業

2 製麻業

- 3 紡績業
- 4 製絨業
- 5 製革業
- 6 裁縫機械製造業

第一 製糸業

生糸は中國で發明されたもので西曆紀元前數千年から已に衣服の原料となつて居た中國重要工業の一つで、爾來最近迄中國は全世界に生糸を供給する唯一の國家であつたが、現在では日本、伊太利、佛蘭西諸國で競争する様になり、何れも科學的方法を應用して居るが只中國のみは數千年來の舊法を固守して居る。生糸の需要は日々に増加するのであるから養蠶製糸を改良することは最も有利な事業である。余は國際發展計畫として生糸を産出する各縣には科學局を置いて生産者を指導し完全なる種紙を供給することにし、各局は中央から監督して繭の買入れにも従事させ、生産者には割のいい値段を拂ひ適宜の地方に製糸所を建て新式の機械で製造し、最後には絹織物工場を設けて内外の需要に應ずることとし、此等の工場は皆國立機關の監督を受け外資を輸入し専門家の指揮を受くることにすれば生産費は安くなり品質は向上するであらう。

第二、製麻業

製麻業も中國には古くからある工業で中國産の苧麻は歐米産の亞麻と違ひ新式の方法や機械を以てすれば細く柔かになつて生糸と變らぬものが出来るけれども、今日迄新式方法機械製のもものがなくて中國の有名な麻は皆舊法手工製のものである。中國南部地方には麻の産出は甚だ富豊であるから此の地方に多くの新式工場を設立せねばならぬ。

第三、紡績業

棉花は元外國の産物で中國に輸入されたのは數百年前である。手工紡織の時代には中國でも重要工業の一であつたが外國から棉製品が輸入せらるる様になつてから手工業は殆んど全滅して了つて、多くの棉花を輸出して棉製品を輸入する様になつて了つた。考へて見れば中國には勞力は有り餘つて非常に廉價であるのに棉製品を作り得ないなどと云ふのは全く馬鹿馬鹿しい話である近年になつて漸く各開港場に紡績、織布の工場が多少出現して巨利を博して居るが或人の説によれば最近二三年來上海の紡績工場は十割二十割の利益を上げて居ると言ふ。これは全く中國に於ける棉製品の需要が遙かに其の供給額より多い事を示すものであるから餘程多くの紡績工場を作らなければならぬ。余の國際發展計畫では各産棉地に互つて大紡績工場を作り、之を中央の國立

機關から監督して經費を節約すると共に品質の向上を圖り低廉なる棉製品を國民に供給し得ることを稱導するものである。

第四、製 絨 業

中國の西北部は全國面積の三分の二を占むる牧場地であるが製絨業は未だ何等の發達を見ず、毎年中國から輸出さるる羊毛は莫大であつて外國で製品となつて之が再び中國に輸入さるのである。此の羊毛貿易の輸出入のみから考へても製絨事業を發達させることが中國に取つて莫大なる利益があることは明瞭なる事實である。余の考へでは科學的方法を以て飼養剪毛を行つて其品質、數量を増加し西北各地に工場を設立して一切の毛織製品を作つたならば、原料工賃共に頗る低廉で需要は世界的であるから非常な發展を來すべく外國の資本と専門家を用ひたならば國際發展計畫中에서도最も有望なものと思ふ。中國には從來此種の工業はないから競争者もない譯である。

第五、製 革 業

各開港場には少數の製革工場があるけれども本工業は中國に於ては新工業であつて、生皮の輸出と製革の輸出額は毎年莫大な額に上つて居るから製革廠及び靴靴類製造所の設立は最も有利なる事業である。

第六 裁縫機械製造業

中國では種々な裁縫機械の需要が大變多い。或人は現に歐米に注文してある紡織の機械が全部引渡される迄には三年かかるだらうと云ふ。余の發展計畫が實現さるれば此等の需要は尙ほ現在の數倍に達するだらう。そうなれば歐米でも到底供給し得られなくなるからどうしても國內に製造所の設立が必要であり又有利な事業でもある。此種の工場は製鐵工場の近くに設けて重い原料を運搬する費用を節約せねばならぬ。其所要資本額は専門家の決定にまたねばならぬ。

第三項 建 築 工 業

中國四億の人口中貧者は尙ほ茅屋陋室に居住し北方には今尙ほ穴居の民さへある。然るに上等社會の住居は寺廟式の堂々たるものである。海港場などでは少數のものが西洋建に往んで居るが大概は皆寺廟式である。一體中國人が家屋を建築するには生存者の爲めに計るよりも死者の爲めに圖る方が多く、建築主は先づ祖先の位牌を奉安する處を眞先に決めて之を家屋の眞中に置き其の他の部分はどうでもよいのである。だから自分達の住居する所は決して安適なる場所ではなく其上所謂紅事白事(祝儀不祝儀)に適する様に安排されてある。紅事と云ふのは家族中の誰でもが結婚すること及び其他のお祝ひ事であり、白事と云ふのは葬喪の事である。尙ほ又祖先の位牌

の外に多くの家の神を祭らねばならず、此等の神事は皆人事よりも重要であるから一番先きに考へねばならぬのである。だから中國の家屋は一として人間の安適又は便利と云ふことを考へたものはないと云つてもよい位である。今國際發展計畫中に建築工業を計畫するには全中國の家屋に想到せねばならぬ。人或は四億人の爲めに家屋を建築するは不可能なりと云ふ者もあるべく余も其大事業なるを認めるが、中國人が若し最近三千年來の愚蒙の古説と無用の習慣とを棄てて近世文明を適用し、余の國際發展計畫の示す所に従ふならば、一切の家屋を改築して近世的な安適にして便利なる様式に合せしむることは勢の必ず赴く所で、或は社會の進化に因つて無意識の中に到達し又は人工の建設に因つて有意識の中に到達することも出来るであらう。西方の各民族が今日の近世文明に到達したのも殆んど無意識的に到達したのであつて、社會經濟科學などはほんの最近の發達に過ぎないのである。只然し人類一切の進歩は皆多少とも智識に原因せぬものはなく科學的計畫を基とせぬものはない。余の國際發展計畫によれば中國の家屋は全部五十年以内に近世的安適便利なる様式に改造し得ることを豫言し得るのである。科學的計畫を以て中國全部の家屋を改築せんと豫定する場合は、何にも計畫のないものに比較すれば必ず安くて上等なものが得られる譯である。今若し一遍に千軒の家を建てるとすれば一軒建てるものに較べれば値段は十分

のいで濟むべく、余計造れば余計造る程値段が安くなるのは生産學の原則である。生産學で唯一の危険とする所は生産過多であつて總ての大規模生産は皆此束縛を受くるものである。歐米の工業發達以來世界大戦争の前迄に財政の大恐慌があつたが之れも生産過剰の爲めであつた。中國の家屋建築に就て考ふるに借主は四億人ある譯で、ここ五十年間に少くとも新家屋を要するものが五千萬位はあらうから毎年百萬軒宛つても世話はない譯である。(原文には間字を用ひあり日本の一軒よりも多少狹義なれど便宜上軒と譯したり)

家屋は文明の一要素で人類が之に由つて得る所の快樂は衣食以上のものであり、人類の工業の過半数は建築用品であるから建築工業は國際計畫中の最大企業であると共に又最も利益の多い仕事である。余の豫定する家屋發展計畫は民衆に廉價なる住宅を供給し、開港場邊で現在一萬元位の價格ある家屋を千元以下で供給し夫れでも建築業者に利益がある様にしようと思ふのである。だから材料の生産、運搬、分配並に室内の家具裝飾等に至る迄皆建築工業の中に包括して左の如く分類することにする。

- 1 材料の生産及び運搬
- 2 家屋の建築

3 家具の製造

4 消耗品の供給

第一 建築材料の生産及び運搬

建築材料は煉瓦、瓦、木材、鐵材、石材、洋灰、三合土^{コンクリート}等で各一種毎に製造又は分解を行はねばならぬ。煉瓦、瓦の製造には窯^{カマド}が必要であり、木材には製材所、鐵材には鐵工所、その他石切場、「セメント」工場、三合土^{コンクリート}工場等も總て適當な場所を擇び材料と市場とに近い處に設置せねばならぬ。そして全部を中央の監督機關の下に置いて生産と需要とを調和せしめ、製造した材料は水路ならば舟により陸路ならば車で需要地に運搬し、出来る丈經費を節約し造船所、車輛製造所等も特別の船車を作つて此運搬用に供せねばならぬ。

第二 家屋の建築

此處に述ぶる建築事業は一切の公私の家屋、公衆建築を包含するもので公金で經營し、公用家屋に對しては少しの利益をも計上せず、政府から専門官廳を置いて之れに従事せしめ、又私用の家屋は國際發展計畫に依て建築し、低廉なる價格を以て公衆に供給し、夫れでも建築者は相當の利益を收め得る様にするのである。そして家屋の様式には一定の模範を作つて都會の建物は二種

類に分ち一つは家族住宅、一つは共同住宅とし、家族住宅は八間、十間十二間の各種とし、共同住宅は十軒長屋、百軒長屋、千軒長屋等とし一軒内には四間乃至六間を有することにする。又田舎の家屋は其職業によつて農家には穀倉、搾乳場等を附屬せしめ、設計は總て居住者の安適を目的とせねばならぬから特別建築局を作つて人民の習慣營業上の必要等を研究せしめて到る處に改良を施し、工事に當つては成るべく人力を節約する機械を使用して工事を迅速ならしむると共に經費を節約せねばならぬ。

第三 家具の製造

既に家屋の改造を行つた上は家具も全部新式に改造し、人民の安適を主として其需要に應ぜねばならぬ。食堂、書齋、客室、寢室、臺所、便所等の器具は皆一種毎に特種工場で製造し國際發展機關監理の下に置くことにする。

第四 消耗品の供給

消耗品は水、燈火、燃料、電話等である。

(1) 開港場以外には中國の諸都會でまだ水道のある處がない。開港場でさへもない處が多いのである。大概な場所では普通河水を飲用に供するが汚水は皆河の中に流入するのであるから中國

大都會の飲用水は皆非衛生的なものである。大都會全部に互つて水道設備を完成することは今日の急務である。

- (2) 大都市全部に互つて燈火供給の機械的燈火工場を設立せねばならぬ。
- (3) 發電所、瓦斯工場、蒸汽工場を作つて暖熱を供給せねばならぬ。
- (4) 厨房用燃料として日用に供せられるものは中國の最も貧窮なる部落では毎年の工賃の一割を薪代に拂つて居り、都會の人は其生活費の二割を拂つて居る。だから薪炭問題は國民消耗品中最大の問題である。今後は宜しく地方では薪炭の代りに石炭を使用することにし都會では瓦斯、電氣を使用することにせねばならぬ。然し石炭や瓦斯、電氣を使用するには夫々特別の設備が必要だから、夫れには國際發展機關から瓦斯、電氣並に焚炭爐製造の各工場を設置せねばならぬ。
- (5) 都會たると地方たるとに論なく各戸に電話を普及せしめねばならぬ。其爲めには國內に電話機製造廠を設けて廉價に之を供給する方法を講ずる必要がある。

第四項 交通工業

中國人は凝滯的民族であつて、古來家中に安居して僅かに手近かなことばかりにしか接觸しないものが賞められる様な習慣がある。孔子と同時代の老子の言に「隣國相望み鶏犬の聲相聞ゆる

も民老死に至る迄相往來せず」と云ふことがある。

中國人は之れを以て黄金時代と考へて居るけれども、近世の文明社會はこんな状態とは全く變つて了つて人の一生の内、動いて居る時間が最も多く、各人が動けば動くほど文明は進歩する状態である。故に中國も近世的文明を得んと欲するならば各人が必ず動かなければならぬ。箇人が活動することは即ち國家の活動することであつて各人が隨時隨處に活動すれば何等の手續をも要しないのである。只現在の中國にはまだ箇人の活動を容易ならしむる設備が出来て居らぬ。昔の大道は已に荒廢して内地の人は自動車や「モーター」がどんなものであるかも知らない。自動車は最近の發明で快速交通には缺くべからざるものであり、我々が行動を敏速にして多くの仕事をしようと思へばどうしても自動車の助けを借らねばならない。只自動車を使用する爲めには先づ以て大路を建設せねばならぬ。余が國際發展計畫で一部を已に提議した如く此等の大道を百萬哩築造する必要がある。夫れには各縣の人口率に應じて築造の里數を定めることにすれば、中國本部十八省には約二千の縣があり全國に縣制を布くとして約四千の縣があるものとして一縣平均二百五十哩宛を築造すればよい譯である。又縣の人口は夫々不同であるけれども百萬哩を四億人に割付ければ四百人で一哩と云ふ事になり、四百人で一哩を作ることは大した難事ではない。若

し余の此計畫を用ひて道路建設を地方自治認可の條件としたならば百萬の大道路も久しからずして完成さるる時期が来るであらう。

已に道路の建設を決定したならば國際發展機關では自動車製造工場の建設に着手すべく、最初は小規模で始め漸次擴張して四億人の需要に應ずることにし、車の種類も各種各様に或は農業用或は工業用、商業用、旅行用、運搬用等を皆大規模に製造すれば其値段も現在よりは遙に低廉となつて各人共使用し得る様になるであらう。

尙車を低廉に供給すると共に燃料も廉價に供給せねば何の役にも立たぬから、自動車工業發展後は中國内のあらゆる石油鑛を開發しなければならぬ譯で、此のことは鑛業の部に詳述することにする。

第五項 印刷工業

印刷工業は人民に智識を供給するものであつて、近世社會に於ける一需要であり之なくして人類は進歩し難く、人類一切の大事事はみんな印刷によつて記述せられ、人類一切の智識も皆印刷によつて蓄積せらるるものである。かるが故に印刷は文明の一大要素であると共に世界諸民族の文明進歩の程度は其毎年の出版物の多少によつて評量せらるる位である。元來中國人は印刷術の

發明者であるけれども印刷工業の發達に於ては非常に後れを取つて居る。余は國際發展計畫中にも印刷工業に言及してあるが、中國が余の實業計畫の如く發達した場合には五億の人間の需要する印刷物は蓋し莫大なものと云ふべく、各大都市大村落には全部大印刷所を設立して新聞雜誌から百科全書に至る迄、各國出版の新書を全部中國文に翻譯して廉價に販賣して公衆の需要に應ずる様にせねばならぬ。そして其販賣も公設機關で統一管理して廉賣を期すべきである。

尙ほ印刷物の低廉を期する爲めには同時に其他の補助工業を興さねばならぬ。其中で最も重要なものは製紙業で現在中國の新聞雜誌の用紙は皆外國品であるが、中國には製紙の原料は決して少くなく西北地方の原生林や揚子江一帶の蘆荻等は皆最良の原料である。此外又「インキ」工場、紙型工場、印刷機製造工場等も遂次に設立して中央管理の下に印刷工業用品全部の製造を圖らねばならぬ。

第七節 第六計畫

鑛業と農業は工業上の原料を供給する主要源泉であつて鑛業は機械の材料を生産し農業は人類の食物を産出する。此の故に機械は近代工業の幹であり鑛業は其根である。鑛業なければ機械な

く、機械なければ近代工業なく近代工業なければ人類經濟の狀況を變遷發達せしむることは出来なかつたのである。之を要するに鑛業は物質文明と經濟發達との重大なる要素である。余は前に第一計畫中の第五項で河北、山西省の鐵石炭鑛を開發し北方大港發展の補助計畫とすべきことを説いたが、鑛業は近世の重大事業であるから別に一計畫を建てて之を研究する必要を認め茲に更に一部門を設けた譯である。現在中國の工業は尙ほ幼稚であるが其經營の權利は國有たるの慣習法が出来上つて居り、中國の實業發展上これはどうしても政府自ら其衝に當つて始めて生氣ある經濟政策を樹立し得るものと考へられるのである。通常人は鑛業を以て山師的のものと考へ又外資を用ふる事を不得策とする様であるが夫れは未だ考へ方の及ばざる爲である。余は今鑛業計畫中でも最も有利なものから順次に着手することとして左記各項に分類したいと思ふ。

- 一、鐵 鑛
- 二、炭 鑛
- 三、石 油 鑛
- 四、銅 鑛
- 五、特 種 鑛

六、鑛業用機械の製造

七、製煉所の設立

第一項 鐵 鑛

近代の工業中で最も重要な原料物質は鋼鐵である。而して幸にも其原料たる鐵鑛は國內到處に豊富に存在し又開發も至極容易である。だから國家公共の利益から云へば鐵鑛の採掘權を國有として留保することが必要である。河北、山西兩省の既述計畫外の各地の鐵鑛も漸次開發せらるべく内地揚子江一帯及び西北各省の鐵鑛も豊富であり新疆、蒙古、青海、西藏も埋藏量甚大である。只現時經營中のものは僅かに漢陽鐵廠と南滿洲の本溪湖鐵廠に過ず、而も其資本の大部分は日本人に占有せられて居り、近來利益莫大だと云ふけれども徒らに利權外溢の歎があるばかりである。廣州に南方大港を開設するとすれば其附近にも製鐵廠設置の必要がある。其外四川、雲南方面の鐵鑛も開發せねばならぬ。そして各地に鋼鐵製造所を作つて鐵鋼材業者の需要に應じなければならぬ。製鐵廠建設用資本額の如きは専門家の決定に待つべきであるが、余の見るところでは中國實業發展の嚆には鐵鋼は急速なる需要を喚起すべく前述河北、山西製鐵廠經營資本の數倍を投下しても決して多きに過ぎる憂ひはあるまいと思はれる。

第二項 炭 鑛

中國は元來石炭鑛の豊富なるを以て著はれて居るもので現在採掘しつゝあるものは單に其上表のみに過ぎない。北米合衆國は現に毎年の出炭額六億屯であるから、中國にして若し同一の方法を採用するならば人口の比例から見ても米國の四倍を産出せねばならぬ譯である。之れが中國將來産炭額の目安であつて國際發展機關經營當事者の注意すべき所である。中國では石炭は已に各地に於て發見されて居り其産額の如きも豫め豫定するに困難ではないから採掘者も失敗の危険がなく必ず厚利を獲得し得るであらう。只石炭は文明民族の必需品、近代工業の主要消費物であるから徒らに採掘者の利益のみを考へるべきではなく人類の需要を充すを目的とすべきであつて、外資借款の利息支拂の次ぎには工夫の工賃を増すこと、價格を安くして人民の便利を圖ること、最後には各種の工業を發展せしむること等に意を用ひなければならぬ。余の考へでは先づ最初は製鐵業に使用さるゝ分を外にして二億屯位を他の事業用として見積つたらよからうと思ふ。そして海岸や河邊の運搬の便利な處から先きに採掘し漸次内地に及ぼすがよい。現在歐洲各國では已に自國の石炭の埋藏量を見越して中國の石炭に着目して來て居るから、中國で前述の産炭額を出しても決して過多となる憂ひはなく、數年経てば中國の工業も益々發展し石炭の需要額も増大する

ことは明白である。此等に要する資本額並に何れの炭田より開發すべきや等のことは専門家を以て科學的に研究せしめ、炭鑛以外尙石炭に關聯する各種の工業も同一の方法で經營したならば、此等の新工業には競争者もなく國內に無限の市場を有するものであるから、投下資本に對する利潤は大いに見るべきものがあるであらう。

第三項 石 油 鑛

世界に於ける營業會社として最大なるものは紐育「スタンダード」石油會社で世界での大金持は該社の創立者たる「ロックフェラー」である。之れで見ても石油鑛開發が如何に有利なる事業であるかは明かである。中國にも石油の産出は莫大である。四川、甘肅、新疆、陝西等には皆發見されて居り其埋藏量は十分の調査を経ねば確言する事は出來ないけれども、已に國內に産出する以上は採取して自用に供し年々増加する外國からの輸入を防遏せぬと云ふ法はない。誠に惜しむべき次第である。若し將來中國に自動車が行する様になれば「ガソリン」の需要は今日に千倍する様になるべく、其時には歐米各國の石油資源は枯渴に瀕するだらうから到底中國の需要を充たすことは出來相にもない。だからどうしても今から採掘にかゝつて置く必要がある。又本事業は最初から相當大規模に計畫する必要があるから國際實業發展機關をして政府に代つて經營せ

しめ、産油地方と人口稠密地方、工業中心地、各開港場等との間は油管を以て聯絡して運搬分配の便を圖ることにし之れに要する資本額並に各種の設計等は經驗家の指揮に従ふことにしたい。

第四項 銅 鑛

中國に於ける銅鑛は鐵鑛と同程度に豊富である。已に發見されて居るものも少くないから其の生産額の如きも採掘前に豫定し得べく、企業上に危険は伴はないが矢張り採掘權は中國の慣例に従つて國有のことにし國際實業發展機關が代つて投資經營することにする。四川、雲南並に揚子江一帶は中國に於て銅産の多い地方で、從來政府が採掘し來つた銅鑛は雲南の北隅昭通附近にあるもので已に數世紀を経て居り國內通用の銅貨は殆んど全部雲南銅で作つたものである。現在でも銅の使用は銅貨鑄造が主たるものであるが何分にも雲南銅は運搬に多額の經費を要する爲めに（現在でも馬背はおろか天秤もかつげぬ處を通過せねばならぬ）自然外國品を買入れねばならぬ様になつて了つたが之れは決して中國に産出せぬ譯でなく採掘法が發達せぬからである。況んや銅は貨幣鑄造以外に尙ほ幾多の用途を有し將來工業の發達に伴つて其需要は現在の百倍にも達する可能性があるから、將來は中國の市場に於ける需要品の大宗物となるべく余が茲に近代式機械設備を以て大量生産を行ふべく強調する所以である。之に要する資本額等は専門家の設計に留

保することにする。

第五項 特殊 鑛

國際實業發展機關は尙ほ此外にも各種特別の鑛山を經營せねばならぬ。例へば雲南蒙自の錫鑛、黑龍江の漠河の金鑛、新疆の和闐玉採取等の如きは皆人力を以て採掘して居るが其經營は已に數世紀に亘り而も尙ほ埋藏頗る豊富と稱せられて居り、現在迄採取したものはほんの上層ばかりに過ぎないのであつて下層部の大部分は排水困難の爲めに其儘手を付けず残されて居る状態である。從來此等は民間又は政府で經營したものであるが之れに新式機械を應用して政府の直營としたならば最も經濟的の經營と爲し得る譯である。尙其他にも已に廢棄された鑛産も少くないので此等に對し大々的に探鑛を行つて尙ほも利益のあるものならば國際發展計畫に依つて再興し、又將來一切の鑛業に對しては政府經營以外に個人にも契約を以て探鑛を許可することとし、契約満期後尙有望なものは政府に於て引繼ぎ經營することにすれば、あらゆる有利の鑛山は皆社會の公有に歸する様になつて全國民が其利益に均霑し得る様になれる譯である。

第六項 鑛業用機械の製造

各金屬共一個所に埋藏されて居るものは一小部分に過ぎず皆各地に散在して居るものであり、

又其埋藏地域の廣狹も一定して居らぬから各種の鑛業全部を政府の經營たらしむることは不可能である。従つて個人にもやらせなければならぬ。之れを農業に譬へて見れば個人にやらせた方が利益は常に多く、此の點鑛業でも同様である。鑛業の發展を欲するならば國家として必ずや寛大なる鑛業法規を制定せねばならぬ。尙ほ其上に政府の顧問技師は自由に指導、啓發を加へ、銀行や會社は經濟上の援助を與へることにし、一方國際發展機關としては各種鑛業用の器具機械を製造して之を供給し、機械商は現金賣りたると掛け賣りたるとに拘はらず最低價格を以て販賣し、萬遍なく多數の工夫に行渡る様に努力したならば鑛業は忽ちにして隆盛に赴くであらうし、鑛業が隆盛になれば機械の需要も日を逐うて多くなり機械器具製造の利益は量るべからざるものがあるであらう。只此の製造所は始めは極く小規模に經營し鑛業の發達に連れて漸次擴大せねばならぬ。余の意見としては其第一廠は廣州に設立したい。蓋し廣州は西南鑛山區域の出入港で原料の收集にも技師の招聘にも他地方より便利であるからである。其の他の工廠は漢口や北方各地の開港場に設置することにする。

第七項 製煉所の設立

製煉所は各鑛山に設置して各金屬の製煉に使せねばならぬ。そして其の組織は共同計算法によ

るがよい。最初は鑛石の買収も廉價に出來得べく製品は中外の市場に販賣し其利益の一割を製煉工夫に與へて各種の費用、利息、雜費を支辨せしめ、其他の余剰利益を他の工賃並に鑛石代等に按分することにすれば個人鑛業の獎勵にもなり工業の基礎も確立する譯である。只其設立は需要關係とうまく按排を保つ必要があるので、それが爲めには専門家をして規模の大小を研究せしめ中央の機關から之を管理しなければならぬ。

第八節 結 論

世界には三大問題がある。即ち國際戰爭、商業戰爭及び階級闘争が之れであるが、余は此國際實業發展計畫中で此世界の三大問題の解決を敢行しようとするものである。若し「ダーウイン」に次で起るべき哲學者が發明すべき人類進化の主動力があるとすれば、夫れは生存競争ではなくて相互扶助でなければならぬ。成る程他の動物に就ては生存競争は眞理であらうが人類の闘争性なるものは動物性の遺傳に過ぎないものであるから、こんなものからは逸早く脱却して了はなければならぬ。

國際戰爭などと云ふことは第一其名前のつけ方からして間違つて居るのであつて、強いて名前

をつけるならば『組織的強盜機關の強盜行爲實行』とでも云ふべきもので苟も良心のあるものならばやれないことである。而も彼等は平氣で之をやつて居るのである。米國が歐洲戰爭に加入した爲めに遂に歐洲戰爭をして世界戰爭たらしめた。米國人の考へでは今度の大戰争で永遠に戰爭を絶滅せしめ様と思つたのであるかも知れない。吾々中國人は元來平和愛好の民族として通つて居るもので中國思想中の大同世界は始終世界の美望する所である。不幸にして米國は戰爭其物には大勝利を獲たけれども平和問題に對しては全然失敗に終つて了つた、夫れが爲めに世界は再び戰爭前の状態に逆戻りして土地の爲めの争ひ、食物の爲めの争ひ、原料の爲めの争ひが又もや實現せんとする形勢であつて、其の結果以前には平和を絶叫したものが今や更に陸軍の増師を圖り海軍を擴張して來るべき戰爭に備へんとする様な状態である。中國は世界中人口最多の國で將來最も望みを屬せらるべき土地であるが、十余年前には列強が之を分割せんとし帝政露國は滿洲に殖民を實行したが日本が義憤を發して之と戦ひ中國の滅亡を救助したのである。然るに今や日本の軍國政策は獨力で中國を併呑せんとして居る。中國としては若し列強の包圍から脱離することが出來なければ、列強から分割せられなくても或る一國から兼併せらるるであらう。然し一面より見れば今日の時勢は已に轉換の機運に到達して居つて中國人は數世紀間の壓迫を經過して今日

已に覺醒の氣運に到達して居り、起つて世界の進歩に追隨せんとする道程の中にあるもので戰爭に依つて結合するか、平和の中に結合するか二者の一を選ばんとしつつある。前者は國內軍國主義者並に反動者流の主張であつて、日本の眞似をして時期の到るを待ち拳匪の亂を此文明世界に再現せんとする様な考へであるが、我中華民國創造の目的が元來平和に存するのであるから余は敢て茲に『平和の爲めに筆を採つて此計畫を草するのであつて其效力は兵器を利用して清朝を打倒したことよりも尙大なること』を證言せんと欲するものである。(以下二頁削除)

商業戰爭も亦戰爭の一種で資本家と資本家との戰爭である。そして此戰爭には民族の區別も國境の制限もなく、常に人道を顧みず相互に鬭争するもので其鬭争の方法は値段の競争である。弱者は倒壊し強者は市場を壟斷して販路を獨占し、何處迄も勢力の及ぶ處迄發展して止まないものである。だから商業戰爭の結果も其損害の大なる事、残酷さの甚しい事に於て決して鐵血競争が強力を以て壓迫するのに譲らないもので現に機械生産の發達以來日に日に激烈を極めて居る。「アダムスミス」一派の經濟學者は競争を以て利益を生じ生氣を有せしむる經濟組織上の要素なりと云つて居るが、近代の經濟學者は之を浪費を生み損害を生ずる經濟組織なりと云つて居る。然し近代經濟の趨勢から見れば之とは全く反對の傾向を現出し、自由競争に代ゆるに經濟集中を

以てして居る。米國に「トラスト」が出現して以來「トラスト」制限法の發布があり一般人民も亦之を當然と考へて居る。蓋し「トラスト」なるものは生産費を極度に節約して低廉なる物品を製造するから個人では到底競争が出来ず、如何なる場合でも其他の小製造業者を一掃し盡すものであり、低廉なる物品を社會に供給することは固より社會に取つて便利ではあるけれども、不幸にして「トラスト」は多くは個人の所有である爲めに其目的は利益以外に何物もなく、他の小製造業者が全部倒壊し競争者がなくなれば再び物價を吊り上げて社會上に無形の壓迫を加へるものである。抑々「トラスト」の出現は經濟進化の結果であつて人力の如何ともすべからざるものであるが、此弊害を除く爲めには一切の「トラスト」組織を全部國民の公有たらしむる以外に方法はない。だから余の國際的實業發展計畫では一切の工業を一つの大會社に統一せしめて之を全中國人民の公有とし、國際資本家から共同經濟の援助を受けて經營する様にしたならば世界市場に於ける商業競争も自然に消滅するに至るだらうと思はれる。

階級闘争は労働者と資本家との戦争であつて現に各工業國家では非常に激烈に行はれて居り、労働者は之によつて最後の勝利を得んとして居り、資本家としても之れが爲めに大に苦勞して居るのである。そして之れが何時終局すべきか、如何なる結果を得べきものであるかは何人も豫測

し得ざる所である。中國は工業の發達が遅れて居る爲めに形式上まだ階級闘争の域に到達して居らず、其の労働者は通常苦力と稱せられ其の生活は只手から口への状態であり、どんな資本家でも小さな店や工場を備へて苟も彼等に勞働を供給するものでさへあれば大いに歡迎して居る状態である。況んや其の資本家なるものも寥々晨星の如きもので僅に開港場だけにしか存在して居な

5。

中國の工業はどうしても發展させなければならぬが其の發展様式はどんな風にしたらよいであらうか。やはり西洋文明の様な舊來の様式を採るべきであらうか。此の舊來の様式は「コロンプス」が始めて「アメリカ」を發見した時の徑路位なものではない。此の時の海路に就て考へて見ても歐洲から西南方に向つて「カナリア」群島を経て「バハマ」群島の「サルバドル」に至る迄非常な廻り路をして居り、現在の直線航路に比較すれば何層倍かの遠距離であつて到底同日の比ではない。況んや西洋文明の經過して來た道程と云ふものは此の「コロンプス」の「アメリカ」發見の航路位のものではなく、全く暗夜に彷徨して居つた様な状態であつたのである。今や中國は後進であるから西人が已に開拓した路に従つて進めばよいのであつて、大西洋を西に向つて進めば印度に行かずに「アメリカ」新大陸に達することは豫め分つて居るのである。經濟界の趨勢

も亦此通りであつて、物質文明の標的は個人の利益に存せずして公共の利益にあるのであるから其の捷徑は競争でなくて相互扶助にあるのである。だから余の國際發展計畫では工業の發展に依つて生ずる利益は第一に外資借款の利息を拂ひ、第二に勞働者の工賃を増し、第三に機械の生産力を改良増進せしむることに使用し、其の他の余剰利益を各種の公共事業に活用することとすれば人民一般も近代文明の恩澤に浴することが出来るのである。

前述の六大計畫は余が新中國を建設せんとする總計畫の一部分であるが、其の何れの部分に於ても中國を資本主義から社會主義に遷移せしめる様に計畫したもので、此の二個の人類經濟進化の關鍵は將來の文化中に於て必ず相依り相扶けて行はれて行くであらう。

附 録 一

廣州重慶鐵道及び蘭州支線借款並に工事請負契約草案

本契約は中華民國二年七月四日即ち西歷一千九百十三年七月四日に上海に於て成立したもので、其の當時者は中國國家鐵路公司であり一方は「ポーリング」商會(Pauling and Company)である。中國國家鐵路公司は中華民國元年九月九日即ち西歷一千九百十二年九月九日に大總統の命令を以て委任せられ次で中華民國二年三月三十一日即ち西曆一千九百十三年三月三十一日に大總統より公司章程を公布して組織したものであり、「ポーリング」商會は現在「ロンドン」の「ヴィクトリヤ」街二號に設立されて居る。契約者等は當事者雙方の同意の上契約條文を左の如く議定した。

第一條 契約者は中國に巨額の金を貸付くことを承認す。其の利子は年五分とし専ら廣東より重慶に到る鐵道を建設する費用とし、其の總額は雙方に於て豫め之を議定すべし。此の借款により發行する債券は千九百十三年中國營廣東重慶鐵道五分利公債券と名づく。

第二條 本借款の用途は専ら廣東より重慶に到る鐵道の築造と器具の費用とに充當し、其の必要

なる用具は之を更に第十七條による細目中に詳細に列記す。

第三條 借款の分期償還と利息の支拂とは中國政府に於て之に任じ竝に廣東重慶鐵道の監理權を以て之が擔保となす。

本監理權は契約者に於て同鐵道の債券所有者を保護する目的の爲めに第一抵當權を保有するものとす。而して其の抵當物件とは鐵道建設に要せる各種の費用及鐵道材料車輛竝に家屋等を指すものとす。

若し利息の全額或は一部分を規定の期限に交付し能はざりし時は契約者は其の債權所有者を保護する爲め右權利を特別抵當品中に加ふる權利を有するものとす。

第四條 鐵道建設の時期内に於ては債券と借款の利息とは契約の協定を以て借款金額中より支出すべし。借款に組入れたる利息にして若し建設時期内に償還し能はざるものは鐵路公司の既に成立せる一部分の鐵道の收入を轉用して補償すべし。若し更に不足ある時は借款を以て補足す。

鐵道全部の建設完了後に於ては其の債券の利息は同鐵路公司の鐵道收入或は其の他の收入より之を支拂ふ。但し本辦法の詳細なる契約に就きては別に本契約の第十七條に基きて詳細に規定

す。

如何なる理由たるを問はず若し鐵道の收入金と借入の預金額とを以てして尙債券の利息と詳細契約中に記載されたる借入手形の償還額とに不足ある時は、中國政府に於て本契約を保證する爲め正式に本借款の負債と第十七條による詳細契約に記載さるべき償還利息とを政府より交付することを承認す。

第五條 本公司發行の債券は之を中國政府の債券と爲す。

第六條 債券は二回或は二回以上に分割發賣すべく第一回の發行總額は金一百萬餘乃至二百萬磅とし本契約第十七條による詳細契約に雙方調印後直ちに實行すべし。本債券の發行價額は鐵路公司与契約者との協議により同様なる債券を標準として賣出價格を議定す。此の價格は各國に於て債券を發行するに要する印紙税を包含するが故に其の原定價格に比し稍々低率なるものたるべし。この債券は少くとも五十「パーセント」は英國に於て發行さるべく、四「パーセント」は契約者に於て保留す、即ち債券の發行額金百磅につき四磅の割にて保留することを得。

第十七條の詳細契約既に決定し債券も亦發行せられんとする時は契約者は先づ金五萬磅を廣東重慶鐵路公司の預金として銀行に預入るべし。此の金額は鐵路公司總辦の命令又は會計主任と

技師長との調印により隨時測量及各種の必要な費用に充當することを得。此の金額に對する年利は五分とし將來借款金額中より償還するものとす。

第七條 借款は銀行に預金し置き契約者に於て廣東重慶鐵路勘定となすことを聲明す。此等に就ては更に第十七條による詳細契約中に規定することを得。

建設工事既に開始の際は六箇月間使用するに充分なる金額を中國に設立されたる銀行に預入れて廣東重慶鐵路公司勘定として同公司の使途に充當せしむ。但し會計主任と技師長との調印を要するものとす。此の六箇月間使用の總額は月割を以て逐次之を中國の銀行に預入る。

第八條 詳細契約調印後本鐵路公司是直ちに廣東省城に別に廣東重慶鐵路事務所を設立すべし。

此の事務所には中國人總理一人を置き鐵路公司に於て任命し、英人技師長及英人會計主任各一人を置き鐵路公司及契約者との同意を得れば之を交迭することを得。但し雇用せる英人職員は若し鐵路公司及契約者との同意を得れば之を交迭することを得。

本職員の盡すべき義務は鐵路公司及債券所有者の共同利益を増進するに在るが故に各問題の發生する毎に必ず鐵路公司及契約者と共同して公平に處理すべし。英人技師長と會計主任との給料及雇傭期限は鐵路公司及契約者との協定し鐵道勘定の内より支出すべし。

凡そ鐵道管理に關する重要職員は若し經驗あり技能ある歐洲人あり、有能なる中國人ある時は均しく一體に並用すべく、これら一切の任用と其の權限との如き規定は總理に於て技師長と會商して鐵路公司に審議認可を請ふべし。總會計部に雇用する歐洲人は均しく同一方法によつて處理すべし。若し歐洲職員にして失德行爲あり或は其の任に適せざる時は總理と技師長と會商して鐵路公司に審議許可方申請したる上同職員を更迭することを得。歐洲人職員の雇用契約は普通の使用人のものと同様たるべし。

凡そ總會計部に於ける收入勘定及鐵道建設と管理との支出數目は中英兩國の文字を用ふべし。會計主任は此の辦法に依つて報告を作成し夫々總理と債券所有者の代表たる契約者との報告すべし。但し本項勘定の收入と支出とは必ず會計主任の承認を経竝に總理の審議許可を経たるものなることを要す。

鐵道建設工事完了後に於ては凡そ普通に處理すべき鐵道事項に關しては總理と技師長に於て會商して處理し隨時鐵路公司に報告すべし。

技師長の責任は鐵道運輸を圓滑ならしめ經費を節省せしむるに在り、普通の事項に至つては總理と會商して進行すべし。副技師は建設の時期に於て其の責任を如何にすべきやは更に本契約

中の第十七條による詳細契約に於て詳細に示すべし。

技師長は鐵路公司の意思と命令とを遵奉することを要す。此の意思と命令とは其の直接授與すると或は總理を経て轉達するとに拘はらず均しく一切之によつて處理すべく、竝に鐵道の建設と維持とに對し隨時注意を怠らざるべし。

中國鐵道人才を養成する爲め總理に於て若し鐵路公司の認可を得たる時は鐵道専門學校を設くることを得。

第九條 契約者は本鐵道の建設と完成とを擔任し且つ同鐵道所用の建築物と器具との確實なる價格の七「パーセント」に相當する數量の供給權を保留することを得。器具なる二字の意味は鐵道に於て運轉に用する一切の器具例へば車輛機關車等の如きものを皆之に包含せしむるものとす。

器具なる名詞を更に明白に解釋せば凡そ鐵道が既に建設完成し之を使用したる後に於て購入せる各種の物品は其の内に包含せざるものなり。

更に詳細に之を解釋せば凡そ鐵道を建設する爲に購入する土地及總理、會計主任、技師長並に各従業員の給料は建設と器具との名詞の意味の内に包含せしむべからざるものとす。

契約者は規定により甘肅省の蘭州に到る支線を建設する權利を有し若し雙方の同意を得たる場合は更に同鐵道を其他の地方に延長建設することを得。此の種の權限は鐵道起工の始めより七年内を以て有效とす。

其餘の一切の鐵道建設と器具購入とに關する事項は本契約第十七條による詳細契約に従つて處理す

第十條 一切の鐵道沿線の土地にして測量指定したる上詳細なる計畫により附屬道路、停車場、修理工場及車庫の用に供するものは、公司に於て確定せる價格にて買收し借款額中より之を支給すべし。

第十一條 契約者は詳細契約の規定する所に依り各段の鐵道工事完了する毎に其の鐵道を鐵路公司に引渡して其の使用に備ふべし。

第十二條 契約者は役員を派遣して債券所有者の代表たらしむべし。其の受領すべき給料は別に詳細契約を以て之を定む。

第十三條 中國政府は現在建設中或は既に運轉し居る鐵道と、鐵道に屬する一切の財産竝に中國或は外國の雇用する人員とに對し總て各地方官に極力保護する様命すべし。鐵道は警察隊を設

け警察官を置くことを得、其の給料と費用とは鐵道建設費中より支給すべし。若し鐵道にて事故ありて政府の兵力を必要とする場合には鐵路公司より其の趣稟請すべく其の際は迅速に軍隊を派して駐守せしむ。但しこれらの軍隊には政府に於て費用を供給すべし。

第十四條 凡そ鐵道を建設するに用ふる各種の材料は其の外國より購入すると或は本省に於て採取するに拘はらず、若しそれが鐵道の爲めに使用するものにして免稅範圍内にあるものなる場合は一律に釐金と關稅とを免除すべし。又債券並に鐵道の收入に對しては中國政府に於て各種の徵課を免除すべし。

第十五條 中國工業を獎勵する見地より若し中國の材料にして價格品質共に適當なるものある時は之を使用すべし。

英國製造の貨物と他國の貨物とが同質同價なる時は英國貨物に於て優先權を有す。

第十六條 契約者は鐵路公司の審議と承認とを得て全部或は一部の權利利益と事業權とを他に讓與することを得。

第十七條 本契約にして調印を経たる上は直ちに中國政府に送りて審議決定を請ふべし。若し中國政府が之を認可したる時はその後於て本契約を雙方に於て協定し、別に詳細を約定す。

第十八條 本契約が批准認可を経たる上は中國政府はこの事實を駐英公使に照會すべし。但この批准は必ず第十七條による詳細契約を包括するものたるべし。

第十九條 本契約は中英兩國文字を以て四通を作製し一通を中國政府に送呈し一通を駐華英國公使に送呈し一通を契約者に於て保存すべし。若しこの契約の解釋につき疑義を發生したる場合は英文原本を以て標準となす。

中華民國二年七月四日即ち千九百十三年契約に關する雙方當事者上海に於て署名す。

附 錄 二

駐華米國公使「ジョンズ」氏の返信譯文

拜啓陳者貴信二月一日接受致候御送付に與りたる貴著國際共同中國實業發展計畫を拜讀致し深く先生がこの重要問題に對し宏偉精深なる政策を以て之を運用せらるることを感佩し欽喜慶賀する次第に有之候。貴意に據るに中國の實業を發展せしむるには國際聯合の共同勢力を以て之に當るべく凡そ中國の朋友たるものは極力贊助すべきものなりとせらるる處なるが、從來列強は戰爭の終熄する毎に常に所謂勢力範圍及割讓租借等の手段を用ひたるものにして、その不幸なること

は周知の事實に有之、貴意に於て從來の惡習を改革排除する爲めに必要なる企圖として聯合政策を提倡し國際機關と中國と共力して中國の實業を發展せしめんとせらるるは、その見る所頗る是にしてこの方法に依らば中國の享有すべき權利にして保持すべからざるもの無かるべく候。

余は深く中國の情勢が改善せられ、一切の中國人民に於て其の財貨を生産事業の爲めに利用しこの偉大なる經營に協力するに至らんことを切望するものに有之、尙中國政府がその本國の工業を獎勵しその本國の無限の資本をして生産の爲めに用ひしめらるる日の遠からざらんことを切望するものに御座候。蓋し政府に於て建設的政策を有するに於てはその信用は自ら向上するが故に有之候。

若し先生にして余の進言を許さるれば余は先生の偉大なる計畫を紹介致度或はこれに依り世界の原料と資本とに密接なる關係を生ぜしめ得べきかと被存候。吾人は均しく目下の荒廢せる歐洲が物資を需めて恢復せんことを切望し居り、他國も亦偉大なる計畫を發展せしめて資を求めんとしつつあるを知悉し居るを以て、中國の實業を發展せしむる計畫に於ては必ずその中の最も急迫にして最も密接なる必要ありと認めらるるものを定め然る後聯合共同して運輸を整頓し、此種の計畫中に於て永久的位置を占めしむる必要あり、故に目前の計として五萬哩の鐵道は最も需用に

對する適量かと思惟せられ候。かくの如く中國西北部の豊富無人の境域をして交通を便利ならしめ移民を居住せしむるに於ては沿海一帶の住民の過度に稠密なる各省を救濟して經濟的壓迫を受くるに至らしめざるのみならず、亦中國西北兩部の豊富なる區域をして中國内部及世界各國と通商する機會を有せしめ得るものに候。

中國の石炭鐵鑛に對する發展は殊に必要な企圖に有之候。石炭と鐵とは近代工業の兩大原料にして若し中國にして右二工業を發展せしめんと欲すれば如何にしても外資を利用して之を援助する必要あり、只注意せざるべからざるは一面には石炭鐵を保存してその本國の需要に應じ一面には中國の鐵鋼事業を外國人の抵當物たらしむることを阻止すべきことに有之、かくの如くするに於てはこの偉大なる事業は何等果を中國に及ぼすの憂無之候。幣制の改良と内地稅率管理の改良も亦中國經濟と工業との發展に大なる關係を有する大問題に有之候。現在最も大なる生産を爲し得るものは土地なるが、同時に又中國に緊急必要なるものも農業に有之、そは農業が一國の賴つて以て供養を得る所以なるが爲めに外ならず候。現在に就て見るも中國人口の殆んど八十「パーセント」は農業に従事し居り中國の大問題は人民をして衣食を充足せしむるに在るが故に農業を改良し新地を開墾し灌漑を整頓すると、勞働者を保護し牧畜を獎勵し棉業を發展せしめ蠶絲茶

業を改良し並に各種の種子を改良する等の事業とは尙注意すべきもの甚だ多く、これより開始すれば亦中國を繁盛に導き得、或は國民をして各項事業に投資せしめ得べきも、これを棄てて顧みざれば實業の發達を保護せんと欲するも蓋し亦難かるべしと被存候。

現在に就て言ふに余の切望する所のものは運輸、幣制、税制、石炭、鐵、農工等の事業を改良するに注意することにして先生の大計畫中に包括する所のものも亦上記の各種具體辦法に外ならずと見受けられ候。

更に實業發展計畫に就て一言すれば余は吾人の注意すべきものは新國家を研究するに在らずして一つの社會秩序極めて錯綜し居り又農工商業を以て國を立つることに久しき經驗ある國家を研究するに在りと信じ候。余の意に於ては最も重要なるを工業とするも工業に新しき方法を改用するは餘りに急なるべからず、ただ舊藝術、舊習慣を漸次に改進すべきものにして製絲と製磁との如き藝術技能は法を設けて保存すべく、生産を簡單にし廉價を以て販路を求むるが如きは不可に有之、又食糧の輸出の如きは生産過剩を確認するに非ざれば禁止すべく、然らずして若し中國に於ける食糧の價格を世界市場の食糧の價格と同様ならしめば中國は必ず恐慌を來すこと疑ひなき所に有之候。近代機關の組織に就き中國人の知らざるべからざるものは例へば一個の會社並にそ

の事務員に對して如何なる權限を與ふべきや並に會社と株主との關係は如何なるものなりやの點に有之、若し中國人にして會社の適用の如何なるものなるかを知らざれば國債機關の設立亦何等の効果無之候。茲に更に進言すべきは中國人は素より誠實を以て稱せらるるものなるが若し法を改用して事業を經營するが爲めに遂にその固有の性質を滅失するが如きことありては最も遺憾とする處に有之、余の上に述べたる各點も亦中國をして更に善良なる組織を有せしめ、從來の好習慣は固より保存し、社會の秩序も亦急速に改革することにより擾亂を受くるに至らざらしめんと欲するに過ぎざる次第に有之候。先生が中國を整頓せんが爲めに最も時宜に適したる辦法として國際共同を以て實業を發展せしむる計畫を樹てらるる高言偉論は誠に慶賀に値ひするものにして、これによつて亦今日中國人臣領袖の心理が既に逐日國家建設の事業を重んずる趨勢にあるを見るに足るものにて、若しその能力を奮つてこの事業に當らば將來内外人民は日に月に親密となり將來に於ける發展をして世界の發展と共同提携せしめ得べく吾人の最も喜ぶべきものに有之候。

尙先生の實業を發展せしむる計畫にして更に詳細明瞭なるものあらば一部を賜り度此段御回答旁々申進候。敬具

千九百十九年三月十七日

孫 先 生

「ジョンズ」

附 録 三

米國商務長官の返信一通

拜啓陳者三月十七日附貴信並に添附の國際共同中國發展計畫を拜讀致し限りなき興味を覺え候。閣下の所謂中國の經濟發展は人類全體の最大利益の爲めにするものにして吾に中國人に惠福を與ふるのみにあらざるは殊に賛成する所に有之候。閣下の提唱せらるる計畫はかくの如く複雑にしてかくの如く廣大普遍なればその詳細なる點を規畫完了せしむるにも亦數年を要するは閣下も亦明知せらるべき處、右計畫中の一小部にても尙數十億金弗を要しその中多數は初期若干年間に在つては其の投下せる資本の利息と經費とを償ひ得ざるが故に、その必要とする起債に要する利息を如何に完済するやは實に第一に解決すべき問題なるも中國の收入を以てしては現在の國債の利息の負擔も過重なるを以て新に増加する利息を必ず能く完済し得とは保證し難かるべく、

れば今日に於てはこの發展計畫は期限を制限し、明に利益あり個人の資本を誘導するに足るもののみを以て限度とする必要あることと思惟せられ候。合衆國政府に於ては一致努力して無私の友誼を中國人民に表示し、並に各種正當なる方途を以て中國人の最上利益を増進する計畫に參與せんことを希望致居候。遂に御指教を辱ふし感謝に堪えず此段回答旁々申進候。敬具

千九百十九年五月十二日

商務長官「リ ュ へ ル」

孫 逸 仙 閣 下

附 録 四

「イタリー」陸軍大臣「カヴァリア」將軍の返信

拜啓陳者如何にして國際共同組織の下に戰時に出來せる過剩の製造能力を使用して中國の最大寶庫を開設すべきやに關する興味ある計畫を惠與せられ深く感謝致候。本計畫に於ても亦これに附隨する實際上の困難の稍々顧慮を要するものありと雖もその造詣深きとその帶ぶる所の現代精神の活躍とは余をして最高の歎詞を禁ぜざらしめ候。

人道の利益の爲めに貴國の進歩の爲めに余は閣下のこの計畫の完全なる成功を祈り申候此段回
答旁々申進候。敬具

「カヴァーリア」

附録 五

北京交通部顧問鐵道專門家「ビゴール」君の來信

拜啓陳者遠東時報六月號所載の貴著論文を拜讀し敢て一鐵道專門家の資格を以て肅んで欣喜の
意を表し申候。閣下の選定せられたる線路に就き余は今邊に賛成又は反對を述べ難きも一鐵道を
以て廣大なる農業背後地と人口稠密なる海岸とを連結する理想は深く感動致候。惟ふに閣下はこ
こに於て既に鐵道經濟理論上に一の具體的貢獻をなせるものに有之即ちこの線路自身は既に沈滯
せる雰圍氣を打破し一生産區を創開し食料品價格をしてより廉價ならしめ、職業を巨多の退伍兵
卒に授け又能く大量の硬貨をして流轉するを得せしめ通貨の位置をこれによりて正しからしむる
ものに有之、余の殊に慶祝する所以のものは此の貴著の發表に依り余が汎太平洋雜誌社主の求に
應じて已に一論文を草し恰も亦この種思想徑路に觸及致居候處この論文は七月に至らざれば發表

せられざるものなるも、閣下の意見は今この點に著想せられ余の所説を懷疑するものをして大い
に了解せしむるに足ることに有之候。愚昧の言冀はくば諒恕せられんことを。尙閣下のこの種思
想を啓沃する敏妙の著作は必ずや引續き世に發表せらるることと信じ申候。此段得貴意度如斯に
御座候。敬具

六月十七日

「ビゴール」

孫逸仙先生

附録 六

米國名士にして「ローマ」に寓居し世界に於ける都市計畫者として

著名なる「エヂソン」君の返信

拜啓陳者六月十九日貴信「ローマ」敝事務所より當方に轉達せられ、偉大なる戦後の實業整頓
を助くる案と國際共同を以て中國を發展せしむる計畫とを御送付に與り深く感謝する次第に有之
候。

貴著計畫及添附圖及び先生の理論的にして有力なる論據を拜讀致し興味深きを覚え謹んで茲に欣喜の意を表し候。

余は先生の高尙なる理想が必ず實現さるべく、こは中國國家人民の福利の爲めのみならず世界各人種の利益と繁榮とを齎すべきを確信致候

富饒なる貴國は糧食、鑛産、石炭、鐵等々の天然富源に於て素より豊富と稱せられ従前は各國の忽諸に附せる所なるも今は然らざる所、先生の活動發展計畫とその展開培養とはこの全然從來觸れられざりし廣大なる處女地をして最も經濟的最も實用的の方法を以てその産物を世界市場の前に運出せしむるものにして、先生は絶対に私心なく専ら人道の爲めにその利益を求めらるるものに有之、全く稀有の人格と稱すべきものにして且つ明に先生の深甚なる國際同情を發露せるものに有之候。

かの中國の富源を發展せしむるは常に貴國實業商務に新刺激新能力を與へ且つ貴國人民の爲めに謀りてその利益無量なるのみならず、又無限の利益をあらゆる國家の一切の人民に附與するものなるを否認し得ざるものに有之候。されば政府及外國財政家は先生の計畫に對し最も深く最も仔細なる考査及び援助を與へ先生をしてこの最大なる人道的計畫を實現せしむべく何等躊躇すべ

からざるものに有之候。凡そこの北直隸に北方大港を建設しこの港より中國西北邊陲に直達する一鐵道系統を造り、又一運河を開鑿して中國北部中部とこの港とを連絡する内地水路系統を構成し且つ山西の石炭鐵鑛區を開發するは、常にその所要製鐵製鋼工程の爲めに貴國の數百萬人が職を得らるるのみならず、且つ門戸を開放するを以て利益之に隨ひ多數國家の組織完美なる無數の實業をも容れ得るものに有之候。

先生が我が世界交通中心都市の計畫に贊助を與へられ且つ先生御經營の建設雜誌を以てこの思想を貴國人民に紹介さるるは、余をして益々奮勵せしむるものに有之候。

此の都市は若し中立地帯に設立せらるれば直ちに國際聯盟の必然的需要に應じ得てその實際の骨幹をなし、國際司法法廷の下に統治さるる最も莊嚴なる行政の中心を成すことを得る次第に有之候。

余は既にこの世界中都の圖面及び草案を各國の政府及び主權者に送與し並に十月一日より「ワシントン」に赴きて各圖の原本を展覽し、親しく純然たる實際經濟的觀察點よりこの種計畫を各國代表の前に於て説明せんとしつつあり、之等代表は茲に集合して國際聯盟の組織を助けんとするものに有之候。

余は又嘗て「ウイルソン」大統領に書面を以て申送りたる處彼は余の企圖草案を受けたる後余に答へて「この計畫は甚だ高き價値を有す、余はこの世界交通中心の計畫が久しからずして實現して中都となり、各國の最高の自然産物と最も重要な實業の成功とがこれを集中點となし且つ之が意義を確定せんことを希望す。この種貢獻を發露するは尙友誼的社會的經濟關係に向ひ最初の決定の一步をなすものにして、この聯合の實行を建立するは實に非難すべきものなかるべし」と稱し居り候。

此の海上、空中、陸地の戰場に於て公道を求むる爲めにせる戰勝、人道の爲めに障害を排除して和平を進め、將來暴君の壓迫を受けざる自由の爲めにその生命を抛棄せる數百萬人の英雄の奮闘と高尚なる犠牲とを紀念する爲めに、諸國は各々貢獻し共にこの和平の都市を建造維持し以て國際的の立派なる記念碑とすべきものに有之候。

先生の高尙なる計畫に對し余は最も深厚なる同情を抱き居り、先生が余の計畫に對しこの深くして切なる興味を有せらるるは殊に余の慶賀する所に有之候。此段回答旁々申上候。敬具

八月三十日

逸仙先生

「アンドレー・エヂソン」

第三章 社會建設(民權初步)

孫文自序

中國の民族は世界最大にして又世界最優の民族であり、中華の地域は世界に於ける最廣最富の土地である。此の最大最優の民族を以てし、而かも此の最廣最富の土地に據り、此の時運進化の時、人文發達の際に會して猶ほ且つ未だ我が東隣に先んじて富強の國家に改造する能はざる所以のものは抑も何か。

人心離散し民心凝結せざるに基くのである。中國四億の大衆は宛かも一群の散沙のそれにも似たる現狀であるが、之れ天性の然らしむる處とのみは云ふを得ない。實に異族清朝の專制政治の結果が斯かる現狀を誘致したのである。彼の滿朝の治世に於ては集會は嚴禁せられ、文字忌諱に觸るれば獄に投ぜられ、相對して語れば其の罪正に棄市に當つたのであつた。

之れに依り人民より集會の自由、出版の自由、思想の自由は完膚なき迄に剝奪せらるる事、實に二百六十有餘年の久しきに及んだ。而して此の間我種族の絶滅するに至らざりしは寧ろ魔障と

謂ふべきであり、人身の結束と大衆の群力の發揚とを期する如きことは到底望み得なかつたのである。

然るに幸にして天此の優秀庶盛の民族を棄てず、其の當初歐米思想文化の刺戟を受け、次で東隣の維新に依つて喚起せられ、其の終期に於ては中國に於ける革命風潮糜曼振蕩することを得て遂に一舉にして異民族の專制王朝を覆墜せしめ、祖宗の遺業を回復し、又克く近世進化の潮流に順應し得て、茲に中華民國の創業を確立するを得たのである。

然るに如何にせん國體建設の當初に於ては民權未だ伸張せず。之に依て遂に民政を覆して再び帝政に復せんとする野心家現はれ、民國五年早くも洪憲元年と變じたのであるが、幸にして革命期の氣力未だ亡びず新舊兩派共に争つて帝制に反對し、始めて民國の中興を確立し得たのであつて、將來我民國の前途の安危如何は繫つて民權の發達如何に據るのである。

然らば何をか民國と云ふ。故米國大統領「リンカーン」の言に依れば「人民之を所有し、人民に依て統治せられ、人民之を享有する之れを民國と云ふ」と謂つて居る。

何をか民權と呼ぶや、即ち近來瑞西國に於て實施せらるる制度にては官吏を選舉する權、官吏を廢免する權、法律案を創制する權、及び法律案を復決する權限を人民に附與して居る。之れを

四大民權と稱するのである。而して此の四大民權を具有してこそ始めて純粹の民國となり得るのである。

革命黨の誓約に「中華を恢復し、民國を創立す」とある。之れ蓋し此の世界最大最優の民族を以て世界に最も進化せる、最も壯嚴なる、最も富強なる、而かも極めて安樂なる國家を造成せんと欲し、中國を人民の有と爲し人民の統治する所にして而かも人民の享有する處と爲さんとするのである。

今や民國なる名稱は既に決定した。「名正なれば言順ひ、言順へば事成る」であつて、革命の成功も亦之を以て終りを告げたのである。今後は民國の名稱を省み、節義を盡し、名に耻ぢざるが如き實果を結ばしめ、以て革命志士の志を完成し、純粹の民國を造成するのが國民の責任である。蓋し國民は一國の主であり統治權の發現する所以である。而して其の權利を行使するが爲には其の端を代議士の選舉に發せねばならぬ。若し能く其の法に則り事に従ひ得て幼稚より漸時に強壯に進み、民權を發達せしむるを得たならば純粹の民國は日を期して俟ち得るであらう。

民權は如何にして發達するを得るや。則ち人心を結束強固ならしめ、群力を糾合することより初めねばならぬ。人心を結束強固ならしめ、群力を糾合するの初に當つては又之を集會より初め

なければ克く其の成功を期することを得ないのである。之れ集會なるものは實に民權發達の第一歩であるからである。然るに我中國人は集會に對する嚴禁を蒙り、今日に至る迄已に數百年に及んで居る爲、團體生活の天性は殆んど失はれてしまつてゐるのである。それ故に集會の原則、理論の知識及び其の習慣經驗等は殆ど皆無と云つても過言ではない。恚くの如き一群の散沙に似たる民衆を突如民國の主人たる地位に就かせ其の結果手足の措く處を知らず、其の適從する處を辨へないのは蓋し尤もな次第と謂はねばならぬ。而かも斯かる意味に於ける所謂集會なるものは烏合のそれに過ぎないのである。中國國民が今日事實上未だ民權の第一歩すら實行し得ないのは之が爲である。

然らば如何にすれば可なりや、余の見を以てせば野心家は必ず帝政に非ずんば不可となし、又曲學者は專政政治に非ざれば駄目だと云ふに違ひない。而も之等は皆國家も亦人間發育のそれに似たるものなることを知らないのである。凡そ人は此の世に生を享くるや能く一日にして歩み得るものではない。同様に國家も其の建設の日猶ほ淺き場合は決して一時に發達を望み得るものではない。孩兒の歩みには必ず保母の教を待たねばならぬ。今國民が歩行を學ぶのも亦恚くの如くあるべきであつて、之れ即ち民權初歩なる一書を作述せる所以であり、之に依つて國民に民權第一

一步の實行を教へんとするものである。

泰西の學術東洋に進入してより宗教哲學の玄妙なる、天文算數理化學の奥衍なる、政治經濟の資格、農工商兵の實際學、及び歴史文藝の如き博雅なる科學等は皆各々其の専門書を具備せざるはない。然るに獨り卑近且必須の會議學に至つては今日尙ほ闕如たるものがあるのであつて、誠に我國集團社會に取つて一大遺憾とも謂ふべきである。惟ふに議事に關する科學なるものは西洋諸國に於ては童兒も之を能くし、中學程度に至れば殆ど第二の天性と迄成つて居るのであつて、之れ泰西人の社會集團力が遙かに吾人の上位に在る所以である。

歐米に於ける會議學の著書は其の數幾千なるを知らず、其の通常傳讀せらるるもののみにも百數十種を下らないのである。然し之れ等は皆大同小異、何等の新義を見出すことは出來ない。本書に於て其の講材を取つたものは數種の著書に過ぎないが就中沙德氏の書に依る所が最も多いそれは該書が平易にして且つ容易に了解せられ、初學者にも便利にして我國人に最も適當と思はれたからである。本書に於ては詳細に章節を分類して當然包含すべきものは全部載せてあり、且又會議學の妙用を盡く網羅して居る。英國に會議制度が初まつて以來歐米各國に流布し以て今日に至つた數百年の經驗習慣が、皆本書に就いて一度にして之を悉知し得られるのである。

本書は又之を兵家の操典、化學の公式にも譬ふべきであつて、一通り通讀すれば足る如きものではなく、得た所を練習試験すべき種類の書である。若し本書を一讀通覽するに止まるならば宛かも其の味感に蠟を嚼むに似て、結局何等の得る處がないであらう。又若し練習試験することに依つて本書に従ふならば宛かも甘蔗を味ふと等しく、漸時其の妙味を體得ることが出来るであらう。一旦通曉の域に達せんか、會議獨特の妙用を完全に會得し得るようになるのである。

凡そ國民としての責任を負担せんと欲するものは本書を讀まざるべからず、我國人心を結束し我民力を糾合せんと欲するものは本書に學び、偏く同胞に之を傳授して極めて普通なる常識たらしめねばならぬ。家族、社會、學校たると農業、商業、工業の各團體たると、會社たると、國會、縣會、國務會議たると、將又軍事會議たるとを問はず、皆此の書に従はねばならぬ。

本書は我國人が如何にして民權の第一歩的方法を行使すべきやを教へんとするものである。若し此の基本的初步にして能く實行せられ、又其の實行にして當を得たならば、歩を逐ふて前進すべく民權の發達は必ずや其の極點に達する日を期待することが出来るであらう。

古語に「遠きに行くは近きよりし、高きに登るは低きよりす」とある。我國人が民權を以て人類進化の極則たるを知り、且つ民國が世界に於ける最も高尚なる團體たることを知り、之を

定めて制度と爲さば其の第一歩的事業を實行することは萬が一にも忽略にすべからざる所である。

苟くも本書を熟習したならば、人心自から結束し、民力自から強固なるべく、斯くの如き四億に餘る優秀文明の民族を以てして、而も世界最良美の土地と最も博大なる富源とを把握し、若し克く一心一德以て富強を圖るならば、十年の後には必ずや能く歐米の上に出づるを得るであらう。

四億の同胞よ！ 冀くば之を勉めよ。

民國六年二月二十一日於上海

孫 文 序

第一 會議の成立

第一節 臨時集會の組織方法

第一項 會議の定義

凡そ事理を研究して之が解決を爲すに、自己一箇人なる場合には之を獨思と云ひ、二人ならば之を對話と云ひ、三人以上が一定の規則に従つて行ふ場合之を會議と云ふ。彼の國會が立法行爲を爲すと、郷黨相會して親睦を圖ると、學會が相合して研究を爲すと、商工業者が集會して斯業に對する籌策を爲すと、一切の臨時的集合たるを問はず、廣く大衆の方策を徵し、羣集の力を糾合して非常なる事の處理に當るものは皆此の類である。

第二項 會議の規則

從來中國人の所謂會議なるものを見るに、大衆を一堂に聚合するに過ぎず、常に其組織も完備せず、其の職責にも缺くる所があつた。或る事件に逢着すれば隨意に發言し、相互に談論を交へ、全く秩序が無く、斯くの如き會議が我國では殆んで習慣と迄成つて居た。其の實際に於て或は目的を達し得る時もあるであらうが、多くは誤解の原因となり、衝突を招くのが當然の事であつた。斯の如き會議は實に不正式、不完備、且不規則なる會議と云ふも可なりである。規則ある會議は之等とは異り、其の組織に於ても必ず選定せる職員があつて専ら其の責に當り、其の會議を行ふに當つても必ず一定の手續に依り、條理整然として紊る事なく、一議案を提議するにも必ず先づ議長に發言の地位を得んことを求め、其の地位を得たる後始めて發言する。既に提出せ

られたる議案は必ず順序を逐ふて討論し、然る後法の定むる所に従つて議決する。其の間の一言一動と雖も秩序整然、而かも相互の和氣其の度を得べきである。斯の如くして始めて能く各人の思想を集め、益を大ならしむるの効果を收め得るものである。亦會議に與かるものをして經驗練習を積ましむれば、其の智能も増進し得られるであらう。

第三項 會議の種類

會議に三種あり、其の一は臨時集會にして特別事項を處理する爲に生ぜるもの、其の二は委員會にして、之れ即ち高級團體の命令を受けて成立し、指定せられたる事項を審査し以て之が解決を爲し、或は之が爲に劃策を爲すものである。其の三は恒久的機關にして、一定の目的を以て設立せらるるものである。此の三種の分類は若し一、二の兩種を一時的會合とすれば、其の三は永久的會合であり、又其の一、其の三を獨立的團體とするならば、委員會は則ち附屬團體である。此等の組織の同じからざる點に就ては、臨時集會には必ず議長、書記が有つて専ら其の責に任じ委員會に在つては書記を用ふるものもあるが、必ずしも書記を必要とせず、委員長は常に之を兼ねることを得る。但し恒久的機關の組織は略々前二者と同様であるが、別に必ず正式に選定せられた職員及び一切の定款、規則あるを要し、又定期の會議と其の標榜する主旨と規定の人數とを

有するものである。

第四項 召集の普通様式

凡そ同聲相應じ同氣相求むるものがあれば、總て會議を召集して可なりである。其の方法としては口頭を以てするもの、書狀を以て請する場合、新聞紙上に廣告するもの、或は又市街の要所に貼り出すもの等の種々があり、其の様式は左の如くである。

謹啓、茲に民國中興に際し、宜しく慶典を張らんとす。謹んで十月二十五日を擇び、新都成功大道民樂園に於て準備會を開催すべきに付、我同志諸君は定刻御光臨の上一切の指示を賜らんことを乞ふ 敬白

民國五年十月十日

發起人

甲乙丙丁
拜

第五項 開會の秩序

定刻至れば老青年諸氏盡く至り會す。丁君は先づ議場を適當に準備し、場の上手に議長席を設け、議長席の前方に卓子を配置し、該卓子の前方に當つて多數の椅子を横に配列す。

入場せる者は隨意に席を選んで着席し、互に日常の挨拶等を交換す。暫時にして發起人の甲君は卓子を叩いて會衆の注意を求めたる上、「諸君……、開會の時刻が参りました。何卒、序席に御着きを願ひたい（外國の習慣として、會を開くに當り議長は大聲にて「秩序、(Order)秩序」と云へば、一同は靜肅に其れに従ふのである）」と云ひ、一同が秩序に就くを俟ち再び「諸君どうぞ議長候補者を指名せられたい」と云ひ、一同がそれを指名するのを待つのである。

第六項 議長の選舉

此の時、己君起立して甲に向つて「乙君を議長とすることに指名します」（己君が甲君に對して發言するのに「議長」と呼ばないのは、彼がまだ正式に議長となつては居らず、單に假りに其の事務を攝行して居るが故である）」と云つて己君は復席する。と、庚君が起つて「私は賛成します」と云つて着席する。甲君は尙ほ起立したままで待ち、やがて「乙君が議長候補に指名され、且賛成をも得ました。まだ外に指名なさる方はいませんか」と云つて少時待つた上、「發言なさる方はいませんか」と云つて、尙ほも立つたままで待ち「若し別に御意見が無ければ、乙君を喜んで吾人の議長に選ばれる方は「可」と云つて下さい」と云へば、會衆中の賛成者は「可」と答へ「反對者は「否」と云つて下さい」と云へば、一同中の反對者は「否」と答へるのであ

る。此の時、「可」と答へた者が否と答へたものより多ければ、甲君は「議長選挙の議案は通過しました、乙君が本会の議長に當選しました」と宣告して着席する。然し若し、「否」とせるものが「可」と答へたものよりも多い時は、其の議案は否決されたのであつて、甲君は改めて一同に候補者の指名を爲さんことを求め、一同は前述の方法に従つて外の人を指名せねばならぬ。

第七項 被指名者多数ある場合

若し乙君の外に別の人を議長に指名せる者ある時は、起立して「私は戊君を指名します」と云ふ。又丙君を指名するもの、甲君を指名するものもあらう。斯の如き者数人ある時は甲君は立つたまま、指名者が各々自己の好む點を述べ盡すを俟つて、順次先づ乙君より一々表決に問ひ、當選者を得て之を中止する。甲君は甲君自身の指名に就いても矢張り自己の名を會衆に上呈して宛も他人の如くに取扱ふのである。何となれば甲君の職務は、之を會衆代理と名付け、議長選挙の事を辨じ、自分自身をも亦他會員と同様に見做して取扱ふが故である。若し投票に依り選挙を爲すときは、指名が全部終りたる後始めて投票を爲し得るのである。此の投票の方法に就ては後に詳述する。

第八項 指名の附加賛成

指名にはそれに賛成するもの有ることを必要とするのは當然と云ふべきであつて、指名されたものが只一個人のみの意を満足させるものであつてはならないことも當然了解し得られるであらう。只同時に多數人の指名ある時は賛成の法則は必ずしも必要としない。其の事が如何にせば妥當なりやは議長の代理を爲すものに於て宜しく其の間を酌量し、臨機應變に處理すべきである。

第九項 書記等の選挙

乙君は既に選ばれて議長となつたならば、直ちに議長席に着き卓子の後に立ち會衆に向ひ（或は卓子を敲いて大衆の注意を促がし）「只今より先づ第一に書記を選挙せねばなりません。諸君どうか御指名を願ひます」と云ひ、起つたまま待つのである。そこで戊君が起つて、「議長」（此の場合、議長と云ふのは發言の地位を得んことを求めるのである）と云ふ。議長それに答へて「戊君」と云ふ。（之れは其の發言の地位を承認せりとの謂である）。そこで戊君は已に其の地位を得たので、進み出でて「私は己君を書記に指名します」と云つて着席する。辛君はそこで起立して「議長、私は之れに賛成します」と云つて着席する。議長は少時待つか、或は一同に向

つて「まだ指名なさる方がありますか」と云ふ。暫くして前述せる議長選舉の場合と同じ方法に依つて之を表決するのである。已君は書記に當選すれば直ちに議長の傍の卓子に着席して（之れより先に卓子の上には文房具類を準備して置かねばならぬ）経過せる事項、今後の事項を一一事實通りに記入する用意をする。書記は會衆の云へる事項は記入するに及ばないが、已に行はれたる事、或は表決されたる議案は全部記録せねばならぬ。而して批評を書き入れることは絶対に出來ない。

此時議長は開會の目的を宣言すべく、長短を適宜按配せる一つの演説を爲し、大體左記の如くに云ふ。

「本日の會は祝賀式舉行準備の爲めに開かれたるものであります。諸君も當然御承知の如く民國始まつて以來茲に四星霜を經過致しました。其の間國賊の爲めには擅に蹂躪せられ、殆んど滅亡せんとする迄に至りましたが、幸にして人心未だ死せず、義兵西南に起り、志士東北に應じ、舉國一致國賊を誅し得まして、茲に天日以て光を重ぬるを得、主權依然として我等が掌中に歸しました。中華民國之より中興し、四億の同胞は永久に幸福に安んずることが出来るのであります。只今此の幸運に際しまして、我等は當然之を祝賀せねばならぬのであります。故

に祝賀式を舉行し、以て歡びを表はさんとするものであります。諸般の準備計畫に關しては、諸君は必らずや御指示下さる所も御座いませう。故に本議長は、諸君が言はんと欲する所を充分に申し述べられんことを希望致します。而して多くの意見の中より選擇採用しまして、速かに其の方法を定むることが出來ますれば、幸甚に存するのであります」云々。

恁く云ひ畢つて着席する。但し一旦議長を呼ぶものあれば、議長は必ず再び起立して之を承認せねばならぬ。人の發言の時に當つては、着席のままにて無論差支ない。但し動議を接述し、表決を提議し、或は或る事項を詳述する如き場合には必ず起立せねばならぬ。

又凡そ會議中の秩序及び禮式に關して必要を認むる場合に於ては常に起立することを要する。以上の各節は臨時會議の完備せる組織、其の着手、及び進行方法の模範を示したものである。

第十項 委員會

委員會の組織は上述の場合と同じである。唯、書記の職務は之を省略するも差支へない。若し、上級團體が委員に委任した際、已に其の委員長が選定せられて居れば、開會の時にあたつて再選するを要しないが、然らざる場合は第一次會開會に際し、當然委員の中より相互に之を選舉せねばならぬ。事實上より云へば、先づ最初に委任を受諾した人が必ずしも委員長とは限らない。唯

第一次會に於ては當然最初に委任を受諾した委員が其の他の委員を召集せねばならないのである。委員會進行の規則に就いては後節に於て詳述する。

第二節 恒久的機關の成立方法

第一項 會の成立

永久的團體の第一回集會を發起するに當つての組織方法は臨時集會に等しい。但し必ず章程、規則及び常任職員の選舉を必要とする。

(成立形式) 例へば、祝賀會終了後參會者の感興未だ去らず、其の感情も愈々結びつけられ、一同孰れも、一個の團體を作り以て政治の改良を助成し、而して社會の進歩を促進せんと欲したとする。茲に於て再び志を同ふするものを召集し更めて發起するのであるが、其の進行の次第、順序に就ては總て臨時的會合と異なる所はない。

乙君は選舉の上假議長となり、己君は臨時書記となる。議長が已に開會の主旨を宣言したる後、參會者は各個隨意に批判を加へ、或は本計畫に賛成する者あり、或は反對するものもあるであらう。甲君先づ立つて議長を呼び、承認を得るに及んで曰く「私は地方自治勵行會を發起する

ことを動議します。而して本集會中に於て、直ちに事を進行せしむべきであると思ひます。」議長が其の動議を接述する。そこで、直ちに正式に討論することになり、各自は自己の言んとする所を述べる。それより採決に入り、若しも多數の賛成者を得れば則ち通過せることとなる。然る時は議長は一同に「地方自治勵行會を發起するの動議は已に可決しました」と宣告する。之れを法理上より言へば、本會は臨時集會とは言へ、實際上に於ては、此の時より直ちに變じて永久的團體となれるものである。よつて總ての參會者は既に共同して約束せる義務を盡したから、當然會員となる譯である。

議長は既に採決の結果を一同に宣告したる後、更に一同に問ふ「本會は只今より如何にして進行せしめ、團體の組織をして完備せしめたら善いでせうか」庚君型の通り發言の許可を得て「三人の委員に委任し以て章程規則の起草をなさしむる」ことを動議する。此の動議が議長によりて接述され、討論を経たる後一同に採決を提議し、若し通過すれば議長は一同に向つて「如何なる方式に依つて委任致しませうか、會員中より選舉致すことにしませうか、或は本議長より委任致しませうか」と問はねばならぬ。壬君地位を得て動議し「議長より委任せられたい」とか「一同より指名すべし」とか云ふ。若し前の動議にふ従ならば型通り一同に示して、通過したる後、議

長は會議に出席して居る三人の者に委任することとなる。即ち「本議長は只今成君、王君、巳君に起草委員を委任します」と云ふ。若し後者の動議に従ふとすれば、一同に籌り、動議通過したる後型の如く議長は一同に指名を請ひ、之に次で一同採決に入ること宛も議長選舉の方法と何等異なる所はない。

職員の選舉も亦前述の方法と同様にし、委員をして審査決定し職員名簿を作成せしむる様動議することもよし、又は會員より候補者を指名する様動議することも出来る。若し委員をして審査決定せしめたる場合は、委員を受諾せる者は直ちに別室に退きて詳細に審査決定し、直ちに報告するか又は次會に於て之を報告する。更に或は職員名簿を鈔録せしめ、或は多分に印刷せしめて投票用紙の用に供するのである。

章程規則の起草委員に至つては、必ず次會を待つて然る後報告すべきである。

以上の各事項は一會を發起する上に必要とする所で、少しも忽がせにするを得ない所である。斯の如くして一時的組織より漸次歩を進めて永久的團體となるのであるが、第一次會に於ては次會の開會時期及び場所を決定せねばならぬ。然る後散會するのである。

第二項 章程及び規則

第一次會議に於て委任せる所の起草委員は、自ら會を召集して章程、規則の草案を作成しそれを清書して報告の準備をなす。

第二次會開會の場合、記録を承認した後には於て第一に爲すべきことは、起草委員の報告であり議長は先づ之を要請する。然る時は委員長は之を朗讀するのであるが、先づ全文を読み、會員をして總體の主旨を知らしめ、後逐條之を読み上げる。一同は一條毎に詳細に討論を爲し、或は修正を爲すべきである。第一條が議定されるれば、議長は言ふ「只今より第二條を審議致します」。而して最終迄逐條毎に、右の通り繰り返すのである。

之が終れば議長は「今度の問題は本章規を採用して本會の章程と爲すや否やにあります。賛成者は云々」(前述の表決方法に同じ)と言ふ。規則の表決方法も亦同じ。

模範的章程及び規則の一部は附録に記載してあるから、各種團體は之れを以て大綱とするがよからう。章程規則の重要點は必らず會名及び其の目的、職員及び常務委員の數及び其の職務、會員の條件、合法的の議則、法定の定足數、修正、改正の條例及び會議の一切の要素を包含してなければならぬことである。

第三項 職員

重要な職員は會長、副會長、及び記録掛、書記等である。若し會費を徴収するならば別に納、會計（簿記）の二職を加ふるを要し、若し又事務が多忙なる時は通信書記及び副書記を置く必要がある。又若しある事項が集會の時に爲し能はざるものならば、董事（參事會員、幹事）を選擧して之を辨ぜねばならぬ。若し又小團體にして、其の目的が相互の利益を計るにあり且それ以外の事務に與からざる時は、一切の事務は會員全部が之を辨じ、集會したる時に其の大要を討論採決し、其の細務は之を委員に附託すべきである。又此等の資益會にあつては其の職員は宜しく交代に擔任し、各人をして其の技能を練習せしむべきである。斯の如くして會員全體が均しく事務に參與すれば相互の感情益々密接となり、結合力いよいよ堅固になり、而かも平等公正の精神も亦油然として生ずるものである。

第四項 職員を選擧

第一回の會議に於て委任せられたる職員、指名せられたる委員は自ら開會して審議決定したならば、之を「ノート」に控へ置いて報告の準備を爲し、第二回の會議が開會せられ章程規則が已に採用せられたる後に於て、會長は始めて指名せる委員に命じて報告せしむる。委員長は起立して言ふ「議長殿、本委員等は謹んで左のことを報告致します。議長王氏、副議長丙氏、記録掛書

記己氏、通信書記戊氏、出納掛乙氏、會計掛甲氏云々（以て章程中に當然あるべき職員は盡く之に做つて申述べる）読み終れば人名簿を議長に手交して着席する。

會の規則は各國同じからず、或は指名せる委員の報告ありたると同時に選擧すと規定せるものもあり、或は報告に接したる後次回を待つて始めて選擧すと規定せるものもある。若し次會を俟つて選擧を爲すならば、議長は指名報告を收受したる時に次の如く言はねばならぬ。「諸君は只今委員の報告せる候補議員の姓名を御聞きになりました。選擧の時期は、次會の某々日に行ひます。若し不賛成の方がありましたなら、只今別に指名して下されば、次回に正式指名者の後に候補者として加へます」

若し同時に選擧すと規定したる場合は、議長は次の如く言ふ「諸君は只今の委員の報告を御聴取になりました、御意見はありませんか」云々、此の種の報告は必ずしも別に動議して收受又は採用する必要はない。今指名しつつあると云ふ時に若し其れ以外の人を指名する者があれば、適宜に之を行はねばならぬ。（下項に詳述する）

選擧の時至れば議長は發言して「只今より検査員を選擧致します」と言ふ。辛君はそこで發言を求めて「議長より検査員を任命せられんことを動議致します」。次で此の動議を一同に示して

採用し、通過すれば議長は癸氏と子氏に検査員を委任する。彼等は任命を受けたる後、直ちに候補者の氏名表を一同に分配して投票用紙の代りとする。此の時空白の罫紙を用ふるも可なるべく會員は各々投票用紙を準備したならば、不賛成の者の姓名を抹殺し、自己の賛同するものの姓名を記入する。検査役は箱等の容器に之を収め、別室にて之を數へて其の結果を記帳する。右終れば議長は他の事項は差し置いて「検査員は已に報告の準備が出来ました」と言ふ。そこで癸君は投票の結果を左の如く朗讀する。

投票總數 二十一票

當選必須數 十一票

會長投票 辛氏 一票

副會長投票 壬氏 二十票 當選

子氏 一票

庚氏 一票

丙氏 十九票 當選

讀み終れば其の書類を議長に手交する。議長は「次に擧ぐる方々は既に大多數を得まして、本

會の職員に當選されました」と述べ、更に職員及び當選者の名を讀み上げて、始めて決議となるのであつて書記は直ちに本案を記録に止める。本案は再議に附すことは出来ぬ。

第五項 其他の選舉

若し指名委員が即時報告することを要する場合は、氏名表を準備する暇なく空白の投票用紙を用ひ、何職には誰、何職には誰、等の如く按んじて會員を選舉し、自己の好む人の名を記し、後それを姓名別に分つて計算する。或は又複選舉法を行ふ場合は初め指名に依つて選ぶものであつて、其の方法次の如し。

(一) 凡て投票を得たる者は、被指名者となす。

(二) 二三の最大數の投票を得たる者を以て被指名者となす。

(三) 若干票以上を得たる者に限り被指名者となす。

上記の中孰れの方法を用ふるかは最初に決定すべきである。複選の方法は最も公平であるが、多少時間を要する。

第六項 當選者なき場合

若し各職の候補者中大多數の投票を得たるものなき時は、之を當選者無しと言ふ。斯かる場

合には必ず再選するを要し、當選者を得るに至る迄之を行ふ。例へば議長選舉に當り全體の投票數十九なる時、王氏十票を得、丙氏七票、乙氏二票を得たとしたならば、王氏は正に大多數を得て當選した譯である。若し王氏がその投票數十票以下しか得なかつた場合、此の選舉は當選者なく、必ず再投票するを要する。斯る場合議長は「會長の候補者中、誰も大多數を得た方がありませんので、本會は再選舉を行はねばなりません」と云ふ。

第七項 大多數と比較多數

大多數とは即ち過半数であり、比較多數とは得票が投票數の半数以下の中にて最多數なるものである。若し投票數の丁度二分の一を得票したる場合、又は候補者が單に二名しかない場合は、大多數と比較多數とは、實際上に於て何等異なる所がない譯である。然し若し二人以上の候補者ある時は、兩者は大いに異なる譯である。例へば、投票總數十九票なる時、王氏九票、丙氏七票、乙氏三票を獲得したとすれば、此の場合王氏の得票は、大多數と言ひ得ず、比較多數である。何となれば、十票を得て始めて十九票の過半数となり、大多數と言はれるからである。比較多數を以てしても當選する場合がある。斯かる場合には必ず投票に先つて表決されたものでなければ無効である。但し、一切の社會團體の職員選舉は、過半数を得て始めて當選するのが通例であ

る。之に反し、人民が官吏を選舉する場合は比較多數に依る。何となれば、大多數法を之れに用ふる場合は往々にして不便なる事柄を生ずるからである。故に經驗に富む國家に於ては、多く此の大多數法を行はずして比較多數法を採るのである。

第八項 團體の成立

常任職員を選定し終へたならば彼は次會より就任すべく、其の際は、自己に對する一同の信任を感謝し、併せて自己の全力を盡して任務に當り、必ずや意を會員の權利義務に注ぎ、而して平等に之を承認し、之を尊重する旨の辭を述ぶるのが通例である。之れより彼は會長或は議長と呼ばれるのである。職員を選定を終り章程規則の制定を終れば、其の會は則ち成立した譯で其の事業に着手することが出来る。此の時に於て、職員は當然就職して、各々其の管掌事務に携さるのである。開會の時に正式職員全部缺席したる時は何時なるを問はず、會員は何人にも秩序に就くべきを宣布することが出来る。而して會員中より別に代理議長並びに書記を選出して議事を擧行せしむるのである。之れ會員一同及び演說者を久しく待ばせざるに比べて遙かに勝れる策と言ふべきである。

臨時會及び定期會は各々何れも常規があつて、其の手續規則を規定してゐる。臨時會は多くは

一般慣習を尊び、後者は自己の獨特の方法に依るのであつて、各商業團體及び會社の會議は皆其の會議規則に準據せねばならぬ。而して何人の定めたる方法たるを問はず、此等の規則は夫々社會團體に適用され又各商業團體及び各會社に適用するものである。

第三節 議事の秩序及び定足數

第一項 恒例事項

會議を開くに三つの必要なる形式がある。

一、秩序に就かんことを請ふ。

二、前會の記録を朗讀し之を承認する。

三、散會。

以上の外更に常務委員の報告がある。之等は何れも恒例事項と言ふべきである。此等の事項が満場一致の許可を経れば、動議及び議決の形式を用ひなくとも、之を施行することが出来る。但し之等の非公式の行爲は之以外の事項に適用してはならぬ。何となれば例令此等が恒令、例行的事項なりとも往々かかる非公式行爲には反對するものなきにしもあらずとなすが故である。

開會の際は議長起立し、少時靜かになるのを待つか、又は卓子を敲いて「時間となりました、何卒秩序席にお就きの上前會記録の朗讀を御聽取下さい」と言つて着席する。そこで書記は議長を呼んで記録を朗讀し、終れば着席する。議長は再び起立して「諸君は今前會の記録を御聽取されましたが、何かの錯誤、又は脱漏したことでもお氣付きになりましたか」と尋ねる。暫く待つて「若し御座いませんならば、本記録は承認したと致します。只今より會議事項を陳べます、云々」と述べる。

若し誰かが記録の錯誤に氣付いたならば、當然起つて之を修正すべきである。其の發言は次の如し。

「議長、私は議決した其案の事項はかくかくであつたと記憶して居りますが」と云ふ。此の時若し書記が修正して書いた方が正しいと認め、而も之に誰も反對するものが無い時は、書記は其の通りに記録せねばならぬ。そこで議長は「此の記録及び修正案は承認せられたる議決案と致します」と云ふ。然し若し異議ありたる時、或は書記が原案を固持したる時は「提議ありたる通りに記録を修正して或は某字を削除し、或は某字を加入する」ことを動議することが出来る。此の動議は討論及び表決を経、案を修正するや否やは、大多數の可決否決に従つて之を決定する。茲

に於て議長は「記録は動議の如く修正して、議決案とします」と宣告する。

第二項 議事の公式順序

凡そ團體又は議長は宜しく議事の一定の順序を採用すべく、以て集會の標準とする。然し其の形式は只だ一般に行はれるものであつて、一定不變のものではない。其の形式次の如し。

- 一、秩序に就かんことを謂ふ
- 二、記録を宣讀し、之を承認す
- 三、要旨の布告
- 四、特務委員の報告
- 五、常務委員の報告
- 六、選 舉
- 七、前會指定の事項
- 八、前會未完の事項
- 九、新發生事項
- 一〇、當日計畫の事項

一一、散 會

以上の順序は各會に於て其の便宜及び方法の如何に従つて、臨機應變に之を爲すべきである。議長は毎會必ず一の目錄（日程）を定め、各事項を順序正しく書き入れ、以て開會の時、順序を追ふて提出するのである。次いで新發生事項の時に至つて、議長は問ふて「本日は新發生事項がありますか」と云ふ。若しあれば當然之を提出して表決すべく、或は假りに之を結了とし、然る後に當日の演説或は其の他の計畫事項に著手する。若し當日の計畫に一定の時間を定めてあるならば、時至れば諸種の事項未だ完結せずとも、多數の投票を得て「進行繼續」を議決した場合を除いては、黙認ありたりと見做して直ちに諸事項を次期會議迄其のまま持ち越すのである。要するに議事の順序は、記録の承認を経た後動議及び議決により、隨事之を停止し或は變更し、以て特別事項を議することが出来るのである。

第三項 定足数の定義

定足数とは、會議に於て事を處理するに必要な人数である。臨時集會にあつては定足数の問題は發生せず、參會者の多少を問はずして孰れも開會することを得る。委員會の場合は必ず過半数を以て定足数となし、永久團體にありては必ず法規を以て、幾何數を以て定足数となすかを

定むべきである。若し未だ規定なき時は、必ず大多數を以て定足數となし、開會の時必ず過半數を得て後初めて事を處理するを得、若し定足數に充たなければ散會して次會を待たなければならぬ。

立法院に於ては其の議事は公共の性質を有し、其の人員の出席は當然の義務であり、且つ立法院も亦出席を強制するの權能を有してゐる。従つて定足數は多きを以て正當となすのである。普通一般の會議に至つては少きを便利とする。何故ならば其の目的は事をよく處理し得るにあるから、當然少數の定足數を定むべきものであり、開會の時必ず定足數に達する様豫め備へなければならぬ。

例へば、會員五十人乃至百人なる場合は其の定足數は九人にて可なるべく、若し更に少なき會ならば、五人を定足數とする。假令數百人に上る團體でも、僅々十五人乃至十七人で充分なる定足數と言ひ得るであらう。

人數を決定する場合には又團體の種類にも注意すべきで、或種の團體にあつては其の會員が職務者でなければ、人數が如何に多數あつても、其の定足數は依然極めて少數と爲す方が便宜である。其の要義とする所は、凡そ各會員に出席する權利を行使する機會を與ふるにある。故に晴雨

を論ぜず、出席するものは當然事を處理するの權利を得、以て其の勞を撈ひ、而して輕忽にも缺席せる會員は、當然異議を挿むを得ざるものとなすにある。

第四項 定足數は開會前の必要事項なり

凡そ一團體にして既に定足數の規定ある場合、此の定足數は開會の事を處理するの必要條件である。開會に當り議長は出席者何名なるか、自己を加へて定足數に達するや否やを數へ、苟くも一人にても不足する時は開會を宣することを得ず、必ず出席者を待ち、定足數に達して後初めて開會を宣し得る。若し待つて時を経るも尙ほ來會せざれば、一同は散會の時を定むべく、散會の時至れば散會する。次會も亦斯の如くに行ひ、出席者は只事項を談論することは出来るが動議採決することは出来ない。

而かも如何なる事項も議事の順序の中には包含されないから、全く開會せざるに等しい。會員は催促して出席を請ひ、以て定足數を充たすことは出来るが、之を強制的に出席せしむることは出来ぬ。委員會の開會も亦此の例に同じである。

第五項 開會後定足數を缺くに至りたる場合の效力

既に定足數を以て開會したる時は、其の後漸次會員が席を去つて定足數を欠くに至りたる場合

と雖も、議事は其のまま進行する。

此の主旨は蓋し既に定足数を以て開會せしものなれば、開會後も依然定足数であるとするのであらう。斯かる状態に於て處理する所の事項は、正當と見做すことが出来る。且又散會の時迄議事を進行して差支へない。

議長は定足数欠缺に顧慮することなく、議事の進行を繼續すべきである。然れども議長たるは會員たるを問はず、若し定足数不足問題を提起すれば、議事の進行は直ちに中止する。議長は「本議長は、諸君に定員不足の事實に注意せられんことを求む」とて、動議を待つ。又會員が起つて言ふ場合は「議長、私は定員不足の問題を提出します」と動議する。此の時には各事項は當然停止せられ、在場人員を計算し、若し不足ならば直ちに散會する。

第六項 定足数の計算方法

若し定足数が少人数なるときは、其の出席缺席は議長及び書記が一寸數へる丈けで直ちに明瞭となり、會員一同も亦容易に之を察知し得る。然れども定足数の大なる場合には、よろしく検査員によるか或は點呼に依つて之を數ふべきであり、かくて幾何の出席人員ありやを計算せば、直ちに定足数問題は解決し得る譯である。

立法會議（該會議に於て大多數の議員か、又は多數の議員を以て定足数とする）の議長は議長一個人にて、出席人員數を計算して可なりや否やは尙ほ一問題に屬する。此の專斷的方法是、兎もすれば手續に規定する所の政黨團體に於て必要とする所である。然しながら普通一般團體にあつては、點呼と言ふ先例を用ひて人員の出席を定むるのが最も適當な方法である。何事に拘はらず、議長をして自然の趨勢に依つて、彼の專斷的權能を形成するに至らしむる如き機會を發生すべきものは、寧ろ制限して餘り之を獎勵すべきではない。

第四節 會員の權利義務

第一項 議長の義務

議長は全會員の公僕であり、一部の人の爲め或は一個人の爲めに服務するものではない。此の故に議長は會の長たりと雖も、一會の主人公ではない。彼は事體の秩序を以て一同を統率し、一切の事項をして皆公正平等の精神に従つて行はしめねばならぬ。

議長は秩序及び定足数を維持し、秩序が紊亂するに至る毎に起立して「靜肅に」と言はねばならぬ。又議則に反すれば直ちに起立して之を糾正せねばならぬ。

議長は議則及び會則に準據して一同を統率し、之を指導し、而して之を自己の自由に驅使せず、只目的を達することのみを思ふのである。議長の義務は當然嚴正にして偏せず、力めて大多數の意見を実施するを得せしめ、且つ同時に少數人の権利をも尊重し、事件をして迅速に公平正當の處理を得せしめ、討論をして自由にして偏せざるの取扱ひを得せしむる様にせねばならぬ。賢明なる議長たる爲めには、宜しく三種の特質を具備しなければならぬ。即ち、一、決斷力、二、懇誠の情、三、親和の情。

詳細の事項に就て之を述べれば、議長は其の最も秩序を維持するによき時に於て、事件を處理するに適當なる事をなすべきである。彼は事件を處理するに當つては、例へば動議を受け、動議の接述、動議の上呈、及び動議の表決等をなす如き場合は、當然起立すべきで、只討論の場合に於ては着席のままよい。

議長自ら發言するに當つては「本議長、或は本會長」と言ふ。會員に對しては、當然發言權を得べき會員は之を承認すべきであり、秩序に合したる動議は之を接述して、會員をして討論の機會を得せしめねばならぬ。

開會の場合には定足數に達するを待つて始めて議事の進行を爲すべく、又時に従つて開會し、

時に従つて散會すべきである。

議長は當然何時委員が報告をなすかを知るべきであり、時至れば之に命じて報告せしめねばならぬ。又議長は特別指定の事項に注意し、且つ適當なる時に之を提出せねばならぬ。有らゆる必須事項は必ず結了するか、或は正式の手續を経て之を次會に擱置せしむべきであつて、其の後に於て始めて散會を宣し得るのである。

第二項 議長の權利

議長は團體又は會議の一員たる以上、當然發言及び投票の權利を有する。但し必須事項を除くの外は、此の種の權利は通常拋棄せられる。議長は一事項に關し説明を加へるが、之は單に事實を述ぶるに止まり、自ら進んで討論を行ふ場合は、必ず議長の地位を他員に譲り「某氏、何卒議長に代つて下さい」と云ひ、暫時一個の純會員となつて後討論を行ふ。然れども議長は、此の場合、必ずしも自己の座席を離るるには及ばない。只他人を以て主席となす場合は、他の一般會員同様「議長」と呼びて後發言し、言終ると共に再び議長の職に復する。

議長は何人が地位を得べきやを決定する權利、及び秩序に關する論争點を處決する權利を有する。但し若しそれに服従せざるものらば、前二項共之を公決に訴へることが出来る。議長は動

議を待たずして正式に事項を提出することを得、又若し反対者がなければ恒例の議案は採決を待たずして通過を宣言することを得る。

議長は又會員をして動議を文書に認めしむる權利を有し、秩序に合せぬ動議を随意に取消し得るの權利を有する。議長は特別の委任を受くるに非ざれば、委員會に參與する權利なく、委員も亦共に協議すべき必要はない。議長は又特別の委任を受くるに非ざれば、監督をなすの權利を有せぬ。而して之等の權利は議長に授與せざるを可とする。

議長の權利は會員を指導して、自治を可能ならしめるにあつて、之を支配する權利は有しないのである。

第三項 會員の權利義務

會員の義務は能力を竭くして議長を助け、以て秩序を維持するにある。而して維持の途は當に自己より始めねばならぬ。例へば會場に於ては失聲を戒め、妄言を慎み、濫りに出入するを戒め、又其の外一切の會場を擾亂し、聽衆の妨害となる如き舉動を戒しむべきである。會員は必ず正式に則つて動議し、友誼を持って討論し、多數の是とする所に従ふべきである。會員地位は相互に一切平等であり、議決の投票は乃ち會員の權利であつて、正當の主張により投票するは亦

會員の義務であるべきである。

會員の討論の權利義務については第七節に於て詳細に之を述ぶることとする。

第四項 副議長並に書記の權利義務

副議長は、若し議長が缺席するか又は議長としての能力を失したる場合に遭遇する時之が代理として備ふるものであり、其の職務は議長に等しい。故に當然會、目的、遂行方法及び其の一切の議事行爲を知らねばならぬ。議長が常に副議長に請ふて、一切の事務の代理處理をなさしむれば、副議長にとつてはよき練習となり、従つて無能なる職員たらしむることはないであらう。

記録書記の職務は會議の事項を記録することである。議場の言辭は之を記録するには及ばぬが、之とても特別の命令あれば記録するを要し。然る後會議中の記録を正式議案に寫し終へるのである。總ての議決投票數は其の時の結果通りに記録し、少しも改變することを許さない。總ての否決されたる動議も亦之を記録する。凡そ記録あれば之が確定的證據となり、後日論争ある際は悉く記録を以て正しとなし、個人の記憶或は主張を以て正しとなすことをしない。故に總て前會の記録は必ず次會に復讀し、一同の動議により或は投票し、或は默許し、以て認可を表決する。斯くして後始めて正式の議案となり得るのである。

書記は委員に附託されたる事項を通告するの責任及各種の擱置延期等の議案を管理するの責任がある。

簡単に言へば會長を輔佐して一切の事務を處理するのである。若し書記の記録中に錯誤の點あり、而かも該記録は既に一同の認可する所となつてゐる場合、其の誤謬に對する訂正者は必ず其の誤謬點を指摘して一同の用意を得べきである。蓋し議案は一度承認を経れば正式の證據となるものであるから、必ず先づ錯誤を改修して後始めて承認を許すは、極めて必要なことであるからである。

記録の承認を経たる後、書記は記録の末尾に署名捺印せねばならぬが、それは次の如くする。『書記某々書記、何日、何時、何分』之を記録書に認めたらば、改めて書き寫す必要はない。若し改正する箇所があるならば、行と行の間に書き加へる。凡て採決の事項は満場の許可を得るに非らざれば之を削除し得ない。

其の他の職員の義務は各會の必要に應ずべきであつて、會則により規定せる各職員が、各自の本職とする義務を盡すべきは當然である。彼等は他人に干渉すべきでないと同時に、何等他人に干渉さるることはない譯である。

總括して之を言へば、記録書記の義務は専ら記録を司り、通信書記の義務は専ら書類の整理に當り、又其の他の職員は皆其の職務に應じたる職務を司る。又其の他の事項の如きも、其の一部を指定委任して之を司どらしめることが出来る。或は其の職責中の事項も亦投票により、或は特別規定によつて之を分擔處理することも出来る。議長は一切を監督すべきであるが、只手續きを糾正するの外は之に干渉してはならぬ。書記は固より重権を與へられてゐないとは言へ、彼も亦其の當然有する權利を活用すべきであり、而かも其の權限を超へてはならぬ。

第五項 全體の權限並に缺員、廢置、特別會議等に關する規定

惟ふに一會の權力は、第一に章程並に規則であり、第二には各種表決の專門條規が章程規則に牴觸せざる事であり、第三は採定の議則であつて、第四は會議の習慣である。以上の各條は先後して施行の順序となるものである。

職員の欠員。若し職員にして會期中に缺員を生じたる場合は、速かに別の職員を選擧して之を補充する。若し會期中にあらざる時に缺員ありたる場合は、開會の時を待つて補欠選擧を行ふか又は規則中に規定せられたる專門條規を以て之を處理する。理事會の欠員に對しては、理事團中より自ら補缺選擧を行ふべきや否や誠に疑問の點である。但し委員會に缺員ある時は、常に自ら

補缺選舉を行ふとも可なりである。其の理由は、委員會なるものは臨時的團體であるからである。凡て職員の缺員ある場合は、他員之に代つて新職員の選舉さるるを待ち、新職員一旦選出さるるや、代理職員は直ちにその職務を終止するものである。

職員の廢置。職員にして其の責任を放棄し、或は重大なる失策をなし、羞を全會に貽す如きものは、多數の議決を以てその職を廢免することが出来る。其の取消の方法は附和を有する動議（此の動議の提出には必ず他全員の賛成を要す）より出發すべく、投票に依り之を議決し、下記の如く行ふ「某々事務の職は只今より廢免することを動議宣告致します」云々。此等廢免の事項は只是非利害の極端なる場合に限り之を行ひ、其の場合には、其の職務の任期終了の時を待つて之を行ふ。

第六項 特別會議

永久團體の會員の場合には、當然定期會の日時及び集會場所を悉知せるものであるから、別に通告を必要とはせぬ。

然し特別會は之と異り、必ず議決されたる會の規定に従つて、一會員毎に正式の通知を發するを要し、且つ此の規定は必ず勵行せねばならぬ。定期會に於ては、定足數を得れば各種の議

決は、章程規則及び前會の議決と牴觸しなければ、孰れも施行することが出来る。獨り特別會は之に反し、必ず會議召集狀に記載し、召集狀に記載なきものは提議することが出来ないのである。特別會は改正修正の事項に對しては、定期會に比較して特に鎮重に行ふべきである。然し其の手續は定期會と全く等しい。若し疑議發生せる場合は、慎重なる態度を以て採決せねばならぬ。特別會は非常に應ずる爲めに設けられたものであるから、徒に頻繁に開かるべき性質のものではない。

第二節 動議

第一節 動議

第一項 動議

會場に於ては一事項を議する毎に、次の如き三つの手續きがある。

其の一、動議

其の二、討論

其の三、採 決

此の三つの手続きは一線に在るものであつて、如何に複雑なる手續と雖も、孰れも之を貫くものである。

動議とは或る事項を處理する提案である。會議に於て合法の提案を發生せしめんとせば、必ず正式の動議を爲さねばならぬ。

若し勝手に談話し、或は隨意に提議を爲して一同の同意を得るとも、拘束力を有する効果を收むることは出來ぬ。一事項を命令遵行せしむるにしても、必ず正式の動議あり、正式の採決を経て始めて受令者をして責任を以て遵行せしむることが出来るのである。

凡て勝手不正式なる談話は動議の先導となるには充分であるが、動議に代るべき效力を有することは不可能である。故に動議は實に事態の最初の基礎とも云ふべきである。

第二項 處理手續

動議及表決を以て或る事項を處理するに重要な順序が六ある。即ち次の如きものである。

- 一、會員起立して議長を呼ぶ。
- 二、議長起立して會員の發言を承認する。

三、會員動議を發して着席する。

四、議長其の動議を接受し一同に之を説明する。

五、議長討論の機會を與へ、次いで『諸君本問題を處理する準備は出來ましたか』と問ふ。

六、動議を上程して採決し、且つ採決の結果を一同に報告する。

若し動議に「賛成」あれば、第三の順序の後に來るべきである。之を其の中に包括せぬのは、それ程重要でない爲である。

第三項 動議の措辭

動議に用ふる言辭は發言者の意思を傳へることが出來ればそれで充分であり、各種の言辭は均しく用ひて可なりである。

只動議は簡明なるを要し、一題目に限定されねばならぬ。本書の各章に於て説述する所の動議の形式は必ずしも強いて模範とするに足るべきものではない。蓋し茲には動議は如何にして發すべきやを指導する爲に過ぎぬからである。

發言者は最初に「私は斯く斯くの事を動議します」と言ふ。議長は其の動議を一同に上呈し、其の言辭を再説するに當つては、動議者の言と何等異らざる如くになさねばならぬ。但し議長は

動議者に、其の動議を紙片に認める様要求するか、或は再び繰返して述べしめることを得べく、以て正確を期するのである。

動議者の言葉の充分でない所は、議長之を述ぶる際に修飾を加ふることが出来る。然し乍らそれは單に文句上に於てであつて、其の内容に至つては少しも變更することは許されぬ。若し、議長が其の本旨を變更するが如きことがあつたならば、動議者は繰り返して述べ、之を糾正せねばならぬ。

第四項 動議は何時發すべき乎

各種の普通動議は皆、他の動議にして採決を待つもの無きときに、之を發すべきである。唯、特別なる議事方法を用ふる動議にありては、他の動議が議決を完了せざる際に於ても、隨時之を發することを得る。此の種の動議は第十四節に於て尙ほ詳述することにする。唯投票の際、或は會員が發言を求めてゐる際は、如何なる種類の動議たりと雖も、孰れも之を發することは不可能である。動議の取消されたる後に於ては、各議事は、動議の發せられざりし以前の本來の順序に復せねばならぬ。

第五項 提出手續

例へば地方自治勵行會に於て、正に議事進行しつつある際と假定する。會議は順序通りに開會し、記録を朗讀し、之を承認したる後、議事日程に照して進行せしめ、而る後新事項に及ぶ。

一會員辛君、會議に於て公會演説を提起するの動議を發せんとし「議長」と呼び、其のまま承認せらるるを待つ、議長起立して之を承認し「辛君」と呼ぶ。

辛君は之により發言權を得たので、進み出でて「私は「本會が一演説會を公開すること」を動議します」と言ひ、着席する。

議長はそこで「諸君は只今辛君の「本會は當に演説會を公開すべし」との動議をお聞きになりました。此のことは當然諸君の討論に待たねばなりません」と云ひ、起立したまま一同の討論を待つ。若し相當の時間が経過しても何人も起立する者無き時は、議長は尙ほ討論を請ひ、尙ほ之に應じない時は更に討論を促す。

討論の時に當つては議長は着席するを得、各自が言はんと欲する所を言ひ盡した後、議長は再び起つて「諸君は本問題を處理する準備が出来ましたか」と尋ね、若し最早何人も討論するものなきときは、直ちに動議を上呈して左の如く採決に入る。

「動議は本會が一演説會を公會することでありますが、諸君の本動議に賛成せられる方は「可」

と言つて下さい。(賛成者之に應じて「可」と言ふ)

「動議に反対の方は「否」と言つて下さい」(反対者「否」と言ふ)此の時若し賛成者大多数ならば議長は「可決投票が多数です」とか「動議は通過しました」とか言ふ。

若し反対者大多数なる時は、議長は「否決投票が多数です」とか、「動議は否決されました」とか言ふ。

疑議及び復議ある場合を除いては、議長が一度此の布告を爲せば直ちに決議案となり、書記は之を記録し、以て後日の會議に際し議事進行の爲めの證憑と爲すことが出来る。

其の他の動議に至つては、例へば何時、何處で演說會を開くか、何人が演說員となるか等と言ふが如き動議は皆同じ形式に依つて發し、同一形式によつて之を決議する。

簡易に言へば總ての動議は皆其の本來の手續きに從つて行はれるが、唯議事方法の動議に関するものは討論を免除或は制限する場合がある。

第六項 動議の附和賛成

動議に附和するの習慣は常に之を重視し過ぎる傾向がある。

往々動議にして尙ほ正式に發する能はず、又正式に之を上呈する能はざる場合にも亦、動議は

必ず賛成即ち附和があつてこそ始めて討論に附し得ることを力説固執するものがある。之れ形式と之ふ細事を餘りに重要視するものである。

且近來立法院例へば米國々會及 Massachusetts 州會の如きは、皆賛成の形式を用ひてゐない。之れに依つても附和賛成の形式、漸次之を用ふるものがなくなつて來る傾向のあるのを窺知し得るのである。經驗あり老練なる團體に於ては已に附和と云ふ事は廢止した方が比較的に便利であることを覺るに至つたのである。蓋し時間を滅殺し、平等の道理に適合して人々をして會議に於て同等なる發言權を享有することを得せしむるからである。之に依りて之を觀れば、從來會議學専門家の多くは賛成附和を以て當然爲すべきことであると云ふ説を支持してゐるが、吾人は討論不能の議案、非公式議案及偏僻の議案に關するもの外は此の舊案に餘りに拘泥するに及ばないと主張するのである。只假りに權限を議長に與へ、議長より賛成の要不要を定めたる後動議を一同に上呈することを主張する。習慣に従へば何人を論ぜず皆隨意に動議に賛成し得る。但し賛成は必然的義務事項には屬しないが、若し何人も賛成附和しなければ議長は附和を求むることが出来る。

特別の議案を除いては議長は賛成附和を待たずして直に動議を上呈して差支へない。又議長は

其の事項が有益であると自覺したならば自ら動議に賛成することも可能であり、斯くすれば一同に賛成を請ふの煩を免れることが出来る。

賛成を必ず要することを固執してゐる團體に在つては、其の動議にして賛成を得なければ取消となる。故に公正なる議長は往々自から正式の動議に賛成を爲し、其の取消さるるままに放任するを欲しないのである。

第七項 賛成の形式

動議に賛成するものは、必ず動議が發せられた後に之れに従つて賛成を爲すのである。賛成のことは固より正當な形式に従つて之を行ふ。即ち起立して議長を呼び其の承認を得たる後「私は動議に賛成します」と云ふ。但し賛成は本來重要な事項では無いから通常多くは非公式に之を行ひ、議席より「動議に賛成す」と云へば、議長は「某動議は已に發せられ且賛成を得ました」と云ふ。若し動議にして議長自ら賛成を爲した場合其の用ふる言辭は前の場合と同じ、或は「動議は斯く斯くであります」と云々と云ふ。

賛成を要し無い時には議長は「動議がありました」とか「某々君の動議は斯く斯く」と云ふ。若し議長が賛成を得んと欲する時は「此の動議に賛成する方はありませんか」と云はねばなら

ぬ。必ず賛成あるを要すと爲す團體に於ては、凡てこの動議があれば議員は直に賛成す可きであり議長の請求を待つ迄もないことである。

斯くすれば、時間を節約して而かも議長が再三復問する手数を免かれる。

第八項 極端は當然避くべきこと

公正なる議長の常に避く可き兩極端がある。

其一、賛成の無き動議を取消すこと。

其二、餘りに急いで動議を上呈採決して討論の機會を與へないこと。

第一節に述べた議員指名の場合には當然賛成のある方がよい。其の故は指名の場合には全然討論が無いからである。賛成に關する規則は其の良善を規定せんとすと云ふことの一事に存するものである。

附和は常務に在つては當然必ずしも固執するには及ばないが、之を必要とするのは指名の議案、討論し能はざる動議並びに申訴の如き事件の場合である。

本書に於ける提出形式中には附和のことは省いて用ひてないが、各種團體にして若し本書に則らんとするものは、任意附和の採否を決すればよろしい。

第二節 變則的動議並地位の釋義

第一項 動議撤回の公例

動議發せらるるも未だ議長の接述を経ざるときは、本動議者は隨意に之を撤回して差支へない。若し既に議長の接述ありたる後ならば、満場一致するに非ざれば斷じて撤回することは許されない。

蓋し既に議長の接述を経たる後は、該動議は當然會全體に屬し本動議者一個人に屬するもので無いからである。且満場の一致を以て會員一同の意思を決定することは實際上最も捷徑であり且妥當な方法である。若し満場一致により大多數を以て此の問題を解決すれば、既に決定したる後何人でも再び同一の動議を發し得ることになり、斯の如く重複するときは徒らに時を浪費し事を失するのみである。又動議が已に修正を経たる後は満場一致を以てするも尙撤回することは出來ない。蓋し之れは既に他種の手続きを経たものであるから自ら他種的作用があるからである。若し動議が附和を経たものなれば附和も又撤回を要する。動議は撤回せらるれば之を記録する必要は無く、動議を發せざりし以前と何等選ぶ所がない。

第二項 撤回の方式

討論の際に動議者に於て其の提案の不要且無意味なるを悟り、其の提案を發せしを後悔するに至りたる時は、之を撤回することが出来る。其の方法は即ち自ら起立して議長をよび承認を得て「私は私の動議を撤回したいと思ひます」と云ふ。議長は次いで之を接述し「某君は其の動議の撤回を欲してゐます、反對者は御座いませんか」と云つて、少時回答を待ち、若し反對者がなければ、即ち一同に布告して「動議は最早撤回されました」と云ふ。若し反對者があれば起立して「議長、私は之に反對します」と云はねばならぬ。

議長は其の時は「已に反對者がありますから動議は撤回出来ません。依然諸君の前に動議は提出されてゐますから、どうぞ討論を續けて下さい」と云ふ。

第三項 例 外 事 項

前項に述べた動議が未だ議長の接述を経ない前ならば、其の動議は依然として一個人に屬するもので、動議提出者は隨意に撤回して差支へない。然し動議者は理由あればこそ提議したのであつて、提出して直ちに撤回する様な事は斷じてない。然し時としては事實關係の爲か或は其の場の勢の然らしめた爲、動議者が不用意又は無意識に提出する如き場合が豫想されない事はない。

斯かる時には議長或は其他の人が議長の取次ぎ、動議者をして其の動議の不當或は時宜に合せざるを知らしめ、若し動議者が悟つたならば直に動議を撤回して後悔の生ずるを免れしむ可きである。

第四項 分解動議

一動議にして數個部分の内容を含有して居る者に就いての分解のことは、議長が之を爲す可きであり、若し反對がなければ採決するに及ばない。或は又會員より該動議を分解するの動議を提出した時は、此の案を上呈採決すること他の動議と異なる所はない。例へば次の如き動議、即ち「議長より全權委員三人を委任し、以て演說會を公開すべしとの問題を審査せしむ可し」を提出したとする。此の動議は分解して、次に示すが如き四區分と爲すことが出来る。即ち、其の一は委員に附託して以て演說會を公開することを審査せしむ、其の二は此の委員を三人とす、其の三は委員は議長之を任命す、其の四は委員に全權を授くとなる譯である。

斯くすれば一部分一部分の討論及修正に便利なる機會を與へ得て、之を一括して全體としての複雑なる動議を處理するに比較して、更らに迅速公平なる効果を收め得るのである。其の秩序等級の點に就いても分解及び修正は同等であることは既に前節に記述してある。若し議長が動議を

俟たずして分解の事を行はんと決意したときは、動議の顯著なる段落を一一區分し、然る後上呈採決すればそれでよろしい。議事を分解する動議の方法は只次の如く「私は本動議を分解することを動議します」と言へばよく、そして其の分解方法を詳細に述べる必要はない。若し此の動議が通過すれば、議長は隨意に之を分つこと上述の如くである。

第五項 對等動議

對等動議とは、兩動議が同時に互に其の效力を相容れずとの謂である。即ち若し甲動議を否決すれば、乙動議を可決し得、二者が可決、否決の間を交互に出入するものであることは何等疑議を挿み得ない。斯くして其の一方を議決すれば他方をも決することになるのである。其の提案方法は追て之を述べる。

第六項 地位釋義

地位とは發言權である。

發言者は必ず先づ起立するが故に、西洋人の會議場の習慣として通常之を地位と稱して居るが、本書も亦之に倣つて、一術語として専ら議場に於ける發言權を意味することとする。凡て會議に於て議事を處理するときは、必ず動議に依つて其の端を開く。而して動議は先づ地位を得て

發言し得るのである。此の順序に基いて集會すれば、千百人を一堂に聚め各自其の抱懐する所を述ぶるとしても、自由に且十分に討論し得、又事體が如何に紛糾するとも、問題が如何に複雑とならうとも、皆容易に解決することが出来る。而して決して澁滞難行し、議場が混亂に陥る如きことはない。

第七項 地位の取得

地位は議事過程の第一歩である。則ち動議は先づ必ず議長に向つて地位を要求し、地位を得たる後始めて發言し得る。此の故に地位は相互間の連絡に對する樞軸であり、而して此の樞軸を把握するものは議長である。之れ恰も一都市の電話機關の如くであり、其の樞軸を握るものは中央電話局であつて、凡そ電話を用ひて消息を通ぜんとするものは、必ず中央電話局に於て其の樞軸に接続して初めて言語の傳達の効果を收め得る。議員の發言せんと欲するものも亦恰度一都市内の一家が其の消息を他處に通ぜんとする如く、議長に對して其の地位を要求し、地位を得れば一同に對して發言し得て此處に始めて有效となる。然らざれば閑談と見做して、全然放置して可なりである。此の地位の作用に斯くの如くであり、發言者は之を要求する必要がある。其の要求方法は第一節第五項にある。

第三節 討論

第一項 討論の權利

一動議が提出せられ、且つ議長が之を接述した後には於て一同は討論を爲し得る。此の時議長の義務は一同をして完全且公平なる討論を爲し得る様、又會員各自が同等なる討論の權利を得るやう心掛くべきことである。而して他方又全體會員を保護し、一二の會員の討論時間が全體會員の時間を侵害するが如きことは無い様にせねばならぬ。故に一中庸を得たる準則を維持せんとせば、一方無駄な討論或は亂脈なる討論を阻止し、且つ又疏略なる處分を防止すべきである。即ち會議中の討論に關しては、當然特別規定を定め、以て之を指導し、且つ程よく之を處理して行かねばならぬ。

第二項 討論の定義

狹義に於ては、討論とは一問題に關し各々定見を具有し、意見同じからず、隨て表決も亦同じからざる場合、反對の論駁を下すことである。然し廣義に於ける討論とは、一問題に對する一切の詳論を包括し、其の反對たると賛成たるを論ぜぬものである。

凡そ會員は地位を得れば現在提出されてゐる動議に對して論述することが出来るが、孰れも論題の事項に就いて述ぶるを要し、個人に言及することは出来ない。(若し動議に對して爲すべからざる諷刺を爲し、或は中傷の論議を下せば秩序を亂すこととなる)且つ豫め準備した文章で無く、其の場合々々に應じて議論を進めてこそ始めて之を討論と云ひ得るのである。

第三項 討論の時期

正式の動議が爲さるれば、其の時を以て討論の時期と爲す。若し動議なくして非合式な談話を爲せば、之を以て討論と言ふを得ない。

正式の討論とは即ち動議の討論である。動議已に起り且つ接述さるれば、則ち討論は開始されるのである。之に反し動議にして一度上呈採決さるれば、討論は立所に止むのである。若し議長「が諸君此の問題の處理が用意出来ましたか」と問ひ、それに對して何人も發言するものが無ければ、該動議は討論の順序を終へ、進んで上呈採決の順序に入り得るのである。

此の時に至つては最早それ以上、討論することは出来ないのである。然し公衆一般の許可を得て、口頭、或は起立、又は舉手に依つて之を表決すれば、茲に始めて採決の後に於ても討論は回復され得るのである。討論既に回復せらるれば、結尾の投票は、兩方面に分ち重複して投票せね

ばならぬ。兩方面已に投票表決を経たる後は、如何なる場合と雖も討論を復活することは出来ない。若し採決を宣告したる後再び異議があつても、之は無効とする。蓋し議事已に表決せられたる後なるが故である。若し特別の規定があれば、討論は當然該規定に則らねばならぬ。又若し討論停止の命令が一旦宣せられたときは、満場一致を以てするも、之を復行することは出来ない。

第四項 討論方法

例へば地方自治勵行會開會に際し、何人かが「演說會を公開すること」を動議したとせば、此の動議は一旦一同の前に接述された後でなければ、討論に移ることは出来ない。故に此のとき議長は一同に討論せんことを請ふて「此の動議は只今諸君の前にあります。議長は各自其の所見を詳細に述べられんことを希望します」と云ふ。寅君、立つて議長を呼び、承認されて地位を得れば、進み出て公開演說に賛成する旨を言明する。其の場合に言ふ所は、嚴重に本題の範囲内に限られ、而かも其の可とする理由を發表せねばならぬ。曖昧な言辭を避け、且つ重複澁滞を避くべく、又討論の辭勢に注意し、最初は大きな論點より漸次微弱なる點に言及すべく、反之微細な點より大きな點に至るが如くにしては面白くない。

經驗を持たぬ發言者は充分に自己の意思を傳へることが出来ぬから、議長は能く之を勉勵せねばならぬ。蓋し重んずべきは意思であつて、言辭の巧拙如何は寧ろ何等の重要性を帯ぶるものではないからである。

發言者は言辭の拙劣なる故を以て會衆に恐縮するには及ばず、如何なる言を發するとも自由である。若し討論中偶々他の會員に論及することある場合は、其の姓名を指摘するのは宜しくない。私の右又は私の左に居られる會員とか、我等の書記、或は他の發言者、或は私の反對者、其の他個人に屬せざる代名詞を以て其の言はんと欲する人を指摘すればよいのである。西洋の會議場の習慣としては會員が相互に討論するに當り、從來其の姓名を直接には呼ばない。直接に指摘することは會議規則に合せぬと見做して居る。發言者にして言ひ畢れば直に着席し、若し何人も續いて起立發言するものなきときは、議長は「此の問題は詳細に討論を加へねばなりませんから、諸君の内所見を有せらる方は遠慮なしに、どしどし言はんと欲する所を述べ盡されたい」と言ふのである。議長が會員に對するにも又姓名を呼ばない方がよい。只特別に該問題に精通してゐる人ならば別問題である。蓋し姓名を呼ぶの習慣が一度生ずれば、請はれぬ者は敢て發言せず、發言せんと欲するものも必ず請はれる迄待たねばならぬ。斯の如くすれば自然發露の表現たる討論

の價値は爲めに大に障害せられるからである。

斯く考察し來れば、議長たる者は人聲靜まりたる時、寧ろ少時會衆の精神活動を待ち、餘りに討論を強ひ、誰が發言すべきやを指定したりせぬ方がよい。斯くして久しく待てば會員は必ず勇氣を鼓舞して起立發言する者が出るに至るであらうし、斯くて之れが習慣となれば、各自は必ず其の賛成反對の兩方面につれて十分思ふ所を言ひ盡すことが出来る様になるであらう。各自が其の言論を盡くし、最早發言するものがなくなれば、そこで議長は「諸君、此の問題を處理する準備は出来ましたか」と問ふ。若し其のとき誰も起つものがなければ、上呈採決することが出来る。

第五項 討論の制限

上項に依つて觀察するときは何等の制限なきが如く思はれ、各人は隨時發言し、言論の長短も亦各自の欲する通りに行つてもよい様に思はれるが、之等の辨法は、専ら決定的事項及び會員の多くが發言することを欲せぬ會に對してのみ行はるるならば、誠に結構な且つ普通な方法である。故に公正賢良な議長は、當然會員をして勝れた討論家に導き、且平素怯鷲の者をも又討論を敢てする様にせしむる事が出来るのである。

然し乍ら、討論を練習するを以て其の目的と爲すが如き會にして、會員が經驗者なる場合、又は特別の會期に於て時間に制限があり、且討論すべき事項を指定し、又會員一同の希望ある時は、討論の時間に制限を加へ、單に二三の會員が専ら討論の地位を獨占するが如きこと無からしむる様にせねばならぬ。其の制限の規定を臨時に採用するか、或は恒久的に採用するかは隨意選擇とすべきである。

之等の規定は嚴格に發言者の時間竝に順序を制限すべきものであり、其の簡単な規則にして討論會の常に採用する所のは左の如くである。

一、總ての會員が交代に全員剩さず發言したる後にあらざれば、一人にて二回發言することを得ない。

二、一人の發言者の討論は五分以上を越ゆることを得ない。

三、討論の統率者は、討論の端を開く場合に於ては十分間發言し得べく、結尾の時は五分間發言し得る。

時間を定むるには、之より長くするも、短くするも可である。

結尾の討論は必ずしも統率者が之を爲さずともよい。又若し時間の不足したる場合は之を爲さ

なくとも可なりである

以上數ヶ條の規則は普通一般に必要とする所であるから、議長は當然實行せねばならぬ。若し發言者が所定時間を超過する場合は、議長は起立し卓子を敲くか若くは鈴を鳴らして「發言時間が経過しました」と言ひ、其の發言を中止せしめねばならぬ。發言者が其の場合尙ほ依然として中止せぬ場合は秩序を亂す者と見做すべきである。一人が發言を終へる毎に議長は「他に發言者はありませんか」と問はねばならぬ。

討論時間を延長する習慣は異常の事項でなければ、餘り屢々行つて其の本旨に戻る様なことがあつてはならぬ。若し討論時間を延長せんと欲せば、起立して地位を求め「何卒發言の時間を延長して貰ひたい」と動議する。之が通過すれば、討論者は繼續して發言し得る。要するに時間を延長することは致し方なき事である爲に、次の一規定を加へるに如くはない。

一、満場一致の可決ある場合に限り、討論時間を延長することを得。

第六項 發言方法

地方自治勵行會が大分進捗して非公式の談話の時に至り、遂に意を決し更に一步を進めて正式の討論會となるに至つたとする。そこで一會員或は數會員に委任し、興味ある論題を選定準備せ

しめる。例へば、鐵道敷設、貨幣制度統一、租界回收等の如き論題を議案とする。而して議案は須らく正面より主張すべく、之を背面より云々してはならぬ。例へば「道路建設は有利なりと主張す」の如きものであるべきで「道路建設は無理なりと主張す」の如くであつてはならぬ。斯くしてこそ始めて討論者及び聴衆の心を亂すこと無く、而かも之をして其の歸趨すべき所を知らしむるを得るのである。論題が定まれば、討論の統率者二人乃至四人を一同の指定又は議長の委任に依つて選出せねばならぬ。其の方法は第一正面、第一反面、第二正面、第二反面、等の如きである。且又注意せねばならぬことは、彼等をして各々其の孰れの方面の討論を擔任するかを知らしめる事が必要である。又宜しく先づ採決を行ひ、前節の規定を以て討論の基礎とすべきである。

時刻至れば議長は「今夕の豫定討論問題は「租界回收を以て救國の要策となすことを主張す」と致します。乃て寅君を第一の正面討論の統率者と決定致します、どうぞ先づ發言して下さい」と言ひ、則ち寅君は起立して議長を呼び、承認を得て進み出でて討論し、議長が討論の時間の盡きたことを知らすれば之を中止する。次に議長は又「戌君は第一の反面討論統率者でありますから、引き続き發言して下さい」と云ふ。そこで戌君は寅君の後を受けて討論の時間一杯論述する。

それより第二の正面統率者辛君之に次ぎ、第二の反面統率者之に次いで討論し各々「統率者の討論を行います、一人の發言時間を五分間と定めます」と云ふ。そこで各々其の言はんとする所を述べる。若し統率者が結末の討論を爲すとすれば、他の會員の時間を割いて之を爲すべきである。若し結末の討論の要なき時は各會員の發言全部終了した時が、即ち討論終結の時となる譯である。

討論既に終りたるときは議長は議案の上呈採決を行ふ、次の如くである。

「凡そ「租界を回收するを以て救國の要策となす」に賛成の方は書記が數へ終る迄起立願ひます」と云ふ。賛成者は直に起立すれば書記は逐一之を數へ、其の人數を記録する。又「反對の御方も數へ終る迄、起立を願ひます」と言へば反對者は前の通りにし、書記は又同様に數へて之を記録して議長に手交する。そこで議長は一同に宣告して賛成投票三十五人、反對投票二十人、本議案は通過しました」と言ふ。

第七項 駁論の言辭

凡そ討論を爲す者は、問題に對しては多聞博識に重きを置き余す所なく考察すべきである。而して論點は誠實、妥當、簡明を以て第一とする。發言の時は主張の優良なることを飽く迄力

説し、而かも公平なる道を以て相手方の主張の過失、不當、不公平等を指摘したならば、先づ妙論と云ふを得るだらう。

歐洲人は討論會中に於て往々問題の優劣を議決し、兼ねて言辭の巧妙なるものを決し、或は亦、言辭の巧妙なる事のみを以て議決し問題の如何なるかは計算に入れないことがある。斯くの如くすれば、投票者は意見が自分のそれと異つてゐても只其の發言方法の巧妙さを審査するのみとなる。然し此の種の習慣は畢竟するにあまり妥當ではない。蓋し斯くすれば只言葉の華美のみを奨励し誠實を重んじないことになるからである。

第八項 地位の競争

既に前述した所であるが、會員にして議長の承認する所となりし者は、地位を得た者と爲し發言權を有し、所定の時間内にあつて、若し順序その當を得て發言するならば何人と雖も之を阻止することは出来ない。然し往々にして二會員が同時に起立し、同時に議長を呼ぶことがある。

斯かる場合に際しては其の一人が讓歩して「議長、私は某氏に譲ります」と言つて着席する。然らざる場合は議長は之が裁決をせねばならぬ。其の方法は先に起立したる者、或は先に發言したるものの名を言へばよろしい。

若し議長にそれが確かでなかつたならば彼は寧ろ最も遠くに居る者、未だ發言を爲さざりし者、或は稀にしか發言せぬ者等を承認して、他の一名を其のままにして置く。若し二人の中一人が己に起立して議長を呼んで居るに反し、他の一人が漸く起立した許りであるか、或は今しがた發言したに過ぎない場合には、前者は當然地位を得る。

若し未だ承認されないものが、自分は當然地位を得べき筈であると自信し、頑強に依然として起立を續けて「議長、私は先に議長を呼んだと信じます」とか或はそれと同等の效力ある言辭を述べる。そして議長は直ちに「某君（承認者を指す）某君（未承認者を指す）に地位を譲ることを知りませんか」と言ふ。若し讓歩することを肯じなければ、議長は上呈して採決せねばならぬ。「問題は此の二會員中の孰れが先に起立したかと言ふことですが、某氏（承認者）が地位を得ることに賛成の方はどうぞ「可」と言つて下さい」と云ひ、若し可決すれば、未承認の會員は再び着席せねばならぬ。又反對に否決されるれば、彼が地位を得ることになり、承認された會員の方が復席せねばならぬ。此の場合再び採決するに及ばぬ。

何となれば其の一を採決すれば、同時に他を表決したことになるのは何等疑のないことだからである。若し競争者が二人以上ある場合は、採決の回数は必ず可決を得る迄行ふ。之等の行爲は

名付けて「地位を競争する」と言ひ、立法院に於ては常に見ることである。

然れども此の争は一般團體に於ては稀である。一般團體の會員は常に議長の裁斷に従ふか又は相互に讓歩することに慣習付けられて居るからである。

然し本節の規則は不公平なる議長に對して、及び發言者の急速重要なる原因有るものに對しては甚だ用ひ所のあるものである。

第九項 地位の遜讓

興味ある討論中に於て、往々會員が發言者を中斷し中止せしめんとすることがある。彼は此の場合「一寸質問致しますが」と言ふ言葉を以てする。尤も之は必ず誠意より出でたるものでなければならぬが、然し往々ある事は、發言者の過失點を指摘することである。總て之等の場合は、之等の質問に依る中斷を許すこともあり、許さぬ場合もある。若し發言者が許可して「地位を遜讓し」以て之に應じ、而して之を中斷せる者が若し繼續して發言せんとするならば、彼は其の地位を失脚することとなる。若し又地位を恢復せんと欲するならば、必ず正式に則り再び地位を要求して始めて可能となる。

例へば寅君の討論中に、卯君が或る事項に付き質問せんとして起立して「議長、發言者は私に

一寸質問を許していただけますか」と言ふ。そこで議長は起つて「寅君、地位を讓つて質問せしむることを應諾しますか」と言ふ。寅君若し之を許可するならば「よろしい」と言ふべく、起立したままにて之を聴き、其の質問に答ふるも答へざるもそれは自由である。而して卯君が着席したる後彼は再び討論を續けることが出来る。或は寅君が自己の言論を他人の爲めに中斷さるるを欲せぬ場合は「議長、私は私が言ひ終つた後に、喜んで質問に答へたいと思ひます」と言ふことが出来、其のまま發言を續けて行き、卯君は復席する。若し彼が他人の質問を許したならば自分が地位を失ふ恐れがあり、又自分の思潮を失ふ虞のあるとき、而して又事體の決斷に於ても、卯君の意見の爲めに動搖される恐れある場合は宜しく之は許さざるべきである。尙又卯氏の意見が自己のそれに相反する場合には殊にそれを許さぬ方がよい。

質問を爲す時は、卯君は、次の形式に依るべきである。「私は議長を経て發言者に御尋ね致します。斯く／＼云々」。彼は其のまま進行を續け、其の問題を自答し又論駁して、寅君の起立して待ちつつあるを念頭に置かずともよい。若し卯君の言論が終らぬ中に、寅君が耐えかねて着席すれば、其のまま地位を失ふこととなる。而して其の地位を復せんと欲したならば、正式に従つて之を要求するか或は満場一致の許可を得て始めて可能である。之れは實際上嚴重な習慣の一つ

と成つてゐるものであつて、而かも既に議事規則に屬するものであるから慎重に行はねばならぬ。中斷は實に議事を騷亂すること、發言者も聽衆も共に不便であるから、余り獎勵せぬ方がよろしい。地位に就ては自由意思により謙讓する場合を除けば、寧ろ之れは時宜の問題及び秩序の問題となる。地位を停止せるものに就いては、其の地位は依然として其の人に屬し之を失ふことはない。故に該問題が解決されたる後はもと通り其の地位を回復するのである。此の點に關しては追つて之を再論することにする。

第十項 討論上の友誼

友誼は常に之を留意せねばならぬ。然し余り友誼に過ぎて自己の權利に障害を來たすことなき様注意すべきである。地位を讓步せぬことは非友誼的行爲では無い。只、友誼的態度を以て之を卻けるに過ぎない。他人の讓步を受け、其の地位を得ることも亦勿論非友誼的行爲では無い、只公道より要求して之を得たに過ぎぬからである。

米國の國會に於ては一つの習慣があり、特殊議員に優先權を與へて居る。

例へば委員長、發案者等の如き者で、討論の時に當つて 皆一同に優先して發言の機會及び時間と與へられて居る。之れは國會に於ては或は必要とする點があるだらうが、普通一般の團體に

於ては、大いに不可とする點である。一會員に特別優先權を與へ、而かも之をして其の他の會員を凌駕せしめるならば、討論の自由は之が爲に害はれ、且つ討論の完全さも亦之に従つて期し難いのである。

第十一項 一致可決

もとく非公式に屬するものではあるが、滿場一致の可決に依つて進行せしめ得る幾多の手續がある。例へば、例行事項は凡て滿場一致の許可に依つて實行せられ、秩序外の討論は滿場一致に依つて許可せられ、其の他一切の非公式の事項も滿場一致を得て通過するのである。(本書の隨所に皆其の例を掲げた) 故に凡て斯かる種類の事項は、一人でも反對者があれば實行し得ぬのである。此の滿場一致の許可に依つて其の便利を收める事は往々にしてある。然し此の種の習慣は須らく慎み且防止し、妄りに用ふべきものではない。又特別手續なるものがあつて、滿場一致を得なければ實行出来ないものがある。例へば收回動議及び記録削除等の事項の如きものが之である。

凡そ之等の事項は其の滿場一致は必ず當然適確に之を得べきであり、擅行獨斷を行ふことは許されない。議長は前節の第二項にある如く事を進めねばならぬが、更に善き方法は「此の事項は

須らく満場一致により以て其の賛成者を表決すべし」云々と云ふ。此時若し一人でも反對者があれば實行不可能である。

第四節 討論停止の動議

第一項 討論停止動議

討論停止の動議が正式手續の一部分に屬するや否やは未だ定論を見ない。又各自が言はんとする所を述べ盡くした場合以外に、討論を當然停止し得るや否やと言ふ事も亦久しく未解決の問題となつて居る。大會議に於ては、此の討論停止の動議は缺くべからざる事項と見做されて居る。蓋し、此の規則無き場合は纏綿として次から次へと發せらるる討論を防止することが出来ないからである。又若し此の動議を不適當なる場合になしたる時も、容易に大多數に依つて取消さるる所となるからである。

小會議に於ては此の討論停止動議は余り爲さぬ方がよろしい。若し常に之を爲すが如きことあれば、討論に障害を來たし、或は小數人が意見を發表することをも防止することとなる。故に宜しく規則を制定して之を制限せねばならぬ。若し之を制定する専門規定を設けなければ、之を用

ふる者は會議に於ては當然そうしてもよいのであると見做すであらう。

凡て團體に於て制限條件を定めんとするならば、三分の二の表決を以てするのが最も適當であらう。斯くすれば僅か許りの多數に依て討論が阻止せらるるのを防ぐことが出来るからである。米國國會の元老院、「ニューヨーク」洲元老院、及び「マサチユウセツ」の元老院では皆討論停止の動議を採用してゐない。只其の内の各附屬會では之を採用してゐる。凡そ團體にして此の動議を採用することを喜ばないものは次の如き特別條規を設くべきである。即ち、「本會は討論停止動議を用ふるを禁ず」。

第二項 討論停止動議の效力

已に前節に述べた所であるが、討論を制限する條規を規定して居ないならば、討論は會員各自が自己の意見を述べ盡す迄、或は發言時間が盡きる迄、繼續するであらう。而してこの時議長が「諸君此の問題を處理する準備が出来ましたか」と尋たる後、討論は始めて自然的に停止し得ることとなる。然るに若し隨時討論を停止して採擇に入らんことを欲したならば、其の方法として停止動議を用ひねばならぬ。此の動議が提出され、且議長の接述があつて後は、未だ表決されなくとも本題の討論は直に停止せねばならぬ。若し討論停止動議が表決の結果取消しとなつたなら

ば、其の時は本題の討論は再び續行し得るのである。然し若し可決されたならば本題は直に上呈採擇せねばならぬ。此の動議に就き注意すべき要點が二つある。其一、一つの單純なる討論停止動議にて終る場合であり、其二、此の動議が一旦提出せられたならば議場は直に二回の動議を採決せねばならぬことである。即ち(甲)獨立の動議(即ち討論中の本題)(乙)附屬動議(即ち討論停止動議)の兩動議が各々採決されるに當り、第一に討論停止を議決し、若し通過すれば再び本題の動議の裁決を行ふのである。之を要するに凡そ討論し得る動議は皆討論停止動議の拘束を受けるのである。

第三項 討論停止動議の討論

討論停止動議はそれ自身の討論をも爲し得る。然し時間を制限し、通常十分間を以て限度としてゐる。然し又條規を設けて討論を爲し得ざるものとすることもある。

此の動議に對する討論は、多言してはならぬ。只何が故に直ちに表決すべきでないかとの理由を指摘するのみである。故にこれならば僅少なる時間を以て云ひ得ると思ふ。若し發言者が此の動議を討論する時、善い加減にごまかして本題(討論中の原案)の議論に入つたならば、秩序を逸脱せるものであるが故に議長は直に之を中止せねばならぬ。

第四項 討論停止動議の提案方法

地方自治勵行會が演說會公開の議案を討論して居る際を假定する。已君討論が余り長過ると考へ、速かに表決に移らんと欲したとする。此の時丁度丁君の發言も終り着席したので、已君型の通り地位を得て發言し「私は討論停止を動議します」と云ふ。そこで議長は「討論停止の動議が已に提出されました本題を上呈しても差支へなきや」と云ふ。若し異議がなければ、續いて「賛成者は云々」と云ふのであるが、若し討論があるならば討論も亦簡單に只本題の表決を即行することの可否の理由に限られて居る。若し規定の十分間を越ゆるか或は討論が終りを告げたならば、議長は「討論の時間が已に過ぎました賛成者は「可」と云ひ、反對者は「否」と云つて下さい。云々」と云はねばならぬ。

次いで一同に宣告して「此の案は通過致しました、故に討論を停止せねばなりません」と云ひ、そこで彼は本題を表決の爲に上呈して「諸君本會が演說會を公開するとの動議に賛成の方は「可」と云つて下さい、云々」と云ふ。斯の如くして本事項は終結したことになるのであるが、若し會員にして討論停止(秩序)の後、尙も討論を爲さんことを欲したならば、即ち秩序を犯すことになるのである。蓋し一同は已に本題の表決を即行するに決したならば、再び之を阻止するものあ

るを許さないからである。若し動議が否決されたならば、議長は「此の案は否決されましたから討論は當然進行を繼續します」と云ひ、討論はそこで再び續行されることとなり、改めて討論停止動議が提出されるか、或は相互に許可するか、或は散會時間に至りたる時、又は別種の動議に依つて本題を直に處決するに至りたる時、討論は停止するのである。

第五項 停止動議と本題動議との區別

一動議が討論中なる時、討論停止の動議を發するものがあれば之を「附屬動議を爲せり」と云ふ。此の動議は先づ最初に表決を行ひ、若し通過すれば直ちに本題を採擇の爲上呈する。此の二つの採擇は相次いで行はれ、他の議事が之を中斷することを許さない。

第六項 停止動議に對する效力

停止動議が發せられ且接連された後、尙以下の諸事項を行ふことが出来る。即ち時宜の問題或は秩序の問題にして本題と關係あるものは提出することが出来る。即ち散會を動議し、休憩を動議し、次期會議開會日を動議し、本題を擱置することを動議し得べく、又本題に關係ある各種の修正及び表決の方法を動議することが出来る。然し議長は討論停止動議が最早や上呈表決された後に於ては、定足數不足問題及表決方法問題を除いては、本題の即決を阻止するを得ずして、各

種の問題は皆表決を即行し、それ以上討論に従事することは出来ない。若し未だ表決に至らざる延期動議、或は委員附託動議が提出されてゐる時、停止動議が通過すれば、動議は之が爲に取消となる。其の理由は一同が討論停止を議決したる時は必然的に本題の採擇を即行せんことを欲して居るからであつて、延期及び委員附託動議は皆此の本旨と牴觸するからである。只此の時修正案のみは取消することは出来ない。之れに依つて、より完全なる本題となるからである。然し之れとても討論を爲したり、増加したりすることは出来ない。其の復議に對する效力に關しては追て之を詳述することとする。

第七項 停止動議の本題の一部に對する效力

討論停止動議は之を本題の一部分に適用することが出来るかどうかと云ふことは從來會議學學說の一論争點となつてゐる。一説に曰く、停止動議が一旦提出せらるれば、全部は之が爲に停止すべしと爲し、單獨に一部分に適用することを得ずとしてゐる。然し必要な場合には、當然之を討論し得る動議に適用することが出来る。而して主要なる討論可能の附屬動議とは延期、委員附託、修正及び無期延期等の附屬動議である。若し本題の一部に對して討論停止を提議した場合、必ず明瞭に之を云はねばならぬ。其の方式は下の如くである。「私は修正問題の討論停止或は

委員附託問題の討論停止を動議します」と云ひ、若し通過すれば此の一部分は直に上呈採決し、改めて他の部分の討論に入るのである。

第八項 時期を定むる討論停止

討論停止動議の外に、更に將來の或る一時間を定めて討論を停止する動議がある。此の動議は他の動議と同じであるが只異なる所は、別の動議が提出されて居り、それが未だ議決されて居ない時に於ても亦提出し得る點である。此の時間動議は特に面白い事には開始前に於て提議し得ることであり、其の用法は一方に於ては、管々しき討論を防止し、と同時に一方では適度の討論を得せしめる點である。此の動議の方式は下の如くである。「私は此の動議の討論(時間)を制限して四時迄に打切ることを動議します」。而して其の時間の長短は討論を以て之を修正することが出来、然る後上呈採決し、可決すれば其の指定の時間に至りたる時は討論は當然停止し、直ちに本題の採擇を行ふ。此の時若し大多数が尙討論を繼續せんことを欲したならば、此の案は他種の動議に於ける如く復議を爲すことが出来る。

第五節 表 決

第一項 表 決 方 法

表決と動議とは本來分離することが出来ないものである。故に前節に於て動議を論ずるに當り、連帶的に之を述べて置いたが更に重ねて之を詳細に論ずることにする。

討論終了したる時、議長は起立して動議を再述し、之を表決の爲に上呈する。其の方式は下記の如くに行ふ。「動議は本會が一演說會を公開すべしとのことであります。諸君の中賛成者は「可」と云つて下さい(可とするもの之に應ず) 反対者は「否」と云つて下さい。(否とするもの之に應ず)」と云ひ、若し可決者が大多数なる時は、議長は「此の案は可決されました」とか「本案は通過しました」とか或は又「可決者多数」と云ふ。若し反対者大多数なる時は、議長は「此の案は否決されました」「此の案は失敗しました」とか、或は「否決者多数」と云ふのである。議長の此の最後の言葉は、表決の結果を宣告するものであり、議案は茲に於て成立することになるのである。之れを口頭表決法、或は發聲表決と云ふのである。若し賛成反対兩方共何人も發言するもの無きときは通過の黙認ありたりと見做す。蓋し、反対がなければ一般に賛成ありたるものとなるからである。

第二項 舉手並に起立

發聲表決の方法は最も簡便であるが、然し何れにせよ人数を數へねばならぬならば、右手舉手の方法或は起立の方法を用ふる方が適當である。其の時には議長は「諸君の賛成者は右手を舉げて下さい」或は「起立して下さい」と云つて、其の數を數へ終る迄其のまゝ待たして置くのである。賛成者は型の如く之に應ずべく、そこで書記は之を數へ、其の數を議長に報告する。反対方面に對しても亦之と同様に處理すればよい。

茲に於て議長は「賛成表決は十五人、反対表決は二十五人、本題は失敗しました」と宣布する。この時型の如く表決に加はる者のみは數へるが、舉手又は起立しないものは其の數に入れない。

第三項 採用方法を定むべきこと

以上各種の表決法は普通一般の場合に通常採用する所のものである。而して開會の時に當り其の一を採定すべきもので同時に數種の方法を併用すべきではない。それは會員の耳目を混亂せしむるを避くる爲めである。恒久的機關に於て會員が一方法を慣行して居る時でも、議長は先ず何法を用ふるかを指定し然る後其の表決を行はねばならぬ。臨時的の會議及び複雑なる集合團體に在つては、何法を用ひて表決を爲すかを先づ聲明することは一層缺くべからざる事である。然らざる時は會衆は適從する所を知らざるに至るだらうからである。

第四項 拍手は表決の用に用ひざること

我國では集會は從來嚴禁されて居たから、國民の會議の經驗習慣が絶無と云つて可なりである。然るに近來、西洋文化東進し吾人は始めて集會なるものを行ふに至つた。然し其の日尙淺く未だ充分に慣れず、誤謬の多い事は免れないことである。例へば、拍手を以て表決するが如き其の一端である。拍手は稱讚の意味であることは中國西洋の習慣皆均しく同様である。然るに我國の集會には多く表決の用に之を用ひてゐる。斯の如きことは西洋の習慣には見ない所である。思ふに之を用ひて稱讚を爲し、亦之を用ひて表決を爲せば、常に耳目を混亂に陥れ易く、會衆をして何れに適從すべきやを知らしめ難い。故に少しでも經驗ある會議にあつては、拍手を用ひて表決を爲すことはしないのである。

第五節 兩方面共に上呈すること

表決は必ず兩方面共に上呈し、且議長又其の結果を宣告してこそ始めて決定すと云ひ得るものである。若し只可決のみを上呈して否決を上呈せざるとき、或は兩方面共に上呈せるも議長未だ其の結果を宣告せざる時は、表決は完結せりと云ふを得ず、合法的な效力を發生し得ないのである。無經驗なる議長は往々之を疎略して次の如く上呈する。「諸君の中賛成者は「可」と云つて

下さい、反對者は「否」と云つて下さい」とのみ云つて宣告を疎略にする。之れは皆不合法的と云ふべきである。合法的の表決の順序は次の如くである。

一、議長上呈して可決者を問ふ、二、可決者之に應ず、三、議長否決者を問ふ、四、否決者之に應ず、五、議長の結果を宣告する。

第六項 表決の疑問

發聲表決の時、賛成反對の兩者の數に甚だしい相違がなければ、其の結果は辨じ難く、疑問を生ずるであらう。若し兩者が之に應じて後、議長が何れが大多數なるか辨じ難い時は「本議長は疑はしいから賛成者は起立して下さい」と言ひ、其の數を數へるのであるが、其の手續は總て前述せる如くである。又若し會員にして議長の宣告を以て不正なりと信じたときは、質問を爲すことが出来る。其の方法を示せば左の如くである。

一の動議が既に上呈表決され、議長は可決者が否決者よりも多しと思惟せる時は宣告して「可決されました」と言ふ。然るに戊君はそれを以て正當と信ぜず、起立して承認を待たずして「議長私は表決の數が疑はしいと思ひます」と言つて着席する。議長は次いで「表決の數に疑問がありましたので、賛成者は數へ終る迄起立を願ひます」云々と言ふこと總て既述の如くに行ふ。其

の時議長は舉手を用ひて起立に代へることが出来るが、起立の方が比較的數へる點に誤りが尠ない。大會場に於ては往々表決者を兩部分に分ち、一は右方に行き、一は左方に移動せしめることがある。

思ふに此の種の煩しき方法は、只止むを得ざる場合及び臨時的會合に於てのみ用ふべきである。

永久團體の大會議に於ては、會員名は何れも名簿に列記されてあるから、疑問生じたる場合は名簿に就きて點呼し、各自は點呼に従つて其の可否に應ずるのであるが、他の方法で若し疑問が発生した時には、此の方法は最も適當な方法であらう。

若し發聲表決の時其の場にて疑問を生ぜざる場合は、議長の宣告する所を以て直ちに成案とする。蓋し會員が直ちに疑問を起さざれば、議長の決斷を承服したものと見做して可なりであるからである。

第七項 同 數

可決者と否決者との數が相等しき場合は之を「同數」と云ふ。此の場合本案は賛成及び反對の兩者が相匹敵するから、動議は之れが爲に取消されるのである。其の理由は、動議が通過するに

は必ず大多數なることを要するが、今は只同數を得るのみであり、大多數となるには一名を缺くが故に通過し得ないのである。

此の方法には一の例外がある。此の點は追つて説くことにする。

第八項 議長の特權

若し同數表決の場合に遭遇せる時は、其の時こそ議長が其の特權を行使すべき時である。即ち議長は隨意に賛成又は反對を爲すことが出來、或は多く一數（即ち議長自身の一票）を加へて該案を通過せしめ、或は之と反對に否決の一票を加へ、案をして自然取消に至らしめるのである。若し議長が該案に賛成をするならば、次の如く宣告する「二十人賛成、二十人反對、本議長は賛成に加入します、故に本案は可決されました」又若し反對なる場合は「二十人賛成、二十人反對、故に本案は取消されました」と言ふ。

議長は又小數の方に加入して、同數ならしめ以て動議を取消することが出来る。即ち若し表決に依り、二十人が賛成して、十九人が反對の時、議長も該案の取消を欲するならば次の如くに宣告する。

「賛成二十人、反對十九人、本議長は反對に加入します、故に本案は取消されました」

第九項 議長は表決の權利を有す

議長も又會員の一員であり、同等の表決權を有して居る。然し此の權利は只同數の場合に際したる以外は通常餘り之を行使しない。然し其の權利を有することは確實である、但し之にも例外があり、議長を以て會員の一に屬せずと爲すものがある。例へば米國副大統領が元老院の議長となりたる時、同數の場合の外は本來表決の權利がない。但し元老院の代理議長は元來元老の一人であるが故に、表決權を有して居る。若し指名點呼を用ひて表決を爲した時は、議長の名も亦順序通りに會員と同時に之を點呼する。

若し議長が既に點呼に應じ、而も其の時同數の表決を得たる時は、議長は更に賛成、反對に與することは、共に不可能である。蓋し各會員は唯一個の表決權を有するのみである。若し議長が點呼に應ぜずして、同數の場合に際したる時は、議長は宣告を爲す際に、自分の好む所に從つて表決を加へることが出来る。

第十項 點呼表決

發聲表決、起立表決、舉手表決、及び兩部分割表決等は既に論述した。然し點呼表決は以上の各方法とは異つて居る。蓋し此の方法は、議長自ら同法の採擇を爲すものにあらずして、動議及

び表決に依つて定まるのである。若し特殊法案に際したる時、記名を得て以て何人が賛成せりや、又誰が反対せりやを知るに便ならしめんとする時には、點呼表決は缺くべからざるものである。然し點呼表決は、恐らく大多數の賛成者を得難いであらうから、宜しく規定を設けて、以て少人數（出席人員の五分の一）にても、之を票決する権利ありと定むべきである。此の規定は多くの集會には、一般に採用して居る所である。而して永久團體の會合にも、當然採用すべきものである。

表決の時に當り、或は否決前に於て、若し會員中に記名表決を爲さんと欲するものが有れば、通例の如く地位を求めて「點呼票決を用ひんことを動議」するのである。此の動議は討論を爲さずして上呈表決し、若し出席人員の五分の一の賛成者を得れば、議長は「點呼表決を用ふることに對し、五分の一の賛成者を得ましたから、只今より點呼に入ります」と宣告しなければならぬ。

そこで書記は人名簿を逐次高らかに読み上げ、若し之に應じなければ再度點呼するが、三度呼ぶことはしない。各會員の姓名が點呼された時は、直ちに之に應じて「可」とか「否」とか答へ、書記は姓名に照らして名簿に記入する。「可」と答へた者は其の名の右に、記號を附し、「否」と

答へたものは、其の名の左に記號を附す。點呼終れば、「可」「否」の名を數へ、然る後議長に手交し、議長は之を宣告するのである。

第十一項 投票表決

若し秘密を欲する場合は、投票表決を行はねばならぬ。其の方法は既に前項に於て詳細に述べた所である。此の方法は煩はしく、且何れかと云へば手續き手續きであり、多くは職員、委員、及び代表の選舉、或は會員の入會等の場合に用ひられ、又事、個人に關し、公然と討論且つ表決するに都合悪しき問題に就き用ひられるのである。投票表決の動議の提出及び上呈表決は、大多數を以て之を決定すること平常の動議と異なる所がない。

第十二項 少數に依る採決、半數以上の數に依る採決

尋常一般の例としては、賛成、反対の表決は大多數を以て決定される。此の事は少數の特別の場合を除くの外は孰れも然りである。

點呼表決を用ふべきことを表決する場合は、唯出席人員の五分の一を以てすれば充分である。章程の改正、憲法の改修、及會員の罷免等の事項には三分の二の大多數を要する。而して條規修正の表決をなす際は、満場一致の表決を要する。其他の事項にして、辛うじて大多數を得れば通

過し、而もそれが爲に大なる不都合を來たすが如きものに對しては、須らく、より大多數を要する條規を設定し之を防止せば、先づ萬全を期し得る譯である。

第六節 表決の復議

第一項 復議の定義

常例に準ずれば、凡そ動議にして一度び表決を経たる後は、通過或は否決の如何は、最早それで落着したることとなる。思ふに其の後に於て議員中に、或は意見を變更して其の表決を改正せんと欲するもの有るべきをも豫想することが出来る。故に會議の習慣として「復議の動議」を許可するものもある。之れ即ち前表決を覆がへして再び議事を開くものである。其の作用は輕忽なる表決及び不當なる行動を救正する爲である。

第二項 復議の動議の效力

此の動議が若し勝を得れば、其の效力は前表決を取消し、議案をして未だ、表決せざりし以前の狀態に復歸せしめ、かくて再び種々の討論に従事し、然る後表決を再行する點に存するのである。

此の動議若し不成功ならば、其の效力は前の表決を確定し、再び異議を挿むを許さぬこととなる。蓋し會議の公例は、每表決は一會期間内に於ては、滿場一致に非ざれば再度の復議を爲し得ざるものであるからである。

第三項 復議の動議を發すべき時機

此の動議は同時に發するか、又は次會に於て發し得るに過ぎぬ。又若し二會期を過ぎれば重ねて之を發することは出來ぬことになつてゐる。同時に發したる場合は直ちに議事を開くもよし、又動議及採擇を経て次會に延期することも出来る。次會に於て發したる場合は、必ず即時に議事を開くべきである。然し兩者共即時、決裁すべき必要あるものではない。若し此の動議が勝を得るも、復た重ねて討議を開くと云ふに過ぎぬのであつて、其の延期及び他種行爲の作用の影響を受くることは、他の議案と同様である。若し此の動議が不成功に終れば、表決案は最終的確定を見る譯である。

第四項 何人が復議動議を發すべきか

復議の動議には、一つの重要にして而かも他の動議と同じからざる點がある。即ち他の動議は在席者は孰れも之を發し得るのであるが、此の變則の動議は、只勝利方のもののみが提出するこ

とを得るのである。蓋し其の制限の理由は、該議事が既に表決を経た後であるが故に、失敗方の人は必ず復議をせんことを欲し、今一回表決することを得て、其の失敗を挽回せんことを望むであらう。故に常に虎視耽々として相手の隙を窺ひ、勝利方の人数の減少したるに乗じて復議の動議を提出するであらう。斯の如くすれば、勝利方に對して誠に公平を缺くこととなる。故に公平の見地よりして、當然一方に制限を加へることは、蓋し良法と云ふべきである。若し表決にして、果して不當な點があるならば、失敗方の人は勝利方の人に復議を提出する様、恣憑依頼することは容易である。

凡そ一問題にして既に、圓滿なる討論、公平なる表決を得れば、それで最早充分であるのであつて、只自會にとつて特別重大なる理由があつてこそ、始めて復議の提出となるのである。故に之が爲めに制限を爲すのは、不時の復議を防止する所以である。此等の制限は、立法院及び大會議に於て多く採用して居るが、それは本制限が公平且適當なる故である。若し團體として之を採用することを欲するならば、専門條規に制定して、凡ての會員は均しく復議の動議を提出することを得と規定すべきである。

第五項 折衷方法

右に述べた二つの方法の中、一折衷的方法を求めて此の變則的問題の解決を望むことが出来る。其の方法は次の如し。

復議の動議が若し表決の同日に發せらるるならば、雙方の人は均しく之を提出することが出来る。若し表決の次會に於て發せらるるならば、勝利方の人のみが之を提出し得ることとするのである。

以上の如くすれば始めて失敗方が次會に於て、其の不本意な表決を覆がすの舉に出づるのを防止することが出来、又同日に於てならば、失敗方の人が、新解釋を發見することは礙げないのである。凡そ團體にして折衷方法を欲するものは、此の方法を採用して専門條規と爲すを可とするであらう。

第六項 復議の討論

復議動議の討論は、討論停止動議の討論と同じく、均しく時間を制限して居る。此の種の討論は、如何なる理由に依り復議の必要があるかを説明する外は、それ以上論すべき性質のものでない爲である。若し此の討論が余り時間を費し過ぎ、本題に障礙を來たすが如き事あれば、會衆は議長に請ひ、秩序維持の爲め、之を停止せられんことを求むることが出来る。又討論停止の動

議も亦復議の動議に適用することが出来ることは、他の獨立動議の場合と同様である。斯くして直ちに各種の討論は終止する譯であるが、若し事態已に茲に至れば、大多數の人々は最早それ以上討論を聴くことを欲せざることを表示し、且つ復議を決意せざるものなることを認むることが出来る。

第七項 優勝の解釋

優勝即ち勝利方とは、必ずしも可決方及び大多數方を指すものとは限らない。若し一動議或は一問題が取消される時は、即ち否決方の人が勝利方の人となる。若し必ず三分の二の可決を得て始めて一案が通過する場合に、其の案が取消されるれば、即ち勝利方は少數である。若し又双方が同數にして最後の一人が否決に加はれば、即ち此の否決者が單一の勝利方となる譯である。又若し満場一致を以て、一議事を通過せしむることを要する場合、唯一人が之を阻止したる場合には、此の人が勝利方となるのであり、若し復議を必要とする時は、此の唯一人のみが之を提出し得るのである。

第八項 復議の提案方法

例へば地方自治勵行會の既通過案たる「本會は一演說會を公開すべし」は今迄に正式の表決を

經、記録の手續きをも履みたる故に、該事項は當然結着したものと云はなければならぬ。然るに甲氏は、該事項が輕卒に決定されたりと爲し、其の時宜に合せざるの理由を表示せんと欲したとする。故に同時に或は次會議に於て地位を求めて發言し「議長、私は本會の表決したる「演說會を公開す」との議案を復議に附することを動議致します」と云ひ、着席する。そこで議長は「復議の動議は勝利方のみが提出することが出来るのでありますが、若し甲君が、本案の表決に際し勝利方にあつたならば、始めて其の動議は有効であり、復議の動議に入ることが出来るのであります、で無い時は之は不可能であります。」と云ひ、此の時書記は記録を溯つて見れば、若し點呼表決の場合ならば、必ず「可」とか「否」とか姓名の所に記してあり、甲君が何れであつたかは一目にして知ることが出来る。若し無記名表決であるならば、甲は答へて「私は勝利方に表決したのであります」とか「私は勝利方に表決したではありません」とか自分の行つた通りを言ふべきである。故に若し其の人が勝利方に屬して居なかつたならば、其の人の動議は議事順序中に入らないこととなる。勝利方の會員を除いては、假令、友誼上より復議を動議したとしても、議長は之を接述してはならぬ。最良の方法としては、甲君が動議を爲す際に、次の如く提議發言すればよいのである。

「議長、私は某々案の勝利方に對し、只今其の表決を復議に附せられんことを動議します」
若し甲君が勝利方に表決せしものならば、議長は「本會が「演說會を公開する」と言ふ表決案を復議すべしと言ふ提議がありました。」「諸君之を處理する準備が出来ましたか」と言ひ（それより或人は制限付の討論を爲すであらうが、各自は只討論再開の可否の理由のみを陳述するに過ぎぬ。）「復議に賛成の方は「可」と云ひ、不賛成の方は「否」と言つて下さい」と言はなければならぬ。

若し之れが通過したならば、議長は一同に向つて「復議案は通過しましたから、再び討論を行つて頂きたう御座います」と云ひ、若し否決者大多數なる場合は、議長は「否決者大多數であります」とか「復議の案は不成功であります。故に演說會公開の表決は、依然として確立して居ります」と言ふのである。

第九項 復議不可能の議案

以下に述ぶる各案の表決は通過したると、否決されたとを問はず皆復議を爲し得ざるものである。即ち散會の表決、擱置の表決、討論停止の表決、委員付託の表決、（委員が已に該付託事項の處理に着手したる場合に限る）復議の表決及び申訴の表決、選舉の表決、投票の表決等之で

ある。又表決案の内已に若干にても着手實行せるものは皆當然復議を爲すを得ない。

第十項 復議動議は慎重なるべし

復議の動議は米國より始まつた事であり、其の用法は非常の事項に應ずる爲のものである。故に例へば他の方法の作用能力が已に盡きたるに、尙ほ且つ其の目的を達し得ざる如き場合に、始めて之を用ひてこそ妥當なりと云ふ事が出来る。之を要するに最善の方法としては、先づ一切の必要な討論を盡し詳細に討議して残す所なからしめ、然る後表決に従事したならば、先づ會衆が復議にかこつけて討論再開策を求むる様なことには至らないであらう。總括して云へば、此の變則の動議は力めて慎重に用ふれば始めて良好なるべく、従つて只勝利方のみに限るのである。

第十一項 取消動議

取消動議と復議動議とは甚だ相類似して居る。而かも兩名稱を往々混同するものがあるが事實上に於ても大いに同からざる點がある。復議動議は表決された議案に再び詳細なる討論を加へ然る後之が表決を再行するものである。

然るに取消動議は直接に表決案を取消するものであつて、改めて討議を繰返すことをしないのである。又復議動議は種々の制限を受くべき事は前述せる如くであり、若し通過すれば再び問題を

討論して表決を再行し、斯くして兩度の表決を受けるものである。然し取消動議は獨立動議であつて、制限を受けず何人にも之を發するを得、若しも通過すれば直ちに全案を取消して表決を再行することをしない。簡単に云へば前者は問題を一同に再呈することであり、後者は全案を取消すものである。

第十二項 兩動議の效力

復議動議の制限條規は、取消動議を假りて以て之を廢止することは出来ない。此の理由は極めて明瞭である。若し然らざる時は、其の條規の維持作用が全然沒却されるからである。

且つ之に依つて廢止し得ることとなれば、又誠に公平を欠くこととなる。故に一事件が一旦復議期間を経過したる後は取消動議を之に適用することは出来ない。只、從來一定不變の規則がないから團體の習慣として、一年を以て一會期と爲し、今年度の會期に於て決定せる事項なれば、明年度會議には之を取消することが出来、又滿場一致の可決を得れば、復議動議及び取消動議は何時にても提出し得るのであつて、之は制限することが出来ない。復議の原案は大多數に依ると或は大多數以下にて通過せるとを論じないが、復議動議の表決は必ず大多數の表決を得るを要する。而して取消動議の表決數は、原案の表決數と同數たることを要する。取消方式は下の如くで

ある。「私は某々を取消することを動議します」と動議者が云へば、之に就き討論を爲したる後表決する。若し通過すれば直ちに其の案を取消し、否決されたならば其の案は重ねて今年の會期中は確定したことになる。

第三 修正案

第一節 修正の性質及び效力

第一項 修正の性質

前述せる處は皆單純動議であり、終始一定不變であつて原案を以て表決を爲すものである。動議なるものは隨意に變更し、増加し、或は全然之を一つの異なる形式に變更することが出来る。其の形式或は意義を改變する手續を名付けて「修正」と云ふのである。修正の作用は則ち議決せる事項を改良する爲である。然し所謂良なるものに對する觀念は各自に依り同一でない。故に修正を實地に適用して任意に之を改めるのである。故に改良せる議案が動議者の本旨及び意義に相反することも亦往々にしてあることである。

複雑動議の進行手續は單純動議のそれと異なる所なく、其の討論の提出、接述、上呈、撤回等は

皆單純動議と同一の辨法に依るものである。

第二項 修正案は原案と相關々係に在るものたるべし

修正案には只一つの制限がある。則ち變更せんとする所のものが必ず本題に關係を有せねばならぬ事である。修正せる者が如何に牴觸するとも、若し本題と關係を有するならば許可しない譯には行かない。然るに若し別個の問題を提出するならば、其の時は原案と何等の關係がない譯であるから、議長は秩序維持の權利を行使して之を制止することが出来る。會員も亦議長に秩序の維持を請ひ、之をして停止せしむる様に要求することが出来る。又修正案は余りに氣紛れなものであつたり、馬鹿げたものであつてはならない。提案方法は次の如し。地方自治勵行會が「會計員に委任して出張の上、本市の各會堂の價格を調査し、以て本會の永久集會場と爲すべき一地點を準備せしむ」と云ふ一動議に付き討論しつつあると假定する。其の時乙君が修正動議を爲し、會計員の一句を削除して「會長」と云ふ一句を挿入するとか、或ひは修正して會堂の後に家屋を加入するとか、又は「會計員に委任して出張の上」以後の各句を削除して「一會堂を賃借して永久集會場と爲す」を加へる」等のことを動議する。以上の各句は原案の意味を變更するとは云へ、皆原案と關係を有する事である。故に之を關係を有する修正案と云ふのである。但し、若し

乙君の提議せる修正案が「本會の永久會場と爲す」を削除して「交際場と爲す」を加入したならば、之れは原案と相似しないから、「無關係」にして秩序に合せざるの故を以て之を取消す事が出来る。何故なれば彼は純然別個の一問題を提出したからである。其の時議長は「乙君の「永久集會場」の代りに「交際場」を加入すると云ふ修正案は、秩序を逸脱したものである。何故なれば、提議せられた修正案は討論中の原案と無關係であるからであります。原案は一場所を得て正式の集會場と爲すと云ふことであります」と云ふ。又若し乙君が本市の後に「新市街」を加ふ可しと動議したとするならば、斯かる事項は余りにつまらぬ事であり、秩序に合しないから之を取消す可きである。

修正案の普通習慣に對し、米國國會下院には簡單なる規定條規がある、「凡そ動議及び問題にして討議中の原案と判然別個をなすときは辭を修正に託して加入するを許さず」と。

第三項 修正案の效力

修正案の效力は一は修正、他は原案の動議、の兩動議を同時に上呈するにある。蓋し一問題は其の構成が完備して始めて上呈表決す可きものであるから、先づ修正案を討議して之を表決し、然る後修正せる原案に従事しなければならぬからである。

提案方法は前述の如く、尙ほ討議中なる時に寅君は地位を得て發言し「私は「會堂」の後に「及び家屋」の四字を加入する様修正をすることを動議します」と云ふ。議長は「諸君御聞きの如く「會堂」の二字の後に「及び家屋」の四字を加入す可しとの動議であります」と云ふ。茲に於て動議の讀方は次の様になる「會計員に委任し出張の上、各會堂及び家屋の價を調査せしむ」。そこで之れに付て討論を爲し、修正案のみを他の議案の如く、表決に附しなればならないのである。

之れが若し採用を得れば「及び家屋」の四字は原案の一部分となるのである。而して最後に之を表決に付し、議長は「只今より表決に附しますのは修正原案でありまして、該案は次の如くです。」と云ひ、其處で修正せる原案を復述して之を表決の爲に上呈する。

第四項 第一及第二の修正案

一修正案の外に、更に修正案の修正案がある。之は即ち修正せる議案に、原案に對する修正の如く更らに修正を加へるものである。斯かる場合は前の修正案を「第一修正案」と云ひ後の修正案を「第二修正案」と云ふ。前者は原案に對する修正案であつて後者は修正案の修正案であり、之を経て本題に及ぶのである。其の解決の順序は先づ第二の修正案に従事せねばならぬ。何故な

れば、第二修正案は第一修正案の構成を爲し、而かも之をして完備せしむるものであるからである。

凡て議案は完備して始めて之を上呈表決せねばならぬ。故に此の議案には下説の如く三重の表決がある。其の一は第二修正案を表決し其の二は第一修正案を表決し、其の三に原案を表決するのである。之は修正案の終極のものであり之れ以上「修正案の修正案」を爲すことは出來ない。若し之れあるを許せば必然的結果として紛亂を生ずるであらう。然し一修正案が表決された後ならば、其の通過せると或ひは取消されたとに拘はらず、更に其他の修正案を提出することが出來、斯くて不斷の連續を爲すものである。

此のことは第一第二の修正案に對しても皆同様である。其の理由は修正案が既に表決された後は議場に只一動議（若し第二修正をなせば即ち二動議を余す）を余すのみであるからである。而して修正案の制限は、本來只三動議の同時に競走するを許容するのみである。即ち一、本題（原案）二、第一修正案、三、第二修正案である。其の原則としては一修正案が既に通過した後、之を關係動議に併合して一體と爲し、そこで此の動議は一つの新方式となり、此の新方式を原案と見做す可きである。故に第二の修正案が已に表決されるれば其他の第二修正案を提出することが出

來、第一修正案が已に表決されるれば、其他の第一修正案も亦提出することが出来る。屢々斯の如きことを繰返して、原動議の構成完備するに至り、大多數が満足する所となれば始めて上呈表決するのである。

第五項 第一第二修正案

地方自治勵行會の討議中の議案が「本會は圖書雜誌庫を設けて會員の用に供す」であるとする。議長が本案を一回の討論の爲に上呈した時、戊君は修正案を提出せんと欲したと假定すれば、其の進行手続きは左の如し。

戊君起立して云ふ、「議長」

議長起立して答ふ、「戊君」

戊君云ふ「私は本案を修正して「雜誌」の後に「新聞」の二字を加へることに動議します」と云ひ着席する。

議長云ふ「諸君御聞きの如く戊君は「雜誌」の次に「新聞」の二字を加へる事を動議されました。斯くすれば本動議は「本會は一圖書雜誌新聞庫を設けて」と云ふ事になる。諸君本問題を處分する準備が出来ましたか。」

寅君起立して發言す、「議長」

議長答ふ、「寅君」

寅君云ふ「私は此の修正案を修正して「新聞」の前に「毎週」の二字を書き加へることを動議します」議長云ふ「寅君は「新聞」の前に「毎週」の二字を加へる事を動議されました。諸君準備如何」(それより「毎週」の二字を書き加へる事を討論する)議長は其處で「第一の問題は、「毎週」を書き加へる修正の修正案を表決する事ですが、諸君の中賛成者は「可」と云ひ反對者は「否」と云つて下さい」と云ふ。そこで宣告して「本案は通過致しました」と言ふ。

「次の問題は雑誌の後に「毎週新聞」の四字を書き入れる修正案であります。諸君準備が出来ましたか。(そこで修正案を討論する)賛成者は「可」反對者は「否」と云つて下さい」と云ひ、そこで又宣言して「已に通過致しました、今度の問題は修正の原案であります。即ち「本會は一圖書、雜誌、週刊新聞庫を設け以て、會員の用に便す」でありますが、修正を爲さる方がありますか。(若しあれば前法に準じて提出する) 若しなげなれば修正せる動議に賛成の方は「可」と云つて下さい」と云々。

茲で學徒が知らねばならぬことは修正の討論は皆目下提出されてゐる問題に限られて居ること

である。然し此の制限は往々前後することがある。例へば修正案或ひは修正の修正案にして、其の本題との關係が甚だ密接なる時は、討論に際し往々全題の必要如何に論及することがある。斯かる場合、議長は之を制止することを得るが、斯ほど迄嚴格にすることは稀である。然し兩問題が判然として別物であるならば、議長は直ちに制止せねばならぬ。

第六項 同時に一個以上の修正案を許す場合

經驗を有する團體の習慣として、往々同時に一個以上の修正案にして、各個が本題の異なる各部分に關係を有する修正案を爲す事を許すことがある。

但し經驗なき團體に於ては普通の習慣通りに、一時に只一つの修正案のみを許し、其の一個の解決を俟ち、更に其の他の修正案に従事する習慣に従ふが最も宜しからう。會議法學者に依れば「一修正案が未解決中なる時は、他の修正案を接受することは出来ずして、後に提出せられた議案は之を必ず修正の修正案とする」と云つてゐる。

(提案方法) 例へば上述の引例中に示せる如く、議案中に戊君が「新聞」の二字を加ふ可しとの修正動議を發し、此の動議が討論され一同の解決を待ちつつある時、己君會員の二字を削除し、公衆の二字を加入すべしとの修正動議を發したとする。議長は此のことに對して「同時に一修正

案のみより討論をなすことは出来ません。故に己君の動議は、只今の秩序を外れてゐます。現在の問題は乃ち戊君の動議でありまして、これを先づ第一に解決せねばならぬのであります。然るに、己君の動議は一新問題を引出すものであります。而かも此の問題は又修正の修正案でありません。故に秩序に合しないものであります」と言ふ。

第七項 先事聲明

若し、修正案を提出せんとするものもあるも、現在發すれば秩序に合せざる如き場合には、彼は先事聲明を爲し、機會の到るを待つて正式に動議することが出来る。之れは其の動議の経路を前以て示すものであつて、會衆は此の聲明に依つて豫め其の主旨を知るが故に、當面の問題の表決に際し當然、更に酌量する所があるからである。

(提案形式) 己君が上述せる如く、己に動議したけれども議長は秩序違反を以て之を取消したとする。然し己君は續けて「然らば私は先事聲明をしたいと思ひます。適當の時に到れば私は會員の二字に代ふるに公衆の二字を以てすることを動議する筈であります」と云ひ着席する。そこで戊君の議案は進行し表決され、此時になれば己に何等の障害もないから、己君は始めて地位を得て其の修正案を提出するのである。

此の先事聲明の方法には特殊の妙法がある。例へば第一、第二修正案が已に發せられた時、若し更に他の修正案を提出せんとするものある時は、其の前者が表決された後でなければ、それを發することが出来ない。故に先事聲明となすのであつて、往々にして表決者の意思をして之が爲に一變せしむることがある。例へば己君が「週刊」の代りに「新聞」の前に「日刊」の二字を加へんと欲したとする、然し、第一、第二修正案が今尙討論中である爲めに、彼はこの動議を發することが出来ないのである。故に此の時彼は先事聲明を爲して、「私は先事聲明をしたいと思ひます。若し「週刊」の二字を添増する修正案が取消しとなりましたならば、私は「日刊」の二字を加へることを動議する筈であります」と云ふことが出来る。斯くすれば、豫め「日刊」を採用せんと欲するものに自己の意思を示し、之をして表決の時に「週刊」を取消さしめる様にすることが出来る。

第八項 修正案の承認

修正案を處理する最も簡便な方法は、本案の原動議者が後に提議された修正案を受納（承認）することであつて、之れに越した方法はない。然し此の時若し反對する者があれば、此の修正案は受納することは出来ない。何故なれば議長が之を接述受納したる後は、該案は最早公衆の所有に

歸するが故である。

若し反對者無くして修正案が受納せられたる時は、本案の一部として宛も本案提出者の原議の如くなり、分解して以て表決するを必要としないのである。然し原動議者は、只自分が同意するも可なりと信する修正案のみを受納し、若し不同意ならば黙して其の正式の解決を待つ可く、其の他の問題に於けると同様に通過すると否とは一に本案の優劣に一任して可なりである。

又、此の時議長は修正案を受納するや否やを問ふには及ばない。凡て修正案にして受納され得ざるものも決して否決されたと言ふ譯ではないのであるから、別に上呈して正式の表決を爲せばそれで好いのである。

（提案方法） 例へば圖書雜誌庫の議案に對し（前項参照）乙君が雜誌の後に「新聞」の二字を加へる修正動議を發し、現に討論されつつある時、卯君は此の修正案に對して「新聞」の前に「週刊」の二字を加へる修正動議を發したとする。此の時、乙君が若し此の修正案に賛成なる時は起立して「議長私は此の修正案を受納します」と云ふ事が出来、若し反對者がなければ其の修正案は「週刊新聞」等を書入る可く修正することとなり、そこで議長は之を接述の上表決することとなるのである。之れには更らに一つの制限があつて、凡そ議案或は其の議案の修正案が、若

し已に變更を受けたる後ならば重ねて之を受納するを許さないものである。例へば、乙君の「新聞」を加入す可しとの修正案が再び「パンフレット」を増補することに修正されて居たならば、乙君は卯君の「週刊」の二字の書込の動議を受納することは出来ない。

第二節 修正の方法

第一項 修正の三方法

修正には三方法がある。一、字句の加入、二、字句の削除、三、一部分を削除してそれに代る可き別の一部分を書入る事

(提案方法) 其の一、加入例

例へば「本會は一圖書雜誌庫を設けて會員の用に供す」の動議が討論されつつある時、丙君が「貸出」の二字を「圖」の字の前に書込み或は「會員」の後に「及び其の友」の三字を書入れ、或は雜誌の後に「新聞」の二字を書込む可しとの修正動議を發するが如きこれである。

其の二、削除例

前例の議案に對し丙君が「雜誌」の二字を削除し、或は「會員の用に供す」の七字を削除する

修正動議をなすが如きこれである。

其の三、削除及び加入例

寅君が「會員」の二字を削除し「公衆」の二字を書き入れ或は、「圖書及び雜誌」を削除して「定期刊行新聞」を書き加へるの修正動議を爲すが如き之である。

以上の各項は皆第一修正案であつて、各項共に再び修正を加へる事が出来る。

第二項 修正案説明の方法

議長は修正案を上呈採決するに當つては、只修正案を復述するのみならず修正後の本案の如何を説明せねばならぬ。

前節に述べた三方式の修正案の説明は下記の如くである。

- 一、只今○○の後に○字を書入るとの修正動議がありました。故に修正後の本案は斯くくとなりります。
- 二、只今○○の後の○字を刪る可しとの修正動議がありました。故に修正後の本案は斯くくとなりります。
- 三、只今○○字を刪り○○字を書込む可しとの修正がありました。それで修正後の本案は斯く

くとなります。

第三項 加入方法

凡そ本題に關係ある一切の語句は皆大多數の可決に依り書加へる事が出来る。已に加入されるれば、以後の該語句或ひは其の一部の語句は、復議による外は之を刪除する事が出来ない。蓋し會議の常例として凡て同一の事件には、二回の動作を加へる事が出来ないからである。但し其の語句書込みの後、若し再び修正を受け其の間に他の語句を加入した時は、其の修正を受けたる全部分は、更に今一度の修正に依つて之を刪除することが出来る。

(提案方法) 例へば「本會が一圖書雜誌庫を設けて會員の用に供す」との案が丁度討議されつつある時、以下の行動が発生したとする。

寅君が地位を得て「私は圖書庫の前に「貸出」の二字を書き入ることを動議します」と言ふ。議長之を受納して「諸君お聞きの通り、寅君の動議は「圖書庫」の前に「貸出」を書加へると云ふのであります。で其の議案は「本會は一貸出圖書庫を設け會員の用に供す」となりまして」と云ひ又「諸君準備が出来ましたか」と云ひ、續いて「賛成者は「可」と云ひ反對者は「否」と云つて下さい」と言ひ、更に宣告して「可決されましたがまだ外に修正案がありますか」と云ふ。

戌君地位を得て「私は「貸出」の前に「無料」の二字を書加へる事を動議します。それで「無料貸出圖書庫を設け會員の用に供す」となります」。議長「諸君御聞きの通り修正動議案は「無料」と云ふ一句を加へる事でありませう。そうすれば斯く斯くとなります。賛成者は云々」。そこで「此の案は通過しました」と云ふ。戌君「私は圖書庫の前の「無料貸出」の四字を刪除することを動議します」と云へば議長は之を後述し、上呈採擇する。戌君が兩動議を發した目的は、寅君の「貸出」の二字を書入れる修正案をして、今一度採擇することを得せしむるに在り、而も其の主旨は本修正案を取消さんとする爲である。何故なれば修正案が一旦通過したる後は復議を除く外は表決を再行する事は許されず、而も復議の結果ともすれば通過の見込がないかも知れないからである。故に、戌君は「無料」の二字を書入れ、以て今一度表決し、それが通過すれば戌君は其の全部を刪除する事を動議する。斯くの如くして、戌君は二回の討論をなし二回の表決を行つて、彼が反對する所の議案を、二度の機會を得せしめて以て之を取消するのである。これは寅君の動議は誠に心中に成見なきものと云ふべきものであるからである。

其の何故にかかる重複行爲を許さるるやの理由に就きては、「無料」の二字が修正案中に採入せらるれば、其の案は既に異式の一問題と變ずるが故に、之を「新議案」と見做し、修正に關する制

限は之に加へる事が出来ないのである。

第四項 加入案の否決效力

之に反し、前節に於て若し加入せんとする修正案が否決されたる時は、舊形式の字句或ひは其の一部は、以後再び加入をなす事は出来ない。然し已に否決されたる字句が、若し其の他の字を加へる事に依り異なる議案となる時は、加入しても差支へない。例へば討論中の議案に寅君が「新聞」の二字を加入する事を動議したが、其れが取消されたとする時、彼は其の後に於て再び「宗教新聞」或は「地方自治彙報」を加入することを提議する事が出来る。斯くすれば、否決された修正案であるとは云へ、今は別に外の語を附有し新問題となり又一つの異なる議案となるからである。

第五項 意義變更の必要

此の際最も注意すべきことは加入する所の字は必ず取消案の意義或は其の限界を變更するものなるを要し、斯くしてこそ始めて一つの新聞問題となり、討論に従事し得るものである。若し只其の語句を變更するのみであつて、其の本質を變じなければ、新聞問題となることはなく、而も最初の事項が既に取消を経たる時は、重ねて同一の動議に従事する事は許されない。故に例へば、寅君

は「日刊新聞」を加入する動議を提出する事は出来ない譯である。何となれば、この字句は口で云へば異なるとは云へ、事實上「新聞」と何等異なる所はなく、而かも此の「新聞」なる動議は、已に取消されてしまつてゐるが故である。然し若し「地方自治彙報」とか「法政宗教報」等と云ふが如きものである場合は明らかに「新聞」とは異つてゐるから、會衆は斯の如き限界を有する事項を喜んで表決するであらうし、平々凡々たる前者の如き事項には反對するのである。

第六項 削除の方法

削除の修正動議は加入の修正動議と甚だ相類似してゐる。故に一方に従事すれば必ずや他方に影響を與へ、二者均しく一法によつて左右されるのである。

如何なる語句と雖も皆削除する事が出来るが、同一事項或ひは其の一部が已に削除されたる時は、再び加入する事は不可能であり、復議ありて始めて加入可能となるものである。然し既に削除されたる語句或ひは其の一部が若し他の字を混合して一つの異種類の問題となるが如き場合には、加入する事は差支へないのである。

(提案方法) 前例の問題が討論されてゐる時、丙君が「及雑誌」の三字を削除す可しとの修正動議をなし、議長之を接述の上採擇に付し、通過すればそこで此の三字は削除され、復議をなす

に非ざれば、再び加入することは出来なくなる。

然し已君が此の削除に反対し、再び加入をなさんと欲したならば、彼は「吾人の事業に關係ある小冊子、及び定期刊行物」なる一句を加入する所の修正動議を發するであらう。此の一句中には雑誌を包含してゐるが、純然として雑誌なる一句を加入せざる爲に既に處決された事項と區別されるものである。

第七項 削除修正案否決の效力

前節に反し削除の修正案が一旦取消されたるときは、削除を提議されたる各字はここに於て確立して原案の一部となり、復議に依るの外は何等の處分をも加へる事は出来なくなる。然し若し他の語を加入したならば、新問題となるが故に、該部分或は其の中の一部は再び削除の修正動議をなす事が出来る。

前項の提案方法に於ては、例へば丙君の「雑誌」の二字を削除する修正案が取消されたる後、彼は又「圖書及び雑誌」を削除する修正動議を發することが出来る。何故なれば此句は取消された修正案（即ち雑誌）を包含してゐるとは云へ、事實上に於ては、一つの異なる問題をなしてゐるが故である。

第八項 削除案上呈表決の方式

議長は動議を上呈して表決をなすに當り、多くは動議者の言を復述するのみであるが顧興氏の議事規則に依れば、議長が動議を上呈し表決するに當り、「動議は「書」の字の後「雑誌」の三字を削除す可しとのことであります。只今諸君に御尋ねしますが「及雑誌」の一句は動議の一部として成立せしめて可なりや否や」と云ふ。

此の場合は其の效力は常例の場合と相反する。即ち常例に於ては可決する事であつて、此の場合の可とは即ち削除案を否決する事である。

顧氏の法は何等根據のない方法であり、且輒もすれば初學者を迷惑さす虞がある。故に多くの他の學者の主張せざる所である。而して本書に採用する所の方法は左の如くである。

議長「修正案は「設」の字の前の「圖書及雑誌」の五字を削除するものであります。此の一句は削除すべきや否や、賛成者は云々」と云ひ、ついで「圖書及び雑誌の五字は削除する事に可決されました」と宣告する。

第九項 已に廢棄せる字なりとも他の箇所に加入するを得

既に削除案に依り可決され、或ひは加入案を経て否決されたる爲、廢棄された所の文字は時と

しては、本題の他の場所に加入する事が出来る。只其の時は必ず本題が別に修正を經、其の性質及び意義を改變して一新問題となりたる後に於て始めて可能である。

第十項 「不」の字

一修正案にして「不」の字を加入、刪除する事に依り動議の意義をして正反對ならしめるが如き修正案は許可し能はざるものである。

若し斯の如き修正案をなすものがあれば、當然秩序違反の廉を以て之を制止せねばならぬ。此の點より推察をなせば、凡て相反する字を以て、「プラス」の意義をして「マイナス」の意義たらしむる如きものは加入するを許さない。若し一案を否決せんと欲するならば、處理し得可き時に於て之を表決するのみである。

第十一項 刪除加入法

如何なる文字も一動議を經て刪除する事を得、而してそれと關係を有する文字なれば如何なる文字なりとも皆其の個所に補入することが出来る。

既に加入を終れば必ず第六項に釋述せる條件に照合して始めて刪除し得る。其の「刪除及び補入」の動議は即ち一案をなすものである。更に換言すれば、刪除動議と加入動議とが相合して成

立するものである。例へば甲字を刪除し乙字を補入する事は、分ちて二案（一は甲字を刪除する案、一は乙字を補入する案）となし能はざるものであつて、一案として提出すれば又一案として上呈表決せねばならぬ。其の理由は動議者は一表決権のみを有し、以て其の字を刪除したる文字の個所に補入するが故である。

若し此の案が兩部分に分ち得るものであるならば、其の文字を刪除したる後は其の個所は空白となり、若し動議者の欲せざる他の文字を以て此處に加入したならば、動議の本意と相反する事となるであらう。

之を以て「刪除補入」の案は二部分に分つ事が出来ないのである。

（提案方法）「一圖書雜誌庫を設けて會員の用となす」の案が討論されつつある際に子君地位を得て發言し、「私は「會員」の二字を刪除して「公衆」の二字を加入す可く修正動議を致します」と云ふ。

議長「諸君御聞きの通り子君の動議は「會員」の二字を刪除して「公衆」の二字を加入す可しとの事であります。そこで本案は「一圖書雜誌庫を設立して公衆の用に供す」となります。諸君本問題を處理する準備が出来ましたか」云々、「會員」の二字を刪除して「公衆」の二字を加入す

る事に賛成の方は「可」と云つて下さい」云々、そこで若し通過すれば「公衆」は「會員」の二字にとつて替り、原案の一部となるのである。若し何人かが「公衆」の二字を削除せんと欲するならば、彼は必ず復議を提議するか、或は第六項の手續に依れば宜しい。

第十二項 削除及び加入修正案否決の效力

若し、某案を削除して、他の語を加入する案が取消された時は、復議なる場合を除き、最初の語は當然確立することとなる。然し、若し他の事項を原語に附加し、之れをして一つの別種の問題たらしめる時は、間接に再び修正の作用を受け得る。

第十三項 代 替

一つの新動議が若し討議中の議案と相關關係ある時は、全部を擧げて之に代替する事が出来る。之を簡単に云へば同案を削除し他案を加入することである。

(提案方法) 「書庫を設立する」の議案が討論中なる時、西君起立して「私は現在の議案を改變して「會長に委任し、書庫建設費の調査、並に本費用に對する寄附金徴集の處理に關する件」となす事に修正動議します」と云へば、

議長「只今議案を改變して、云々、の動議がありました」と云ふ。

只今の此の問題は一動議を以て他の動議に代へるものであり、提議せられた代替問題は亦一修正案に外ならない。

此の案は修正を加へ得、又本案は兩問題を包含するが故に、之を二部制に分割することが出来る。又他案の如く討論を経たる後上呈表決するのであるが、先づ修正案を表決したる後修正されたる本題を表決する。此の兩表決は次の如く上呈する。

其の一、「諸君の中、全案を代替する事に賛成の方は「可」と云つて下さい」と云ひそれから布告して「通過しました」と云ふ。

其の二、「諸君の中、修正せる所の本題に賛成の方は「可」と云つて下さい」と云ひ次いで布告して「本案は通過しました」と云ふ。

第三節 修正案の例外事項

第一項 款項及び時間の空位

二回目の修正案に對しては、それ以上修正を加ふる事を得ずと爲す所の常例には例外事項がある。

例へば數目問題の如きものであつて、凡そ改正を提議するものがあれば、二回のみ制限せずして各會員は皆幾回にも随意に提議し、悉く之を受納の上一一採決に附せねばならぬ。而して第二修正案は第一修正案に先ちて表決すべしとの常例も亦、之れには適用されない。

數目問題は多く款項（金額）及び時間に關する問題である。若し動議にして此の二種の數目を包含する場合、偶々之を變更する他の動議があれば、修正案とならずして數目の文字の空白を填補する議論となるのである。故に議長は書記に命じ提議せられた凡ての數目を一一記録したる後、逐一表決をなし最大の金額或は最長の時間より表決を初めて、其中一つが表決済となれば止むのである。

（提案方法）「二時間を以て本會開會の時刻となす」の動議ありと假定する。

議長は本案を一同に上呈し、次いで寅君地位を得て「三時を以て開會の時となす」と動議する。（之れは「二」の字を削除して「三」の字を加入す可しと修正するに非ず）故に議長は、依然其の他の動議の接受を進め、以て空時を填補せんとする。

卯君「私は「二時半を期して開會時となす」ことを動議します」

乙君「私は「三時半を以て開會時となす」ことを動議します」

癸君「私は「四時」を以て開會時となす事を動議します」

議長「只今討論中の本會開會の時刻は二時、三時、二時半、三時半、四時等諸案の動議がありました。どうか諸君之を討論して下さい。」

議長「諸君最早本問題處分の準備が出来ましたか、四時に賛成の方は「可」と云つて下さい、（布告して）本問題は否決されました。三時半に賛成の方は「可」と云つて下さい、（布告して）本案は否決されました。三時に賛成の方は「可」と云つて下さい、（布告して）本案は通過しました」と云ひ、そこで其の空白に「二時半」と書入れ、再び「二時半を以て本會開會時となす」と云ふ此の案に賛成の方は「可」と云ひ、反対の方は「否」と云つて下さい」と云ひ、布告して「通過致しましたから開會時刻は二時半とします」と云ふ。一見するに「二時半」の一句が、二度の表決を加へられた事は不必要の様に思惟されるが、一回目の表決は修正案の表決であつて前節十三項に述べた如きものである。且又「二時半」に可決したものが必ずしも本題（原案）を可決するとは限らない。又ともすれば開會時刻を限定するを欲せざるものもあるやも測られないのである。更に分り易き一例を示せば、徵費問題の如く、會員中に甲事項には賛成なるも乙事項には不賛成であるも

のがあらう。例へば「某事項の経費として十元を徴収す」との動議があつたとすれば、更に二十元、十五元、或ひは五元も徴収することを動議するものがあらう。議長は一々之を上呈して、先づ最大の數より表決し、やがて終れば「十五元が通過しましたから、之れを空白に補入します。」「某事業の経費として十五元を徴収す」なる修正の原案に賛成の方は「可」と云つて下さい」と云ふ。然る時は會員中徴収に對して反對なるものは、原案に對し取消の表決をなす機會を得るであらう。云はば第一の表決は空白を填補（即ち一種の修正案）する爲に、又第二の表決は原案に對して設けられたものである。

第二項 人名

若し數人の指名ある時は、均しく一樣に其の指名を受納すべき義務がある。それに就いては修正の方法に準じて處理するものではなくて前項に詳述した金額及び時間の方法に依つて處理すべきものである。故に各人名は指名された順序に従つて、先づ原案或は報告中に列擧せる人名より始めて、一々之れを上呈表決するのである。

其の方法は第一節に述べた通りである。

第三項 修正を受けざる動議

修正を加へ得ざる數種の動議があるが、其の主要なるものは次の通りである。

一、散會 一、擱置 一、抽出 一、討論停止 一、無期延期

上に述べた議案は皆修正を加へ得るものであるが、唯修正を加ふれば其の性質を改變する如きものに限り、修正を加ふる事が出来ないものである。例へば討論停止の議案なれば「討論を指定の時刻に停止す」と修正をなす事は不可能であるが如き類である。

第四項 再議案

もし一案が既に通過したる後、該案に對する修正案の表決を再議せんと欲する時は必ず先に本案（原案）の表決を再議するを要し、然る後始めて修正案の表決の再議に入り得るのである。

第五項 修正の順序

前述する如く若し一問題に對し同時に數個の第一修正案がなされた時は、提出の先後に應じて之を處理せねばならぬ。若し第一修正案及び第二修正案があれば、先ず第二修正案を表決し、然る後第一修正案に従事するのである。若し連絡せる問題が合して一となる如きもの、例へば、一會の規則等の如きは宜しく逐節的に詳細なる討論をなし順序に應じて修正すべきであり、會衆が重複再議するにも障害があるから逐條的に表決を行つてはならぬ。若し唯逐節的に修正するのみ

で暫く之が表決を差し措くならば、全部の規則表決前に隨時再修正を加ふる事が出来るから此のことは常に必要なことである。

各節の修正案が完結され會衆が已に準備し終り、そこで始めて全部の規則を上呈表決すれば必ず完全なる結果を收め得るであらう。

第四 動議の順序

第一節 附屬動議の順序

第一項 順序の定義

此の場合に於ける順序とは、動議を處理する秩序を指して言ふのである。

公例に依れば、凡て動議の順序は提出の先後に依り定むべきである。故に先に提出せられたものは先に討議を爲すことが出来、且つ又先に表決に附することが出来る。然し或種の動議にして、之れが例外を爲すものがある。即ち其の性質を異にする爲に、其の順序が現に提出されてゐる動議に先立つのである。而して此の種の例外的動議の順序にも亦自ら等級がある。

第二項 獨立動議、附屬動議

一動議にして他動議に關連せず、其の結果一の新問題として會議に上呈するものは、之を獨立動議と言ひ、獨立動議の順序は凡て公例の範圍に従はねばならぬ。即ち一獨立動議は、現在、何等他の動議が會議に附せられて居らぬ場合にのみ提出し得る。而して獨立動議解決の後始めて他の動議は順序に入り得るのである。

附屬動議は他の議案が討議中であり、未だ解決せざる時に於ても提出することを得る。この附屬動議は獨立動議に附屬し、之が形式を變更し或は状態を變更せしむるものである。

修正案及び討論停止案の如きは、附屬動議の主要なるものである。附屬動議は必ず其の關連する所の獨立動議の上に其の效力を及さねばならぬ。附屬動議の中にも亦自ら順序の定則がある。假令後に提出せられたものであつても其の順位が前位にあるものは、前者に優先して處理する事が出来るのである。

第三項 七種の附屬動議及其の順位等級

附屬動議に七種ある。之は會議中常に用ゐられるものであつて、會議方法を學ばんとするものは必ず之を熟習せねばならぬ。其の中二者は既にその所屬の部門にて之を論じて來た。即ち其の一は修正動議であつて、之は最も重要であり且つ最も一般に用ひられるものである。之れは第三

に於て専ら論じてある。其の二は討論停止の動議であつて、第八節に於ては之を論じたのである。其の他の五動議は、散會、擱置、一時延期、委員附託及び無期延期動議であつて、其の先後の順序等級は左の如くである。

- 一、散會動議。
- 二、擱置動議。
- 三、討論停止動議。
- 四、延期動議。
- 五、委員附託動議。
- 六、修正動議。
- 七、無期延期動議。

凡て此の附屬動議の順位は何れも本題の前位に來るものであつて、例へば本題が討論せられたつある場合にも、若し以上の動議中の一を提出するものがあれば、直ちに本題を中斷し、先づ附屬動議の討論に従事して之を表決し、然る後再び中斷を受けたる本題に従事するのである。(此點追て之を詳述することとする。)

一問題が討論中に、若し二會員が先後して各々七種の附屬動議の一を提出したる場合は、後に提出せるものなりとも順序等級が先位にあれば、先づ第一に其の討論を即行し、若し順序等級が先に提出せられたる動議の後位にあるときは、此の事は許されぬのである。例へば一獨立動議の討論中に、突然或る人が延期動議を提出したりとすれば、其の後此の動議の討論中に提出し得る動議は、散會動議、擱置動議及び討論停止の動議である。又提出し得ざる動議としては、委員附託の動議、修正動議及び延期動議がある。其の動議の順序が討論中の附屬動議の上位に位するものなれば、之に優先する位置にあり、討論中の動議の下位に位するものは、之に優先せらるる地位に在るのである。若し獨立動議即ち本題及び數修正案が共に討論中なるときは、第七動議を除く以外の動議は均しく提出することを得る。此の場合皆各々其の順序に従つて提出せられたらば、一々順序に従つて表決を爲し、本題は一時放置して各附屬動議の解決を俟ち、後改めて本題に復する。

第四項 議案順序の討論形式

「地方自治勸行會をして速かに登録を準備せしむ」との動議を爲した者が有つたと假定する。戊君(地位(發言權))を要求する形式を略す。以下之に倣ふ)「私は「速かに」の後に「夏期休暇

中に於て」の一句を加入する様、修正動議を致します。」

議長「諸君、只今御聞きの通り字句加入の修正案が發せられました。そうすれば本會議案は次の如く『地方自治勵行會をして速かに夏期休暇中に於て登録準備せしむ』と讀むことになりま

す。諸君準備は出來ましたか(此の案は討論をなし得)

癸君「私は委員附託の上、計畫施行する動議を致します」

議長「只今本案を、委員に附託して計畫施行せしめよとの動議がありました。此の動議の順序は修正動議の上位にあります。諸君、委員附託の表決に對する準備は出來ましたか(討論をなし得)

寅君「私は本事項を一週間延期することを動議します」

議長「只今、延期動議がありました(討論し得)

乙君「私は討論停止の動議を致します」

議長「討論停止の動議が提出されました。本題の表決を即行してよろしいか」「制限附討論を爲すを得)

甲君「私は擱置することを動議致します(討論し得ず)

議長「擱置動議が發せられました、賛成者は云々」

卯君(之を中斷して)「議長」

議長「擱置動議は討論を許しません」

卯君「私は討論を爲さんと欲したものではありません。散會を動議するものであります」

議長(直に訂正して)「只今は散會動議が正式に提出されました。此の動議の順位は、各動議の最上位にあります。賛成者は「可」と言つて下さい云々」其の後「此の案は否決されました」と云ふ。

議長「只今擱置動議を表決致します。賛成者は「可」と言つて下さい。云々」又宣告して「此の案は否決されました」

「今度は討論を停止して本題の表決に入るか否かを採擇します。(若し通過すれば延期動議及び委員附託動議は均しく失敗(否決)となり、本題及び修正案に従事するのである)賛成者は「可」と云つて下さい云々」そこで又宣告して「失敗致しました。諸君一週間延期動議の處決に對する準備が出來ましたか、賛成者は「可」と云つて下さい」。布告して「失敗しました」と云ふ。

巳君「私は無期延期を動議します」

議長「委員附託及び修正案の兩動議が今尙提出中でありますから、無期延期動議は未だ議事順序内に入れることは出来ません。諸君委員附託動議の表決の準備が出来ましたか、賛成者は「可」と云つて下さい云々」宣告して「此の案は失敗しました。其處で只今からの問題は、戊君の「夏期休暇中に於て」を加入すべしとの修正動議であります。諸君、準備が出来ましたか、賛成者は云々。」と宣告して、「此の案は通過しました。今度は、修正案に賛成の方は、どうぞ……………」

此の時巴君、(中斷)「只今私は無期延期を動議します。」

議長「此の動議は只今ならば秩序に合します。諸君の中議案を取消すことを欲する方は「可」と云つて下さい。」宣告して「取消案は失敗しました。修正の本案即ち「地方自治勵行會をして速かに、夏期休暇中に於て登録を準備せしむ。」に賛成の方は「可」と云つて下さい、「そこで宣告して「通過しました」と云ふ。」

上述の形式は修正案を除く其の他の附屬動議が各々皆失敗せる場合の結果を表示せるものである。

各附屬動議が通過せる場合の結果の提案方法は、次の三章に之を詳述する。若し其の中の何れ

か一つを提出するも、他の動議が已に提出されて居る爲議事秩序に入り得ない場合に、其の處理方法は一つに己君の無期延期案の如くに處理する。

提出せられたる動議にして、若し其の順序が他案の上位にあれば、他案は一時停止して其の優先順位の動議が解決されるを俟つのみである。それが若し否決されるれば其の他の案は順位に従て施行すべきこと提案方法の如くである。

第五項 七種の附屬動議の目的

其の中の三種(散會動議、擱置動議、延期動議)の目的は、動作を遅緩せしむる爲であり、其の中の一(討論停止)は動作を促進し、其の中の二(委員附託、修正動議)は、其の事項を整備或は改變する爲である。又其の余の一は最終的に議案を廢止する爲である。而して討論停止が他の附屬動議に對する効力は既述せる通りである。

第六項 順位を定むる事の理由

此の種の順序は、經驗上習得したものであつて、實に議事の處理原則に最も適合し、之をして公平迅速に行ふを得しむるものである。討論し得ざる議案が、討論し得る議案の前位に位することとは議事の滯滞を防ぐ爲である。本題(原案)の臨時變動に優先的に處理する機會を與へたのは

決着を速かならしむる所以である。討論を適宜停止し得るのは、倦怠を生ずることを避ける爲である。又全議案を延期するのは輕忽なる處理を免がれんとする所以である。又最後の手段は壓迫であつて、積案を取消す爲である。

以上述べたる秩序に就いては、會議法學者間に多少意見の出入する所があり、或は又本秩序を遵守せぬものもある。

團體にして之が採用を欲せざるものは、特別規定を設けて其の採用せざるものを規定すべきである。總括して之を言へば、之れが最も簡單にして、容易に行ひ得る方法であるが故に、吾人は之を主張するのである。凡そ議場に長たるものは之を心に留め、或は座右に銘じ、以て應急の手段とせば可なりと信ずる。

第二節 散會及び擱置動議

第一項 散會 動議

附屬動議中其の順位の首位にあるものは、散會の動議である。其の處分の順序は、各動議の筆頭に優先する。此の所以は、會衆は大多數の同意見に依り、隨時會期を終結し得る權能を有する

に依る。此の動議が一旦提出されるれば、討論並に修正をなし得ず、又廢止を爲すを得ない。且復議も之を爲すを得ず、單に表決を爲し得るに止まる。

第二項 獨立の散會動議

散會動議は附屬動議たる場合の外、時として又獨立動議たることがある。即ち散會動議を各議事完結したる時、或は何等の議事提出されざる時に於て提出すれば、獨立動議となる譯である。然し附屬動議の場合と同様の制限を受け、満場一致の可決を得て始めて如何なる理由で散會すべきでないかを討論することが出来る。

屢々あることであるが、會期終了の時に於て型通り散會を提議するも、何人かが時宜問題を提出して尙討議すべき事項あることを指摘したならば、提議者は當然直ちに撤回せねばならぬ。

第三項 散會動議の制限

通常「散會動議の提出は常に秩序に合す」と言ふものがある。然し事實に於てはそりではない。散會動議を提出し得ざる時に左の如き場合がある。

- 一、會員が發言の地位を得て居る時。
- 二、表決を進行しつつある時。

三、討論停止を表決したる時。

四、一散會動議が直前に否決されたばかりで、他の議事が其の間に提出され居らざる時。此の四條件は、少數人が議場を擾亂するのを防止する爲である。

更に又時宜問題及び秩序問題があり、此等は緊急の性質を有するが故に、散會動議が提出されて居る時に之を行ふも亦秩序に合するのである。

以上の制限を除けば、散會動議は常に順位の首位にあるものである。

第四項 散會の效果

一會員が前例に従つて地位を得、發言して提出してゐる爲、散會動議が秩序に合せざる時は、其の處理方法は宛も無期延期の場合の如くである。各附屬動議は既に一度の失敗を経たる後、再び之を提出することが出来るが、只中間に他の議事をはさまねばならぬ。例へば擱置動議の如きは一動議ありたる後、或は兩動議の中間に於て再提出をなすことが出来る。凡ての附屬議案は皆秩序の制限を受け、而して附屬動議自身に就いてのみ其の討論に従事し、本題に迄關係を及ぼし得ない。即ち該會員が「私は散會を動議します」と言へば、議長は「散會動議が已に提出されました。賛成者は可と言つて下さい」云々と言ひ、宣告して「可決されました。本會議は散會して、某日改

て、集會することに致します」と言ふ。此の表決に對し若し疑問があれば、他の案の場合と同様に質問を爲すことが出来る。

若し散會動議が否決となれば、一旦中斷せられた議事は再び進行を繼續し、若し通過すれば、中斷されたる事項は、次會に於て引繼ぎ之を處理せねばならぬ。此の時若し次會の定めなき時は、散會動議は討議中の議事を取消すこととなる。若し一定の議事日程、一定の散會時間の定めある時は、散會に依り中斷された議事は、次の會に於て逐次未完結案として之を提出し、而して之を提出せる時は、其の中斷された點より議事を開始せねばならぬ。

第五項 散會の時期

散會時間を規定せる團體にあつては、時刻至れば議長は當然議事を中止して「既に散會の時間が参りました」と言ひ、少時待ち（之れは「時間延長」の提議或は散會の提議を爲す機會を與へる爲である）、再び「本會議は之で散會します」と言ふのである。

此の時若し議事を續行せんと欲するならば、時間（時間は限定することもあり、せざる場合もある）延長の動議を提出し、上呈表決の上、其の結果に依つて效力を發するのである。若し散會時間を限定せざる場合は「本會は何時に散會するかを提議せねばならぬ。此の動議は其の他の

獨立動議と同じく、且何等順位の優先力がない。」

散會動議と同一の效力を有するものに、次會の開會期日を定むる動議がある。之は開期の規定ある團體にとつては必要な事項ではないが、其の規定なき團體にとつては缺くべからざる事項である。故に次會開會を定むる動議は當然、散會動議の順位の上位にあると説く者がある。然し此の動議は、討論文の修正を爲し得る動議に屬するから、然らずと爲すを正しとする。

若し散會動議が提出されたが、次會開會期日の定めがない時は、議長は次會々期が未だ決定され居らざることを以て、其の提議者の注意を喚起せねばならぬ。然る時は必ずや提議者は自ら其の動議を撤回して、次期開會期日を提議し得る機會を作るであらう。

然る時は暫く其の優先權を保留し、改めて再び散會動議を提出することが出来る。然し若し散會動議を撤回することを肯ぜぬ場合は、必然的に直に上呈採擇せねばならぬ。此の時若し會衆が次會開會を欲するならば、當然之を否決するであらう。

此の動議の形式の一例は『私は本日散會の上、來月曜（二日）午後二時に改めて開會することを動議致します』と言ふが如きである。

第六項 擱置動議

第二順位の附屬動議は擱置動議である。此の動議は終局の表決を遅延せしめ、更に考察審議の時日と與ふる爲のものである。此の動議は討論を爲し得ず、修正を加ふるを得ず、委員に附託するを得ず、延期するを得ず、取消すを得ず、復議に附するを得ず、唯單に散會の動議、時宜問題及び秩序問題に對してのみ讓歩せねばならぬ。若し此の動議が否決されるれば、散會動議と同一の條件の下に改めて之を提出することが出来る。

第七項 擱置動議の效力

擱置動議は、討議中の原案及び其の各附屬動議を一纏めとして擱置するものであつて、此の動議は、議案の一部に適用することは出来ない。故に若し一部分に加へられたる時は、當然全案に加へらるることとなる。若し此の動議が可決されるれば、原案及びそれに附屬する修正案乃至は之に附屬する附屬動議は、従つて何れも擱置され、而して別に他の事項に従事することとなる。

第八項 抽出動議

抽出動議は擱置動議ありたる後即時に提出するか、又は開會期の暫く後に提出するか、或は次會に於て提出することが出来る。

抽出動議は決して附屬動議ではない。故に順序優先の権利はなく、一般の動議と同位にあるものである。此の動議は又討論し得ない。其の効力は原案を擱置動議に依つて、中斷された點に迄引戻す事にある。

擱置案は若し其の後之を抽出するの提議無き時は、當然取り消さるることとなる。又擱置案は偶々會期の終結に際した時、或は一會年（一年）の終りに至つた時は、結局取消しに歸することとなる。

（提案方法） 例へば前節の二項に引例せる議案が討論中なる時、其の附屬動議として、委員附託、延期、及び討論停止の諸動議が提出されたとする。そして最後に申君は「私は擱置動議を提出します」と言ひ、議長は「擱置動議が只今提出されました。賛成者は云々」と言ひ、宣告して「通過しました。故に本會が登録準備を爲すとの問題は當然擱置さるることとなりました。今後は諸君、如何なる事項に従事したいと思ひになりますか」と言ふ。（恰も他の事項は皆終了したので）此時會議に、別に何等の議案も提出さるるに至らず、其の時甲君地位を得て發言し「私は「本會は登録準備すべし」の案を抽出することを動議致します」と言ふ。議長はそこで、其の動議を接述したる上、若し通過すれば「本案は再び諸君の前に提供されることとなりました。扱

て第一に處理すべき問題は、討論停止の動議であります」と言ひ、更に彼は續いて之を表決し、若し不成功なりし場合は、其他の附屬動議、例へば延期、委員附託或は修正等の動議を皆一々表決に附し、最後に本題を處決するのである。議長は擱置動議を表決するに當つては、宜しく會員に擱置動議は單に本題を擱置するのみならず、更に之に附屬する動議をも擱置するものなりとの注意を與ふるを可とする。

第三節 延期 動議

第一項 有期 延期

此の動議は動議の順位中第四位に位するものである。即ち散會動議、擱置動議、及び討論停止動議の次に來るものである。

延期動議が討論されつつある時に、若し本題に對する討論停止動議を提出するものがあれば延期動議は中斷され、一時停止とはならない。只散會動議又は擱置動議を提出した時は、其の效果は反對となる。思ふに此等の動議は一時中止をなすに過ぎずして、本題が再び出現した時は、此等の附屬動議は本題の復行を許さねばならぬからである。延期動議の期間は之を討論に附するこ

とが出来、且つ修正を加えることを得るが、委員附託、擱置、廢止、並に延期動議をなすことは出来ぬ。又即時之を爲すに非ざれば、復議に附することを得ぬ。此の動議の目的は、事件を一定の時迄延期して、完全無缺なる討論を加ふるを得せしむるにある。其の本題に對する効力は既述の通りである。

第二項 効力

此の動議は擱置動議同様、問題を放置する行爲である。只擱置動議は其の停止期間が定まつてはないが、此の延期動議は一定の時迄放置する丈の相違である。

延期案が再び提出されたる時は、之を名付けて「特別指定事項」と言ふ。

一議案を延期したる時は當然全案を延期することとなり、一部分のみを延期することは出来ない。若し延期動議が失敗したる場合は、一議事を隔た後ならば再び提出しても差支へない。

若し延期動議が通過すれば、書記は延期された事項を指定の期日迄責任を以て管理し、期日が到来すれば、如何なる事項が會議に附せられて居る時と雖も、此の指定事項は、皆當然議事秩序に合すべく、議長は他の事項を中斷しても、之を提出せねばならぬ。此の時若し議長が提出を忘れたる時は、書記或は他の會員は之に代つて提出すべきである。

(提案方法) 今例へば前節第四項に於て述べたと同一の案が討議中なりと假定し、修正及び委員附託動議が已に提出されて居るとする。

此の時寅君地位を得て「私は此の議案を只今より延期して來火曜日午後三時に、改めて討議することを動議します」と云へば、議長は「此の案に對し、只今來週火曜日午後三時迄延期する動議が提出されました」と言ふ。此の動議は討論を爲すことを得、且、其の日時を修正することを得る。斯くして常例の如く之を上呈表決し、若し通過せば(前節第四項の如く取消さるる場合と異なる)議長は「延期案は通過しました、故に本會登録の動議に對する討論は當然來週火曜日午後三時迄延期することに致します」と言ふ。而して來週火曜日三時なる定時刻に至れば、議長は當然他の事項を停止して「本會の登録準備案に對する指定討論の時となりました。此の議事は特別の秩序に依るを適當とするものであります。故に何卒諸君只今より之を討論して下さい」と告げる。若し他の議事を先に決定せんとする者があれば、「特別事項を擱置する」ことを動議せねばならぬ。而して若し此の動議が可決されるれば、指定事項は擱置されて再提出を俟ち、若し指定事項が擱置されざる時(若くは再提出されたる時)は、議長は續けて「此の案に就き第一に處理すべき問題は、委員附託の動議であります。」(何となれば、此の動議を討論しつつある時に、本題

が延期されたからである」と述べ、茲に於て委員附託の動議を採決に附し、且つ其の他の附屬動議を處理したる後、始めて本題に及ぶのである。若し議長が日時到來するも、指定事項の提出を忘却する如きことがあれば、會員は何れも皆起立して「議長、特別事項の時刻ではありませんか」と質すことを得る。

若し指定事項に、日のみ定めて時間には何等の定めがない時は、一括して當日の指定事項中に包含せしめる。

指定事項の爲に中断された議事は、動議を待つ迄もなく當然之を一時中止し、指定事項が決定したる後再び討論に入るか、若しくは次會に繰り起して未決定事項として處理する。

第三項 本動議に對する制限

有期延期動議に對しては、只時間に就き修正を加ふることを得るが、其の他の修正を加ふることは出來ぬ。有期延期動議を無期延期動議に変更するが如きことは許されない。

又一會期以外の日時を定めて延期を爲すことは出來ない。思ふに斯くの如きは無期延期動議と何等異なる所が無いからである。

第四項 無期延期動議

正當に言へば此の無期延期動議なるものは、延期動議に非ずして實は取消し、或は廢止の動議に外ならない。其の作用は乃ち之に依つて、直接決定的に本題を處決することに在る。

其の順位は最後なるを以て、何等の附屬動議も提出されて居らぬ時に於てのみ議事秩序に合する。

此の動議は討論し得るも、修正、延期、委員附託、擱置等を爲すを得ぬ。若し此の動議にして否決されるれば、同一原案に對して再び該動議を提出するを得ない。

第五項 本動議の效力

若し此の動議が可決されるれば、直ちに其の本題を取消すこととなり、其の效力は本題を上呈表決して、否決されたる場合に等しいのである。又反對の方法に依つて一問題を表決するのと同じ結果となる。例へば次の如き形式である。

議長「諸君の中、不賛成者は「可」と言つて下さい」と言ふ。此の方法は可決を反對者に適用し、否決を賛成者と爲すものである。此の動議は往々反對者の勢力を試みる爲に用ひらるるものであつて、反對者が事實上大多數なる時は、此の方法は議案を取消す爲の捷徑である。故に效力上より言へば、此の動議の別名は取消動議なりと言ふを得る。

(提案方法) 前項第四項に於ては、既に此の動議を提出する方法を説明して置いた。此の場合若し已君の動議が取消されることなく通過せりとせば、議長は「通過致しました。故に本會登録問題は、當然無期延期することとなります」と言ふ。斯くして復議に附する場を除けば、其の事項を終結したることとなる。凡そ此の動議に依つて取消されたる問題は、若し再び提出せんとせば、當然翌年の開會迄待たねばならぬ。

第四節 委員附託動議

第一項 委員附託

委員の議に附すとは、一事項を委員に附託し、以て準備計畫或は審査せしむることを言ふのである。此の動議の作用は、事件に對して充分に其の措置を考究し、或は詳細に調査し窮める事にある。其の順序は附屬動議中の第五位にあり、修正、取消の動議の前に位するに過ぎぬ。其の順位にある附屬動議の影響を受くる事は前節の第一項に陳べた所に同じく、討論停止動議に依つて中斷され、且つ其の他の附屬動議の爲め一時中止せらるる所となる。

此の委員附託の動議は討論は爲し得るが延期、取消、擱置することは出来ない。又重ねて委員

に附託するを得ない。單純なる委員附託動議は修正するを得ないが、唯訓令を有する委員附託動議、又は一定數の委員を指定するの動議、及び如何なる方法に依り委託するか等の動議は修正を加ふるを得る。此の動議を復議に附する場合は、即時に之をなすべきであつて、若し委員が既に決定し、其の活動を開始したる時は、斷じて復議を爲すを許さぬ。若し又委員附託が否決となりたる時は、一議事を隔てたる後に於て始めて再提出を爲し得るのである。又其の討論停止の動議の影響を受くることは既述せる通りである。

委員附託動議と同等の效力を有するものがある。「全會員を以て委員となす」の動議が即ち之である。之は本會議全體を以て、變じて委員會と爲すものであつて、討議中の事項に對して公式の談話を爲すことである。

全會員を委員と爲さんと欲する時は「全會員を委員とす」との動議を提出せねばならぬ。之が若し通過すれば、議長は他の會員に請ふて委員長たらしめ、彼自身は會場に下つて一委員となる。茲に於て委員長は一同に向ひ、秩序につき委員會の議に附せられたる問題に就き討議を開かんとを請ふ。普通一般團體に於ては、全員委員會の方法を用ふる機會は稀である。全員委員會に關しては追て詳細述べることにする。

第二項 委員附託動議の效力

或る事項が附議中なる時「委員附託の動議」の提出があり、之が若し通過すれば、其の效力は附議中の全案に及ぶものであつて、一時本會議より抽出して委員の手に附託する。茲に於て委員會を設けると共に、之に訓令を與へることが必要である。委員は直に其の事項を接受し、訓令に従つて、見計ひつつ事件を處理し、各種の準備を爲し、然る後次會に於て其の結果を報告しなければならぬ。

委員附託を爲す時若し修正動議が提出されて居り、其の結果委員附託動議の阻止する所となつた場合、委員はこの修正動議を酌量辨理し且つ之を報告せねばならぬ。而して此の動議が若し賛成を得れば本題に加入し、然らざる時は之を削除する。此の時若し廢止動議を爲せば、委員は當然之を排除せねばならぬ。而して此の外には附屬動議はない譯である。何故なれば其の余の四者は皆此の委員附託動議より前に處決することを要し、之等の解決終りて後始めて委員附託動議に従事することが出来るからである。

(提案方法) 登録準備の動議が討論されつゝある時(二節第四項の如く)癸君が地位を得て發言し「私は委員に附託することを動議致します」と言ひ或は又「該事項を委員に附託することを動

議します」と言へば、議長は「只今、委員附託の動議がありました。諸君、此の問題を處分するの準備は出来ましたか。賛成の方は云々」と述べる。そこで宣告して「通過致しました。本會は登録を準備すべし、の動議は委員に附託して計畫施行することとなりました。然し、委員會の人数は幾名としますか。」戊君之に對して「私は五人とすることを動議します」と言へば、一同は、之に就いて、討論を爲し、若しそれと異なる委員數を提議するものがあれば、既述の形式に準じ、投票して表決する。次で議長は「委任は如何なる方法で委任しますか。議長から委任しますか、或ひは會員一同から委任しますか」と言ふ。そこで會員が動議して「議長より委任して下さい」とか或は「會員一同より指名することにしたら如何ですか」等と動議するのである。次で上呈表決するのであるが、若し前者の場合ならば、議長は即時又は暫くして五人を指名して委員會とする。第一に指名されたものは臨時委員長となり、委員が集會した時を待つて、改めて其の議長(委員長)を選挙する。

若し會員一同より指名すべしとの動議が可決された時は、既述の手續きに準じて辨理する。此の時又委員に各種の訓令を授け、或は全權を附與せねばならぬ。例へば次の如き動議があつたとする。

其の一、「委員をして、本會々員名簿の事項を辯護士と協議せしめたる上、次會に於て之を報告せしむ」之れは訓令を授くる場合の例である。

其の二、「委員に全權を授け以て本會に登録の事を準備せしむ」之は全權を付與した場合の例である。

若し常務委員に附託すべき問題がある時は其の正式動議は「本問題を某種常務委員に附託す」となる。斯くして若し通過すれば其の事項は當該委員に委任することになるのである。何故ならば常務委員附託の動議は特務員附託のそれよりも前位にあるからである。

單純なる「委員附託」の動議に對し、制限附委員附託の動議を以て之に代へる事がある。例へば「該事件を議長より委任せられたる五人の委員會に附託す」の如くなれば一動議として提出することが出来る。然し又之を三動議に分解して一動議毎に單獨に之を提出すれば更に適當となる場合もある。

制限付動議の提出方式及び其の効力は皆單純委員附託動議と異なる所なく、且同一法則の拘束を受ける。而して其の討論及び修正は部分部分に分ちて、之を行ふことが出来る。

第三項 訓令を附帶する委員附託動議

提出せられたる委員附託動議にして委員に特殊の訓令を附帶せしめるものがある。此等の訓令は動議より分解するを許さずして必ず委員附託動議と同時に上呈表決せねばならぬ。若し訓令を除去して、訓令なき委員附託動議と爲さんとするならば、「訓令刪除の修正」を動議せねばならぬ。例へば假りに「事件を議長の委任せる五名の委員に附託し、且辯護士の指示を求むる様訓令す」と云ふ動議があつたとすれば、此の動議は四段に分解する事は出来ないが、三段に分けることは出来る。即ち、一、委員に附託し之に訓令して、辯護士の指示を仰がしむることを動議す、二、委員の數を五名とす、三、委員は議長より委任す、となる。而して第一動議は「訓令刪除の修正」を提出するを得、斯くすれば一個の單純委員附託動議となり、其の後に於ては其の他の訓令を加ふるも又加へざるも隨意である。總括して云へば、「訓令を附帶する委任附託動議」は分解するを許さない事は事實上慣例となつてゐる。

第四項 問題の一部分

問題内の如何なる部分にても均しく委員に附託し得、同時に其の他の部分は依然として進行を繼續することが出来る。然し、最後の處決は委員に附託したる部分の回答、報告ありたる後始めて可能である。

第五項 委員の選舉

從來議案を提出したものが同案の委員となれば、必ず之に委員長たることを依頼せねばならぬと云ふ成見が一般に行はれてゐる。然し近來は此の説に従ふ者尠く、且全然従はざる者が益々多くなつてゐる。思ふに斯の如きは自由平等の法則に戻るから、漸次採用する者がなくなつたものと思はれる。

議長より委任すると、會員一同より指名するとを問はず、何れの場合に於ても其の事項に特に留意せる會員、或は當該事項に適應せる才能を有する會員を選び、且又、一二の新參者（未経験者）を加へて、經驗者と一緒に事件を處理せしめたならば、最も適當であると思ふ。若し提案者が適當の人であるならば當然委員に選ばれるであらうが、必ずしも委員長と爲すには及ばない。前述せる如く最初の指名せられたる委員は、第一次會を召集する外は、必ず委員長となるとは限らない。又委員の人数は奇數とする方が好都會である。それは表決の同數となるのを避ける爲である。

委任を受けた人が若し出席して居ない時は、書記から通知せねばならぬ。又委任せられた委員の凡てに對しては、首席議員より第一次會の召集を通知せねばならぬ。

委員に附託せられた時は、本會議に於ける凡ての委員附託の議案は一時進行を停止し、本會議は其の他の問題に従事せねばならぬ。委員報告の手續に付いては改めて次節に詳述する。

第六項 獨立の委員附託動議

凡ての各本題（原案）に關係ある附託動議の外に何等の議案が討議されて居ない場合は、何時でも委員附託の動議を提出することが出来る。之れは獨立の委員附託動議であつて順位の優先權を享有せず、且又各種附屬動議の方法、作用の拘束を受ける。何故なればそれ自身が一個の原案であるからである。

第五節 委員及び其の報告

第一項 委員の性質

委員會は附屬團體であるから、單に其の訓令の範圍内に於てのみ活動し、且之を委任せる會の支配を受ける。委員が已に委任を受けたる場合は、集會して其の團體を組織せること既述せる如くである。

委員會の會議は會議の常規に従ふのであるが、然し各種の起立、發言、或は秩序に準じて復席

する等の堅苦しい動作は省略することを得、討議する事項は談話の形式を以て行ふを得るものである。然し一切の動作は正式の動議及び表決を以て之を處分せねばならぬ。又書記の手に依り一つの法式に適合する記録を作製保存すべきであるが、若し書記がないときは委員長は表決する事項の總てを筆記せねばならぬ。

又委任を受けた委員のみが其の討議に參與することを得るものであつて、會長及び各職員と雖も、若し委任されざる時は、其の會議に参加するを得ない。且會長とても委員を監督する権限を有せず、若し會長が委員會に於て其の権力を行使し、或は勸告指導を試みんとすれば、當然之を拒絶せねばならぬ。委員會は大多數を以て其の定足數とする。全委員會は會員の全部を以て一の委員會を構成するに過ぎない。其の會議の規則は、正式の會期を延長して充分に討論を行ふものであつて、停止動議を提出するを許さない。又委員會が常に用ふる所の非行式行動は皆全委員會に於ても準行して可なりである。

會議終了の時に至れば全部の委員は退席し、そこで行事の性質が一變する。即ち議長は其の席に復席し、一同を再び秩序に就かしめ、委員長は一同に正式の報告をする。而して一同が此の種の報告を處理することは總て其の少數の委員會の報告を處理する場合と同じである。

第二項 委員の権限

委員は訓令を受けた時は其の権限は、命令された事項の範圍内に存する。若し委員附託の事項に何等訓令を附帶せしめない時は委員は其の議案の様式を審査して、已に通過せる修正案を加入し、合せて其の得たる所に貢獻し、會衆の討論及び表決に便宜ならしめる。委員は單に委任せられたる事項に従つて執行し、常に慎重注意を怠らず、少しも其の権限を越ゆることなき様にせねばならぬ。

若し委員にして全權を受けたる時は、其の議事執行は一個の獨立團體の如き觀がある。本會議に於て已に表決せる事項をより完全ならしめんとする時、委員に全權を委任して之を執行せしめ以て其の完璧を期するのである。或は又何れにても可なる問題に於て委員に附託し、全權を付與して之を處決せしめることがある。此の時の決議は終局的の決定論となる。

(提案方法) 「本會が登録を準備する」の動議が討議中なるとき、單純委員附託動議が通過し、茲に於て委員に委任の上、事件を之に托したときは、委員は如何にして登録するかの方法を討議し、且當然處理すべき事項を調査する。之が終れば委員長は「本會はよろしく登録すべし」(又は登録するに及ばず)と其の理由及び方法を詳述する。若し其の動議が「事件を委員に附託し、

委員をして辯護士の指示を受けしむ」と言ふのであつたならば、委員は訓令に従つて辯護士の許に至り、共に協議し、然る後辯護士の言へる所を一同に報告する。或は此の時同時に自己の意見を呈して、一同の採決に委ねることがある。

若し此の時「本會登録の任を、委員に附託して全權を以て之れを處理せしむ」の如き動議があれば、委員は登録に要する各種の手續きの處理を爲し、之が終れば其の結果を一同に報告する。若し審査の後、登録の件は時宜に適せずとしたならば、一同に告げて「本會登録の件は時宜に適せず」と言ふ。若し一同が是非登録を欲するならば、先づ「本會登録の件」を表決して、然る後全權を附して委員に委任し、之を執行せしむる。斯かる場合には、委員は只進んで「本會登録」の件の施行を爲すより外はない。

第三項 報告

委員會の事務終結したる時は、委員長又は其の他の受命者は、當然一つの報告書を準備して、審査を爲したる各點及び委員の判定を詳細に記録する。若し委員中に少數の不賛成者あるときは、亦別に一報告を作製することを得、之を「少數者の報告」と名付ける。之は彼等少數者の判定を包含するものである。

報告に用ふる言辭は簡單明瞭なるを要し、時として私見を具陳する場合は建議なる語を以て其の結尾とする。例へば委員にして「市中に赴き、會堂の賃貸料及び其の様式を調査すべし」との訓令を受けたる際は其の準備すべき報告次の如し。「本委員は、本市各會堂の賃貸料は左の如くなるを調査せり。民樂堂、賃貸料一日十元、崇徳會、一日十二元、自由廳、一日八元云々」と云ひ、「本委員は最初に掲げたる會堂の價格及び其の位置を以て最も適當なりと信ず。委員某々謹報」と報ずる。又委員にして訓令を附帶することなく、一問題を審議したる場合の報告は次の通りである。

「本委員は、此の案の語句は、應に以下の形式の如くあるべきことを建議す」と言ふ。

或は「本委員は、此の議案は、採用すべきに非ざるものなることを建議す」(其の理由を詳述す)と報告し、併せて上述せる如き結尾の語を加へる。訓令を帯びて事件の處理に當りたる場合、其の報告は次の通りである。「本委員は、訓令に照らして其の責を終へ、本會の集會所として、崇徳堂を賃借し得たり。」

第四項 報告の上呈

委員にして若し其の報告を一定期日になすべき訓令を受けたるときは、期日に至り報告の順序